

日本經濟政策学会編

現代日本經濟における國家の役割

— 日本經濟政策学会年報 IX —

1961



勁草書房

目 次

論 説

現代の日本経済における政府の役割	氣賀健三
わが国長期経済計画の問題点	塩野谷祐一
経済成長と安定における国家の役割	吉田義三
経済成長と国際貿易における国家の役割	藤井茂
雇用政策における「国家」の一側面	三元均
わが国産業構造の変化と国家の役割	松尾豊
—企業集中の問題を中心として—	儀賀壮一郎

報 告

構造理論のために	酒井正三郎
国家意志と国家権力との関係について	西山司
国家と価値法則	大門一樹
経済政策と社会過程	久米収
—経済均衡と社会拘束均衡の統一的理解—	堺全夫歯

わが国主要貿易港発展形態の分析

——四日市港を中心として——

資本蓄積と中小企業

松浦茂治・糸井

書評

- クラウス『國家と経済』——歴史に照しての経済政策の基本問題—— 野尻武敏 三三
アルマック『宗教と経済——我々のヨーロッパ的生活形態の精神史的諸背景』 金子弘 三三
ロストウ『経済成長の諸段階』——非共産党宣言—— 杉浦英一 三七
ホゼリツ『経済成長の社会学的様相』 久米収 三四
レーニン『帝国主義論ノート』 熊谷一男 三四
アブラモビッツ他『経済的資源の配分』 稲毛満春 三四
ボーエン『賃金——物価の理論』 野本千秋 三四
ロストウ『自由のための計画』——アメリカ資本主義の公法 赤沢照三 三四
フィリップス『アメリカ経済における小企業』 宮永昌男 三四
ザンバルト、ストーラー『経済統合——歐州統一化の理論的諸仮定と帰結』 久保田順 三四
ダーレ『デリーにおける小規模工業』——投資・産出高・雇用状況に関する研究 久保田順 三四

学会記事

論 説

現代の日本経済における政府の役割

貞健三

国家の権力とその方針とは、一部の階級の利害によるものでなく、国民の全体によって規定される傾向にあるとみてよいと思う。

一国の政府の経済的役割は、その国の経済問題とこれを解決しようとする政府の権力と方針とによって規定される。

日本の政府は、議会政治の枠のなかで承認され、現在の国家機関に許された能力の範囲内でその政策を実施する。経済分野におけるその能力は、同時に財政上の操作をともなうものであるから、その面の限界を、われわれは考慮にいれなければならない。

国家の権力とその方針とは、一部の階級の利害によるものでなく、国民の全体によって規定される傾向にあるとみてよいと思う。民主政治のもとにおける全体とは、部分と部分の調和を意味しており、部分を超越した全体のごときものを意味しない。わが国における政党の対立がいかに調和しがたい要素を含んでいるとしても、長い目で、全体的に眺めるならば、わが国の政治もまた、一歩、一步、部分的な利害の調和を通じて、全体の利益の増進に向うものと想定してよいであろう。

上記の前提のもとで、わが国の政府の課題を、その目的にしたがつて分類するならば、つきのように分類することができる。

- 民主的な議会政治のもとでは、國家の権力の行使は、原則的に国民の意思を反映する。わが国のように、議会政治の慣行が十分に成熟していない環境のもとでは、民意の反映もまた十分とはいがたいと思われるものがある。ことに二大政党といわれる自由民主党と社会党が基本的に相対立する見解に立ち、しかも少数党たる社会党がいわば万年野党として自由民主党に対立しているところでは、社会党によつて代表される民意は、つねに抑えられる傾向にあるといつてよい。しかしながら、われわれが民主政治の育成を信じかつ望むかぎり、わが国の現状に不満があるうとも、政府は、議会政治を通じて国民全体の意向を代表し、かつそれにしたがつて全体の利益を追求しようとしているものと考えなければなるまい。換言すれば、

(1) 国民総生産の増大のための措置

(2) 所得の分配を是正して、貧困を救済または予防する措置

(3) 経済的変動を防止または緩和して、安定を促進する措置

(4) 経済的活動における個人的自由を守り、独立と創意を増進する措置、又は個人的自由を抑制して特定の利益を保護する措置

(5) 公共需要を充足する仕事

これらの目的は、資本主義国において、そのいずれの発展の段階においても、政府の仕事として委託されたものであり、その相違は、それぞれの目的的重要性の認識とその実現方法の相違にあると

いってよいであろう。自由放任の経済思想が支配した時代でも、混合経済と呼ばれる現代においても、これらの目的は忘れられてはいなかつたのである。

これらの目的はその相互のあいだの関係において或る場合には補完的であり、他の場合には競争的であり、或いは相互に矛盾することが生ずる。われわれは或る特定の時代において、特定の経済的条件のもとで、互いに矛盾する関係を調整して、相互補完的な関係にこれを整えることが、その時代の経済政策の特徴を現わし、その時代の政府の役割をあきらかにすることになると考へる。

たとえば資本主義的発達の比較的初期の段階においては、経済的成长が分配の問題よりも重要視せられ、同時に両者は相反する関係にあると考えられた。それにしたがつて政府の方針は、生産力の増強に多くの権力と財力を割き、貧困と労働条件の劣悪とを改善することには熱心でなかつたのである。また成長の過程における変動と、変動から生ずる不安と貧困にたいしても、十分でない対症療法が講ぜられるにすぎなかつた。

しかるに現代の資本主義のもとでは、低所得階層の所得を引上げ、貧困を緩和しようとする分配是正策は、生産力の増強のためにも必要な方策であると考えられ、両者の背反関係はいちぢるしく軽減せられているのである。

II

まず公共需要の充足についてみると、戦前と戦後の比較においていちぢるしく異なる点は、戦後の国防費の比率の減少と教育費の比

率の増大である。後者は義務教育が九年に延長せられたこと、人口の急激な増加が戦後数年間に生じたことと高等教育の範囲も増大したことなどがその主たる理由と考えられる。防衛費の減少は、日本がいわゆる軍隊を放棄した結果にほかならない。このような比率の変化は、政府の公共欲望の充足という点からみて特にわが国では重要ではない。事情に応じて、また別の方向に比率変化が生ずるであろう。比率に多少の変動があつても、つねに或る程度存在する必要不可欠な政府の役割の一つである。重要なことは、経済的にみて、縮少された防衛費から生ずる財政上の余裕を他の方面に、すなわち民生の安定のため、或いは産業基盤の育成に、或いは直接に生産的投資に廻す部分が増大するという事実である。

公共欲望それ自体としては、今後政府のなすべき内容は増加する傾向をもつと考えられる。人口の増加そのことが公共欲望を増大せしめる。技術の発達は、分業を発達させ、産業間、企業間および一般の社会生活の相互依存関係を複雑にし、公共施設の拡充を要求する。道路・港湾・交通・衛生・教育・技術などの施設はいよいよ多く政府に依存する範囲を拡大するであろう。これにともなつて、司法・行政の面においても、政府支出が絶対的な額において増大する傾向もまた不可避となるであろう。

政府の固有の事業のこの分野が拡大することは、必然であるとして、問題は、この方面における民間企業とのあいだの関係である。公共欲望が政府に委任される経済的理由は、(1) 技術的に政府でなければ実行しがたいもの、(2) 営利採算からみて私企業では成立しないか利益が低いので、全体の利益のために政府の仕事として遂行

されなければならないもの、(乙) 社会的公正の保持のために私企業にまかせ難いものである。(丙)に属するものは、たとえば道路・港湾の施設があり、(乙)に属するものは教育事業・植林事業があり、(丙)に属するものには、郵便事業がある。このうち、(乙)と(丙)は比較的明瞭にその範囲を規定することが可能であり、経済的な問題とならないが、(乙)の部分は、その限界は明瞭でない。社会の全体のための必要の標準と程度が不明瞭であることが問題を生むのである。たとえば教育事業は、公私営混在であるし、わが国では高等学校以上の教育においては圧倒的に私経営である。私立学校にその子弟を通学せしめる父兄は、公立学校に通う他人の子弟の教育費の一部分を負担しているのである。

需要公益性を強調する立場に立つとき、ほとんどすべての公益事業は政府事業または財政的援助の事業となすべしとする議論が立てられる。基幹産業や重要産業の公有化の議論もまたこれをもとにして立てるとは不可能ではない。

多額の資本を当初に必要とする理由、危険が高いという理由で、公共のために必要とする事業に政府が投資し、或いは低利資金を貸付け、或いは補助金を提供することは、たとえば航空事業・開拓事業・住宅建設などにみられる。このような傾向がますます進行するに、一国の資源と労力は、市場経済の計算からはずれる方向に配分されると同時に、生産力の発達にたいしても多大の影響をおよぼす・所得の分配の面にも変化を生む・低い家賃で公営住宅を供給することは、住宅費の個人的負担を不平等にする。道路公団に政府の低利資金を融通することは、比較的富裕な観光客を優遇するにひと

しいのである。したがってこの方面における政府の仕事は、生産力効果と分配効果について、できるだけの考慮が望ましいのである。

今日おこなわれつつある公共事業は、この点で市場経済的採算によって充足しがたいが、しかも生産力効果と分配効果とにおいて、市場計算を補おうとする性格をもつといふことができるであろう。

(乙)について。個人的自由を守り、市場における活動の独立と創意を維持しようとする政府活動は、一種の両刃の剣であって、一方では自由を保証し他方では抑制をともなう。これは個人的自由の性格に内在するものであつて、政府のいかなる活動もこの関係からはなれることはできない。個人的自由は、他人がそれを侵害しないといふ約束を守ることから生ずるものであるから、政府の力による個人の自由の保証は、他人にたいする抑制の枠をはめることにほかならない。したがつて自由を守るという問題は、いかなる自由をいかなる方法で守るか、換言すればいかなる抑制をいかなる方法で規定するかに問題があるといつてよい。

現代の政府にとって、この方面で最も重要な仕事は、国内的には独占と競争の関係および労働者と使用者の関係をいかに調整するかにあると考えられる。対外的には貿易上の競争の制限或いは制限の緩和によって、自由な活動の枠を規定することである。

上記の項目以外のものについて、近年次第に増大しつつある自由活動規制の問題をかえりみると、経済活動における個々の職業と、個々の商品とについて、公的な規格を制定する仕事がある。労働の種類が多種多様になり、その仕事の社会的影響を考慮する必要が増大するにつれて、政府はそれらの職業の資格について一定の規準を

定め、この規準に合する場合にのみ、その仕事を許可するのである。知識と熟練を要し、危険と疾病・不潔とを予防することを必要とする職業については、政府は一定の取締規則と検定の制度を設ける。この規則に抵触しこの検定に落第するものは、その職業と選択する自由を許されないのである。この意味でさまざまな取締規則は自由の制限であるが、他方においてそれはひとびとに自由を与えている。すなわち一定の規準の上に立つて始めて安心した経済的取引が可能になり、危険や不衛生にさらされることのない経済活動が自由におこなわれる。それはちょうど、交通の頻繁な道路に交通規則を設けることによってかえって交通を円滑にかつ多量に行なうことができるのにひとしい。交通規則の制定はそれ 자체として交通の自由の制限であるが、この抑制を通じてかえって一般の交通は自由を享受する程度を高くしているといえよう。企業の経営についても、商品の規格や、その生産・販売・消費の方法についても、これに類する政府の干渉は、いくつでもあげることができる。これらはいずれも経済活動における個人的自由の枠を規定するものであり、一面の自由、反面の抑制の形を示すものである。

経済活動の複雑、社会的影響の多面化、技術上の発展にともなつて、政府のこの種の市場活動の規制はいよいよ増大するであろう。これらの規制のあるものは、もし自由競争の徹底的な作用を期待すれば、無用・有害と考えられるものである。たとえば、ある商品、ある職業にたいして、政府の指定による規格を設けないでも、競争の淘汰作用がおのずから作用して、価格にくらべて質のすぐれたものが残存する結果となるし、また質の優劣にしたがつておのずから

価格に差異が生ずると考えられるのである。
かかる結果は、しかし競争の条件が完全であり、市場における移動に障害がないような完全競争者のもとで淘汰の犠牲の上に期待しうることである。現実の競争はつねに不完全である上に、一般的傾向としてかかる結果の成立には、絶えざる試行錯誤の過程の反覆を前提条件とする。この過程において、知識のおよばない競争者は不利益をこうむり、無知に乗ずる競争者は一時的利益を得て、競争市場を混乱させるのである。したがつてかかる混乱と経済的不正を未然に予防することは、今日の政府の役割と認められてよいのである。

しかし、問題は抑制と自由との均衡に残っている。政府のこまかい規制が国民に依頼心を生ぜしめ、自己の責任の自覚を喪失せしめる危険があるとき、政府の規制はいわゆる父権主義の弊害を生み出すのである。それは抑制によって喪失する自由を多くし、抑制によって獲得される自由の効果を減らすものであろう。

政府の市場活動規制の重要な領域は、独占と競争の関係をいかに調整するかにある。戦後に占領軍の指令にもとづいて制定された独占禁止、経済力の集中を排除する仕事は、今日までのあいだに、いろいろな修正をへて、多くの例外規定を附加された。しかし公正なる取引を維持するという趣旨のもとに、この法令は生きており、企業は任意にカルテルを結んだり、独占的合同をおこなうことを認められていない。

わが国においては、しかしながら巨大な企業が現実に独占的勢力をもつものは、工業の領域に存在しており、しかもいわゆる中小企

業が過当の競争市場を構成している分野が併存している。

独占の禁止は、市場における私企業の競争を経済的に不利とする分野では、適用されるものではない。多くの公益事業はすなわちそれらに属する。この領域ではむしろ独占が擁護されると同時に、独占企業にたいする公的な監督が加えられる。提供する商品または用役の質と価格、その提供の仕方、その企業の経理、労働の規則について政府は監督し、競争の欠如がもたらす非能率性、無効性にかかる措置を加えるのである。

企業の合同やカルテルの協定は、競争の制限を意味するもので、当然に独占禁止の法令に抵触する。しかし、政府は、近年にいたつて、この法令を守るのに忠実ではなく、いろいろな形でその例外規定を設けてきた。合理化カルテル、不況カルテル、輸出カルテル等は比較的早く、その結成を承認された。中小企業において過度の競争のために、その生産物の取引に円滑な運行が阻害されるおそれがある場合には、調整組合をつくって、その需給調整をすることが認められている。

私的独占の禁止の法律の適用が除外されることを定めた他の法律をあげると、たとえば臨時肥料需給安定法、石炭鉱業合理化臨時措置法、機械工業振興臨時措置法、織維工業設備臨時措置法、生糸製造設備臨時措置法などがある。

これらの法令はいずれも競争の結果として生ずる淘汰作用を防止して、同業者の共同の組織により、設備の協定、生産物の協定、価格の協定をおこなわせるものである。その協定には政府または政府の委嘱による公的な審議機関が参加して、これを定めることになつ

ている。たとえば肥料については、通産大臣は、肥料審議会の意見をきいて、肥料の生産者にたいして、肥料の種類、数量および品質を定めてその生産を指示することができる。農林大臣は肥料や肥料の原料の買取りを指示することができ、また肥料の最高販売価格を定めることができるのである。

織維工業設備臨時措置法についてみれば、政府は特定の織維工業設備を台帳に登録させて、その使用を監督し、また過剰の設備の整理を命令することができ、また高騰するおそれのある販売価格にたいして勧告をおこなうことができるのである。

がんらい私的独占の禁止は、私的独占を原則的に経済上の悪であるとする見解から設けられたものであるが、その考え方の本家ともいうべきアメリカにおいても、また現在の日本においても、これをそのまま受け入れることが経済的に有益であるかどうか、また経済的に有効であるどうかについては、一がいに一方的な解答を出しがたい。独占そのものの実体を法律的に、或いは経済的に規定することもまたむつかしいのである。大企業をそのまま不当な独占企業とみることは不當であるし、かりに或る標準にしたがつて独占度が高いと判定しても、それが競争を排除しているとか、いわゆる不当な独占利潤を獲得していると判定することは困難である。また独占的権力をふるおうとするならば、大企業は法律上の制限に触れない方法で、その目的を追求することは不可能ではない。

他方において小企業は、いわゆる過度の競争のために圧迫され、大企業からも圧迫をこうむる面があるのであって、それをふせぐには、むしろ同業の組合をつくって、協定を結ぶことは、事情によつ

ては必要である。

さらに外国との取引関係においては、過当競争が日本にとって不利益をまねくことは、しばしば指摘されているところである。したがって、全面的に私的独占を禁止することが不当でもあり、困難でもあるのであって、政府は数多くの除外規定や、別種の立法をもつて、独占禁止の方針を緩和せざるをえない立場に置かれているといつてよい。このような傾向が、実際に市場の独占化をいよいよ拡大せしめるかというならば、わたくしは、必ずしもそうは考へない。産業のある部門において巨大企業の発達とその共同行為が独占化をもたらす傾向を否定しないが、全体としての市場における競争は、他方において拡大される傾向をも見逃すことはできない。製品の多様化、技術の多様化と変化、市場の拡大、移動の容易などが競争を拡大する要因としてあげられる。したがつて独占または経済力の集中は、必ずしも競争を排除しない。問題はむしろ大企業と小企業とのあいだの競争関係の調整にあるといってよいであろう。市場の規制に関する他の一つの問題は、労使関係の規制である。使用者と労働者とのあいだには、利害の対立する関係と相互に競争する関係がある。一使用者と一労働者との対立にあっては労働者の立場は概して弱く、使用者のそれは強い。前者には、他に多くの代用労働者の競争があるのにたいし、後者には、それが比較的に少ないと、労働者の生活は基礎が強固でないのに、使用者のそれは、比較的に安定した根拠をもつていることが、その対立上の主たる経済的理由である。今日、大多数の資本主義諸国は、労働者の団結を承認し、労使間の関係は、労働組合と企業経営者とのあいだで規制されるもの

が多い。同時に両者の協定について、政府はその守るべき規準を設けて、労働者が社会的・経済的に不利な条件におかれることのないような保護を設けている。労働組合法、労働基準法および労働関係調整法は、労働市場を規制し、同時に労使間の紛争を処理するために設けられたのである。これらの法律の制定によって、その法律の趣旨が実際の経済界に生かされているかというならば、それにたいして十分の肯定的返答を与えることはできない。労働基準法にそむいた労働条件をもつて働くされている事業場は日本のいたるところにみられるし、しかもこの法規を厳重に施行するときには、事業が成り立たないものがある。労働者がわの自覚の欠如、使用者がわの無反省のためにそれが守られないものもある。これらは、時間の経過をまって漸次に改善を望む以外に適切な方法はない。と同時に一般的な労働規準が或る種の産業の実状に適さない場合も存する点については、政府が反省する必要があるであろう。守ることのできない法律の実施を強いることは、善い効果をもたらさないし、法律を輕視する風潮を生むからである。わが国のように、企業の規模、生産の技術、労働の慣行について、大小、新旧さまざまの種類が多数に存在し、しかも中小の企業、零細の企業が数において圧倒的に多いところでは、一般的な法律によつて労使の関係を整えるには、特殊の困難がともなうのは、不可避的である。しかしそれだからといって、これを調整しない方がよいという結論にはならない。むしろ反対に、この方面における政府の仕事は、一そう重要、一そう細心の注意と努力を要求されるのである。労働基準法は、労働条件の改善に寄与するところがあることは、一般的に労働力の買手市場のも

とにおいては、承認されなければならない。しかしながらそれには経済的な限界がある。その限界を超えて労働条件の改善を強いることは、単に使用者がわにとつて經營困難の事態を生ぜしめるとともに、労働供給者がわにとつても、就業上の妨害となるのである。労働条件の永続的な改善は、法律の力によつて可能となるものでなく、労働生産性の向上によつてのみ可能となる。法律は或る程度においてその向上をうながす刺戟因の意味をもつものといえよう。同じことは法律による最低賃金の制定についてもいえる。過度に高い水準の最低賃金制は、これを強行すれば、一般的な費用騰貴が多数の失業者を生み出し、過度に低い最低賃金制は、無意味というよりむしろ労働者にとって有害である。

市場規制に関する政府の仕事は、国際貿易の領域において、大きな意味をもつてゐる。政府は自由経済の時代においても国内幼稚産業の育成や、国防的産業の保護、或いは国庫収入の獲得などの名目をもつて、商品と資本の輸出入の境界に、関税や量的規制の方法をもつて干渉する仕事を引受けってきた。現在では、為替相場が一定率に固定されており、産業保護の形で為替の制限がおこなわれてきてゐる。わが国における外貨の不足の心配から、とくにドル地域にたいする輸出の促進と輸入の制限の形の、為替規制を政府はおこなつてきたのである。輸入される原料の相対的な供給不足は、それの加工産業を必然的に保護する結果となつたのである。

最近のいわゆる自由化は、まず第一に為替の自由化であり、政府による為替制限をとりはずすことである。通貨の交換性を回復すること、資本の国際的移動の障害をのぞくこと、さらには関税障壁を

改革すること、等の問題が、政策上の日程にのつてゐる。

これらの自由化の方法と実施の順序と日程は、わが国の経済情勢、とくに貿易差額と、国内産業のこうむる影響とにたいする考慮に依存する問題である。ここではそれについての解答を示すことはできない。ただ、政府が貿易の市場規制を通じて国内産業に影響しうる力がきわめて大きいことは、断言しうることである。貿易の市場においては、量的統制と価格統制とを技術的にもつとも実施しやすいのである。

三

(1) および(2)について、つぎに政府の役割として、今日もつとも注目をあびてゐる仕事、経済的成长過程における変動にたいする戦いの仕事を述べよう。変動は市場経済の体制で、無数の経済的決意が单一の支配に服していなないところでは、不可避的である。変動は、部分的に産業の或る部門において生ずることもあるし、一国全体の経済活動の成長、停滞、衰退としてあらわされることもある。経済的に好ましくない変動は、成長の過程に生ずる停滞と衰退である。ついに一国の労働力人口が増加し、貯蓄の純増加が進むとすれば、それに対応して労働と資本が使用される量が実際に増大していくなければならない。しかし市場機構は、その並行的増大を必ずしも保障しない。労働人口の増加は予測しうることであると同時に、短期的に制御しえない要因である。したがつて政府は、経済的成长の過程において貯蓄と投資、さらにそれと相互依存の関係にある所得といたして安定を与える工夫をこらすことを主要な任務としなくては

ならない。最近における政府財政の比重（国民所得のうちで占めるその割合）は増加し、それが貯蓄ならびに投資の過不足を調節する能力は、いちぢるしく増加してきた。政府は財政的手段と銀行組織を利用する金融統制とを通じて、成長過程における安定の政策を効果的に実施する能力を高めている。

安定せる成長を期待するにあたっては、将来にたいする或る見透しが必要である。見透しは数ヶ年にわたる長期のものと、数ヶ月以内という短期のものとが考えられる。前者は通常経済計画とか、経済の計画化と呼ばれるものであつて、短期的な景気調整策とあわせて、現代の政府の役割のもつとも主要な特徴をなすものである。いわゆる潜在的失業を内蔵するわが国の産業構造は、成長促進政策によって、雇用問題の解決に向わなくてはならない。

長期的な経済計画は、しかしよくいわれるよう、一つの発展の見透しであつて、政府の力による発展計画ではない。政府がなしうることは、発展の規模を予測することによって、投資の量と方向にたいして或る程度の影響を与えることであり、他の一つは各種の産業の発展の基本的な動向を示すことによって、企業活動にとつても、政府の一般的な経済活動にとつても、一つの指針が与えられるという心理的な効果があるのである。

長期計画の作成の基礎となるものは、産業のあらゆる分野における過去の傾向である。人口の増加率、労働人口の増加率、労働生産性の増加率——これについては細分された個々の産業分野における生産性の增加の測定が必要である——各種の産業部門における労働力吸収率または生産の成長率が測定されなければならない。過去の

成長の傾向を測るとともに、相互間の相互依存関係を考慮しなくてはならない。成長の過程がすすむにつれて、相互依存関係の係数にも変化が生ずることを考慮しなければならない。

過去の生産力の構造の発展の傾向をもとに、立てられる将来の見透しは、いわば、実物的な積上げ方式といわれるものである。この実物的な積上げ方式に照應して、発展に必要な資金の増加と配分の見透し計画が立てられる。生産の増加にたいする投資量の関係すなわち資本係数は、各部門ごとに計測されることを要する。また雇用の増加のために必要な一人あたり設備投資の計測も、見透し作業に必要である。

このような供給能力の増大の計測に対応して、国民総支出の構造についても、見透しが立てられる。民間資本の形成、個人消費支出、政府の支出、貿易差額について、一つの推計を行わなくてはならない。

これらの全体の傾向を推測し、さらにこれにたいして、一般的な希望的目標から積下ろし的に、産業各部門にたいする発展目標を示すことも可能であり、かつ必要であろう。

これらの測定の方法については、ここで論じないが、いずれにしても、発展の見込みについて政府が干渉しうる余地は、財政と資金配分の領域があるのみである。しかもこの領域はその時々の具体的な経済状態によって制約されるものであることと、単なる成長という目標以外の他の要因、ことに経済的均衡の維持という短期的な要因に支配されることの多いものである。均衡の要因の第一にあぐべきものは物価の安定であり、第二には国際均衡をあげなければなら

ない。そのもつとも顕著な例は、昭和三十二年度における国際收支の不利な情勢が「外貨危機」を生んだときに、日本銀行の公定歩合の引上げがおこなわれ、ついで、財政投融資計画を一五%削減したり、公共事業の時期的な繰延べ、日銀貸出の抑制、一般金利の引上げ、政府所有金融債の売戻しから、行政的指導による投資抑制、輸出振興、輸入抑制などの措置がとられたのである。三二年度の第四・四半期において国際收支が好転するにいたって、上記の措置はしだいに緩和され財政資金放出の繰延べが一部解除となり、また政府事業の公債を全額政府資金でまかなうにいたった。

均衡よりも成長を尊重した政策は、戦後の復興と経済自立の政策がとられた時代であって、復興と自立に必要な産業へ政府の財政投融資が傾斜して注入されたのである。政府の財政的活動の三部門、一般会計と特別会計と政府関係機関予算、そのうちの一的部分をふくめた財政投融資資金計画である。

(1) 生産のための役割、財政投融資資金計画は、政府が生産力の増強のための役割をもつと直接的に表わしている。この資金の出所は主として財政資金であって、租税・郵便貯金・保険金等の国民の貯蓄から集められる(産業投資特別会計・資金運用部資金・簡易生命保険、三二年以降は一般会計からの繰入れ、余剰農産物資金は用いられない)。それは、開発銀行・輸出入銀行・電源開発会社・北海道開発公庫などの一般産業部門、国民金融公庫・中小企業金融公庫などの中小企業部門、農林漁業金融公庫・農林漁業開発などの農林漁業部門、その他交通部門、住宅部門、政府事業投資、地方債などに用いられる。

財政投融資資金の原資は、昭和三十四年度に四、三一〇億、資金の規模は五、一九八億で、非常に大きな額に達している。国民総生産約一〇兆(昭和三十三年度)にたいする割合は、財政投資は九・二%，消費は一〇・九%，合計二〇・一%の比重を占めているといわれる。だいたいの数字で国民総支出の割合を示すと、三十四年度一〇兆七六〇〇億の予測のうち、個人消費は六兆五〇〇〇億、民間投資は二兆、財政支出は二兆一六〇〇億、輸出一兆四四〇〇億、輸入一兆三五〇〇億である。消費に六割、投資と国際收支の差に二割、残りの二割が財政という見当になる。

そのうちで財政投融資は、長期的な計画の性質を帶びており、景気の変動とは独立に遂行される性質のものではいえ、その規模の大小、時期の遅速などを加減することが可能であり、一般会計のように非伸縮的なものではないことから、景気調整的役割をはたしうるのである。

財政投資を通じておこなわれる政府の生産力増強政策は、終戦直後においては、復興金融金庫による石炭・電力・肥料等の重要産業の財政政策が採用されし、さらに一般会計からも価格差補給金が支出され、民間産業の助成にあてられた。二四年以後ドッジ案にそつて、いわゆる超均衡財政と補給金削減によって、インフレーションを抑制し、価格構造の歪みを改訂する市場安定政策に転換していった。それにつづいて二六年ごろから経済自立政策の名のもとに安定成長の考え方が強くなつた。日本輸出入銀行や日本開発銀行が設けられたのはちょうどこのころであった。財政投融資資金はしだいに拡大されていった。当初のうちは、電力・鉄鋼・海運などの一

般基礎的産業に投入されることの多かった財政投融資は三〇年ごろから、道路・港湾・住宅などの産業基盤の整備、生活の安定の方面に重点がうつるようになった。基礎産業にたいする政府投資は、民間資金の蓄積の不足を補う性質のものであつたのに、最近では、むしろ民間資金の活用を促進する傾向となつた。政府投資は輸出入、中小企業、住宅建設、地方開発等への資金供給が増大している。

政府の公共投資一般の傾向について、三四年度経済白書は、一、長期的計画の傾向、二、財源調達の形式において受益者負担と借入金にたよる傾向、三、特別会計化と公団化の傾向を指摘している。

この傾向は、公共事業が、収益力のある投融资と化することを意味するものといってよい。政府投資の規模の増大は、一方において収益性の計算の困難な純然たる公共事業に投ぜられる部分のほかに、収益力のあるものに向けられる部分の増大を当然に必要としているのである。

生産力の発展のためにつくす政府の役割を、わたくしは原則として古典的に解釈し、収益計算の困難な公共事業と、収益力の低い公共事業とにかくべきであると考える。公共性の範囲が拡大をするにつれて——民間企業の発達は必然的に公共事業の拡大要求となつてあらわれる。教育・道路・衛生施設などその適例である——公共事業の拡大は政府の仕事の当然の拡大を意味するのである。

一般の民間産業における生産力拡充の仕事は、もし行うとすれば競争上の不利な境遇にあるものにたいし、産業自体の生産力を高めうるごとき形において、すなわち将来において独立成長の可能な方向を期待して、なされなければならない。たとえば知識の供給、技術

の供給、企業の安全性を高めるための経営組織の合理化、信用供給機関の設立、移動の便を図ること、市場開発の仕事など、当該産業一般に共通して、生産力の向上の基礎的要因となる形において、政府はその仕事を担当すべきものと思う。経済的に不利な生産をおこなっている斜陽産業にたいして、補助金その他の方方法で政府が援助することは、生産力の増強の趣旨に沿うものではない。それは一国の資源と資金とを生産性の低い産業に配分することであつて、雇用問題の解決には不利な影響を与え、一国全体の生産力の発展の程度をおくらせる負の効果を生むのである。

(2)について、最後に、政府の役割として今日重要性を増しつつある所得の分配の公正の問題を論じよう。

この仕事は、わが国においては生活の安定と向上との面から戦後において社会的関心が増大したものである。先進諸国における社会保障制度の発達に刺戟され、また戦後の国民生活の不安の解消を緊急の必要事とすることから、世論はこれをわが国の政府の仕事として重要視するにいたつたといえるであろう。

この方面における経済政策上の目標は、上にも述べたごとく、まず第一に最低生活水準を政府が保障することであり、第二にはこの最低生活水準を引上げること、第三には国民の所得格差の増大を緩和することである。

現在の経済体制のもとでは、各個人の生活の資を獲得する直接の責任は、原則的には各個人にあって、政府その他の公共団体にはない。貧富の程度の差もまた各個人の生まれつきの境遇と、各人の勤勉・才能などの要素に帰せしめられている。生活上の貧富の責任が

何に帰せられるにせよ、現実に生活の困難な、或いはいちぢるしく貧困な階層が存在することは、そのひと個人にとつての不幸であると同時に、共同社会で生活をともにする他のひとびとにとつても好ましいことではない。まして貧困の責任がその個人に帰せられない部分があるとすれば——たとえば勤労上の災害・病気・不況による失業、定年による退職——まず第一にそれを社会的負担によつて防止ないしは緩和し、貧困のない社会をもたらすことは、政府の仕事として考えられてよいことである。

また一般的に生産力が向上し、一国の生産力が増大するならば、富裕のものの一部をさいて貧困なるものにこれを充当する余裕が生じてくるし、全体としての経済的厚生は増大すると考えてよいであろう。

今日、比較的大きな規模の事業所は、営利企業であるとなおとを問わず、健康保険の制度を設けて、医療の面における貧困防止の工夫をしているし、退職金と年金の制度によつて、定年後の生活安定、貧困防止の措置を設けている。

わが国のがこの方面で直接に担当しているのは、一つは公的扶助、他の一つは社会保険の制度である。昭和二六年度の経済自立計画においては、自立経済という生産力増強に主眼がおかれ、社会保障についてはきわめてわずかしかふれていたのにたいし、三年間に策定された新長期経済計画のなかでは、平均的国民生活水準の向上にほぼ見合つて最低生活水準を引上げること、生活安定のための医療保障、所得保障などの社会保障の拡充強化をおこなう必要があることを強調している。

貧困の救済、貧困の防止、生活の安定のために政府のおこなつている仕事を大別すると、公的扶助には、生活保護、児童福祉、母子福祉、身体障害者福祉、国民年金（無拠出）遺族・留守家族援護がある。社会保険や年金に数えられるものには、健康保険、国民健康保険、失業保険、公務員等の共済組合、職員保険、労災保険、拠出制国民年金、恩給などが数えられる。公共事業としての失業対策事業、住宅建設、環境衛生、保健衛生のサービスなどもこのうちに数えてよいであろう。

これらの政府施策がいずれも満足を受益者に与えるほどの水準に達していないこと、また国民の全体に普及していないことは事実である。しかしたとえ低水準にせよこれらの施策の効果は無視すべきものではなく、今後の一般生活水準の向上に並行してさらに普及し、水準の改善される見込みがあることもたしかである。

一部の論者は、社会保障の各種の施策にたいして、労働者の貧困を根本的に治療するものでもないし、また治療しえないものであると批判する。資本主義社会では労働者が商品として売買されるかぎり、労働者の賃金はその再生産費によつて定められ、しかもたえざる産業予備等の増大と労働市場にたいするその圧力は、労働者の賃金を圧迫して、再生産費以下にこれを引下げようとする力が作用する。政府のおこなう社会保障その他の社会政策上の諸施策は、すべてこの低下傾向にたいする労働者の抵抗と、政府の労働力保持政策を表わすにすぎない。したがつて労働力の再生産費以上の生活水準の向上をこれに期待することはできないというのが、この派の論旨である。これにたいし社会保障の制度をもつて現代の政府の主要な

任務とする立場は、これをもつていわゆる福祉国家への一つの大きな支柱をなすものとみる。(他の一方の柱は経済の安定的成長を助けて完全雇用への途をすすめることである)それは社会保障の拡充によって、最低生活の保証を可能にし、失業と潜在的失業とを徐々に解消して生活上の貧困と不安をこの社会から追放することは別の手段とみるのである。相対立するこの立論を検討することは別の機会にゆずらなくてはならないが、わたくしは結論として後者の見解に賛成する。

四

現実の統計的数字は、賃金水準が先進資本主義諸国において相対的に高く、社会保障の制度がひとびとの生活から貧困と不安を緩和しつつあることを証明していると考える。賃金は再生産費によって決まるというより、労働の限界生産力によって規定される反面をもっている。国民の労働力の供給そのものは、その再生産費とは独立に変動する。さらに労働力商品説における再生産費の規準はあいまいであって、明白な内容をもっていない。労働者の生活水準それ自体が、労働者の所得によって規定される一面があるから、両者の関係を生産費のがわから一方的に規定するのは、正当な観察ということはできないのである。

福祉国家の觀念は、生産力の向上が、市場経済の枠のなかでいわば自動的に賃金率の向上をともなうという判断と、政府の政策や労働組合の勢力がある限度において賃金率に影響しうることを前提として成立する。賃金率は、不完全競争の市場のもとでは、ある程

度、供給者と需要者の対抗力の関係で定まる。したがって労働者の立場を援護する勢力の増大は、賃金率の決定にさいして労働者有利に作用するのである。また政府の所得再分配政策は、社会の一部分の貧窮と生活困難を救い、或る程度の平等化に貢献する。安定と成長の促進政策は應用問題の解決に資するであろう。

しかしながらそれでも、社会の純生産物を一定とすれば、労働所得と資本所得とのあいだには一方の増加が他方の減少となる関係がある。そして両部門の分配比率がいづれか一方に偏するときには、社会的生産物の生産それ自体が減少するにいたる。或いは社会的生産物の増加率が停滞ないし減退することが生じてくる。すなわち低い賃金率は労働の意欲と能力とに不利な影響を与えるし、利潤の減少は、資本の蓄積の増加を刺戟するからである。

福祉国家は、したがって分配が生産の増加と分配の公正との目的にとって両部門に或る均衡の状態をもつて定められることを望まなければならない。この場合、近年の傾向として、資本の補填と新しい蓄積とが、個人の貯蓄よりも、企業内の積立てや政府投資によつてまかなわれる比率が西欧諸国において増大しつつあることが注意されなくてはならない。この傾向がさらに進展することができるならば、個人所得のあいだの分配上の対立は緩和せられるからである。

日本の現在の投資は、民間の貯蓄に依頼することが多い、企業は自己資本よりも借入資本、外部資金に依存する部分が圧倒的に大きい。企業の体质改善の意味でも、かかる状態を改善することが福祉国家への接近を容易にするにちがいない。

福祉国家の構想のもとでは、政府の任務はいづれの一部分の利益の偏重におちいらないという公平な立場に立つのでなければ、これを満足に遂行することはできない。もとより政党政治のもとでは、いずれの党も観点を異にするから、一方の政権は反対党によつて公平ならずとみられるであろう。この争いは、多数少数の関係によつて判定する以外に、現実的な解決方法はない。この判定が公平の規準から遠く隔たらないという信頼は、民主主義政治が説得による政治であり、説得は国民の合理的精神に訴えることであるかぎりにおいて生まれてくるものである。日本の政治がこの民主政治の精神によくこたえうるものとして発展するかどうかに、福祉国家の政治的条件がある。

さらに、福祉国家の前提としては、政府の任務が直接の経済活動を引受けることでなく、原則的に私的活動の足らざる面を補うという範囲に止まるべきであり、またその範囲に止まりうることを主張する。

経済的成長、安定、貧困と不安の追放などの目的のために、政府の任務が量的にも質的にも拡大することは、事実であり、または認められる。そのため消費生活における危険を社会化して、個人の生活に政府がはいり込み、企業活動における危険を社会化して、市場行為のうちに政府の手が延びることは、かつての自由経済の体制からみて、大きな質的变化といえるであろう。かつては危険こそは個人的活動にとって当然の負担であり、同時に特徴であり、能率的刺戟剤でもあれば、自由な活動の不可避の随伴物とも考えられていたのである。政府の仕事は危険の結果として生じた不幸を救済するこ

とにあつたのである。

しかしこの危険の社会化は決して危険のすべてを政府の肩に背負うものではない。競争市場のもとでは、危険はつねに存在する。政府の市場干渉は競争を窒息させないし、大きな不幸を予防する努力である。社会保険の制度が整つたからといって、だれも失業や病気や災害を好まないであろうし、浪費と怠惰、努力と勤勉、創意と発明は依然として競争市場で裁定を受けるのである。

私的創意を基盤とする経済活動は、父権的な権力主義よりもはるかに自由で多面的な発展に適しているであろう。成長と安定のためにおこなわれる政府の財政・金融の手段による活動は、私的活動を補足し、それの安全な地盤を提供しようとするものであつて、私的活動に身代わるものではない。その方法は、物的・権力的な直接統制をさけ、市場組織を利用し、それを通じての活動である。これは経済計算のためにも、民間の自由活動の保障のためにも必要なことである。

質問一（一橋大学赤松要）

(1) 共通論題の最初の報告としては経済政策の主体としての国家の本質をとり上げることが必要であったかと思う。

(2) 政府の任務として五項目を挙げられているが、これは発展政策・循環政策・構造政策というような具合に理論的に分類さるべきではないか。

(3) 「現代の日本経済における国家の役割」というとき、まず日本経済の中にいかなる独自の矛盾動向が存在するかを認識し、この対策としての国家活動を考察するのでなければ、報告者の論述は

イギリスにも西ドイツにでもあてはまるものとなるではないか。

(四) 例えば「公共需要の充足」については日本ではハーシマンのいうD・P・Aに対するS・O・Cが著しく立遅れている矛盾を形成しているではないか。また公団などの成立は「営利採算」の如何にかかわらず、日本経済の本質的動向ともいべき方向を示しているものではないか。

(五) 「経済的自由」の問題については日本経済に特質的な「過当競争」の矛盾があることを考慮すべきではないか。

(六) 日本の対外貿易政策がいかにあるべきかも日本貿易の本質的動向の究明から進むべきだ。

(七) 報告者の福祉国家思想には賛成であるが、日本がそうあらねばならぬ地盤の究明が問題であろう。

答 (一) 国家本質論を取上げることが、有意義であることは十分に理解できるけれども、わたくしの興味は、今日の日本の政府がなしている仕事の内容にかたむいていたので、之を論じなかつた。わたくしが政府について論及したかぎりでは、民主政治のもとにおける政府の機能が部分的利害の調和を通じて全体の民意に沿うということに尽きる。その裏には、階級的国家や、全体主義的国家觀にたいする批判がふくまれているのであるが、報告ではあえて論じなかつたのである。

(二) 政府の活動の分類は、わたくしは、生産政策・分配政策・消費政策・発展政策・体制政策という形で一応の整理を試みたつもりである。すなわち報告中のイは生産、ロは分配、ホが消費（公共消費）ハが発展、ニが体制に関する政策である。政府の政策の分類の規準

をいかなる区別に求むべきかについて、わたくしはいろいろ考えたことがあるが、結局政策活動の目的を、国民経済の活動領域にあてはめて分類するのが適當と思うようになった。これが経済理論における区分にも一致するので、もつとも理論的であると思っている。赤松教授の分類法が、理論的であるといふえんは、理解しがたい。ただしわたくしの分類の仕方が、政策の説明や研究のためにもつとも適切かどうかについて、わたくしはいまだ十分の自信をもっていない。

(三) 三の質問は、学会におけるわたくしの報告の簡略さに一つの責任がある。報告原稿では、或る程度これを補うことに努めた。しかし質問の趣旨が日本独特で他国にみられない経済問題のみを取上げるべきだというのであれば、わたくしの報告は、まさにその趣旨からはずれている。この概括的な報告では、他の資本主義諸国にも共通の問題を多く取上げている。そのことは、日本がそれらの国と同様の問題を持つていることを意味するにほかならない。

(四) 日本において社会的な一般投資が不足していることは、赤松教授が指摘されたとおりと思う。そして日本の財政政策において、この方面的投資が次第に増加していることは、この欠陥を補おうとする政府の方針を表明している。ただし「営利採算のいかんにかかわらず公団の形の成立が日本経済の本質的動向である」とされる点には同意しがたい。わたくしは、公団のごとき形の政府事業が年を追うて増大するとは考えないし、また望ましいとも考えない。政府または国民の多数が望むと望まざるとにかかわらず、公団の増加が必然的であるとする根拠を、わたくしは理解しがたい。ただ公共投

資が相対的にも増大するであろうということは、S・O・Cの不足な状態や経済的発展の補整の必要から推して指定されるけれども、それは必ずしも公団の増大と直結するものではない。

(4) 日本経済の一つの特質といわれる過当競争は、たしかに日本の政府が考慮しなければならない問題である。わたくしの基本的な考え方を述べるならば、経済の今後の成長の過程において、系列化、合同、合併による大規模化、市場範囲の拡大による専門化を通じて次第に解決されるのが望ましいし、同時に可能であると思つている。

(5) 日本の貿易政策は、日本貿易の本質的動向によるべしという質問の意味を理解しかねる。日本とアメリカの政治的・経済的結合は戦後において固くなっているのに反し、中国とのそれは薄い。その大きな理由は政治的なものである。経済的には中国との貿易で、国際分業の利益をあげうる余地は多いであろう。しかしこの国の政府管理、自給自足主義、政治的計画、双務協定などの条件を考えると、当分のあいだは、決して有望な貿易市場とはなりえないであろう。日本の経済の高度の工業化が、先進諸国との貿易の機会を高め、A・A地域においてもそれらの国との競争のもとで、貿易を拡大しうるのではないかと思つてゐる。

(6) わたくしの福祉国家観の地盤は、政治上の民主主義、思想上の自由主義、経済上の修正主義から生まれる。その反面には階級闘争や、全体主義にたいする不信、社会主義や計画経済にたいする批判がある。そして日本経済の現段階が、福祉国家への途を必要ともし、可能ともしていると思うのであるが、それを評論することは、

ここでは不可能である。

質問二（神奈川大学 大熊信行）

(1) 要旨にも「政府の権力と方針」という言葉がある。「権力」そのものの歴史的・社会的性格を分析するという課題を避けてはならないのではないか。

(2) 「公共欲望」「公共需要」の概念規定が必要ではないか。本来的に「公共欲望」が存在するのではなく、いかなる欲望を「公共欲望」とするかは、社会体制の発展段階がそれを規定することを解明すべきではないか。

答 (1) 政府の権力についての分析をなすべしとの批判には、わたくしは、この報告では用意しなかつた。赤松教授からの質問において答えたように、現在の日本の政府の能力という程度で、議論の前提においたので、前提の吟味は別の場所にゆずらなくてはならない。

(2) 公共需要に関する質問の趣旨には、まったく同意する。今日では公共需要の第一に数えられる軍備や教育が、私的事業であった時代もあった。社会の共同生活の複雑化、生活の向上、技術の発達は、公共需要の範囲と種類を高めると思う。政治上の全体主義は、公共需要を拡大する傾向があろうし、民主政治はこれを抑制する傾向を持つのではないかと思う。質問者のいわれる「社会体制の発展段階」による規定というのは、ただしどういうことかよく理解しがたい。

質問三（明治大学 松尾弘）

現在の日本経済における国家の役割は、経済政策一般が問題な

のではなくて、(1)資本の蓄積促進による日本産業のより一層の近代化(成長、発展)、(2)それとともに労資関係の協力体制の確立にあるのではないか。

右に対する所見如何。

答 経済政策の主要な問題としてあげられた二つの項目は、たしかに指摘されたとおり重要であるが、日本経済における政府の任務としては、それに尽きるものではない。またそれだけが特に重要とはいえない。資本の蓄積の促進は、現在政府の仕事であるよりも、民間企業にまかせられるところの多いものである。政府の仕事はその点では、赤松教授のいわれるS・O・Cの投下により多くの関心を持つべきものと思う。「産業の近代化」とは、せまく技術の高度化や経営上の体質改善を意味するとすれば、それはむしろ競争企業の自主的な努力に依存すべきものが多いと思う。この方面で日本の政府のなすべき仕事は、税制の改革や技術教育の普及などの間接的な条件の改革にあるのではないか。労使関係について指摘せられた点も同様である。

質問四（香川大学 稲毛満春）

「政府の方針は、多種多様の利害の綜合的統一として、多数党の政権によって定められる」といわれる場合。

(1) 資本主義的システムのもとでの利害の特質及びその綜合的統一のプロセスの特質をどのように考えたらよいでしょうか。

(2) 私的領域で解決される利害と公的領域で解決される利害とを一応区別して、その相互依存関係の動態を明らかにする必要はないでしょうか。

答 (1) 質問の(1)は、多種多様の利害の内容と、その綜合的統一の方法を問わたるものと思うが、わたくしは、それについて深い考察をしたわけではない。消極的な面としては、階級的利害を反映するという政党觀には反対であり、階級的独裁として政党政治を定義する唯物史觀の解釈に反対している。現代の日本の民主政治のもとも、西欧諸国の民主政治のもとも、国民の利害は、産業によつて異なる（農業と工業）。商品の販売市場によつて異なる（国内・国外の市場向き生産）。所得の源泉によつて異なる（資本と労働）。経済活動上の地位によつても異なる。生産者と消費者とによつて異なる。商品の代替性によつて異なる。これらの対立が、或いは農業保護主義、工業優先政策、輸出産業保護や輸入産業の保護の政策の総合となり、或いは労働者と資本家の対立となる。これらの各種の対立の統一が、一つの政党の政策を構成しているのが現実である。いかにそれらが構成されるかは、発言力、政治上の資金力、政治家の識見、官庁の勢力などいろいろな要素に依存するものと思う。理論的には、適確な事実の把握と、合理的な推論と公正な福祉国家の理想とがこれらの諸要素の調和を定むべきものと信じている。

(2) 質問の第二の御意見は、よくわかるように思われるが、はつきりしない。たとえば、労使間の経済的利害の対立は当事者間で解決されることが好ましいが、その困難な場合を予想してあつせん、調停の公的機関を設けることが必要であり、事情によつては強制的仲裁の制度も設けることもありうるであろう。しかしひとたびこういう制度が設けられると、労使紛争の一方または双方は、公的機関がのり出してくるまで、故意に紛争を解決しようとしたないでしようか。

に出るおそれがある生ずるので、公的仲裁機関の設置にも一長一短がある。両者の相互依存関係を究明することは必要であることは質問者の指摘されるとおりであると思う。

質問五（東京都立大学 阿部源一）

戦後の日本経済の復興過程における国家の役割を分析すべきではないか、その過程を分析すると、福祉国家よりはむしろ階級国家の色彩が強かつたではないか。政権を担当する政府の性格が問題とせられねばならなくなる。

答 戦後の日本経済の復興過程においても、日本の政府の在り方は、階級国家の色彩を濃くしていいたという断定の論拠は何であるか、質問要旨では述べられていない。復興過程においても、今日においても、日本の政権担当者は短期間をのぞき、保守政党である。保守政党はつねにブルジョワ階級を代表するという公式論は、わたくしにとっては論外である。どこの資本主義社会でも、二つの階級の闘争の形で政治が営まれることはない、わたくしは思っていない。阿部教授は、戦争直後の過程では階級国家の色彩が濃いといわれる。阿部教授は、現在ではそれが薄くなっているという意味なのであろうか。戦前においてはどうであったのであろうか。何をもって階級国家の色彩の濃淡を測られるのか、これらの疑問をあきらかにして、質問にお答えできるならば幸いである。

質問六（中央大学 加藤寿延）

(+) 政策主体たる国家を、民主主義的議会制度に基づくものと規定されたが、そうすると戦前の軍事的経済政策の遂行の場合でも形態学的には同一のものとなり、十全な説明がつけ得られないの

ではないか。

(+) また、戦後における企業集中化傾向の政策、反面では、半失業の増大等福祉の側面と相い抵触する政策をとっているわけであるが、福祉政策内側からみた場合に、こうした政策を遂行している政策主体を如何に説明するか。（即ち、日本の政策主体における特殊性の問題を説明する必要があるのでないかというのが論旨である）

答 (+) 政策主体としての政府の性格を論ずることは、本報告の主要な意図からはずれていたので、説明が不十分であった。しかし質問者のいわれるよう、戦前の政府と戦後の政府と、同一の民主政治下の政府として同一視する意図はない。戦前の政府は民主政治の影響力を持つ階層は、国民の一小部分であって、いわゆる大衆はそのが強かったことは、明らかである。日本帝国憲法をはじめあらゆる政治組織が専制政治に好都合に整えられていた。この時代に政権に影響力を持つ階層は、財閥・軍閥・官僚閥・貴族院などの支配層の権力が争って政権を構成していたといつてよいであろう。現在の政府の基礎にあるものは、それと全く性質をことにしている。

(+) 企業集中化傾向の半面に半失業が増大する傾向があるとの説であるが、わたくしにはその理由がつまびらかでない。しかしそそだ大多数の経済的進歩は、その反面において何等かの犠牲をともなうものである。新しい技術の採用は、古い技術の習熟者や古い機械の製造者を悲しませる。政府はこのような社会的犠牲を救つてやらなくてはならない。もし犠牲があまりにも大きくて、技術改革の結

果が乏しいとすれば、かかる改革は好ましくないのであり、また事実行なわれがたいであろう。

企業の集中化を政府が奨励するとする場合、それから得られる即時的利益と恒久的利益、直接の利益と間接の利益を調べると同時に、それに伴う犠牲の即時的のものと恒久的のもの、直接のものというぐあいに考究する必要がある。

政府は或る時期に経済力の集中排除を努め、他の時期にこれを緩和しているし、一部分ではカルテルの結成を奨励している。われわれはそれぞれについて考察すべきであつて、一般的に、政府の階級性や特殊性格を断定すべきではないと思う。

わが国長期経済計画の問題点

塩野谷祐一
(一橋大学)

一 経済計画のフレームワーク

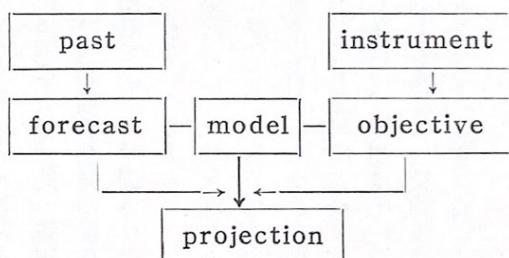
以下の報告はわが国の長期経済計画にふくまれる具体的な問題を分析するものであるが、まず長期経済計画の一般的なフレームワークを明らかにしておきたい。

長期経済計画という作業はプロジェクトとして理解されるが、これは第一図に示されるように、三つの要素、すなわち予測、モデル、および政策目標をふくむ。ここでまず注意すべき点は、計画がモデルを基礎にしているということである。将来に対する統計的予測がモデルを基礎とした接近に従うことは、旧世代と新世代とを区別するに足る意義をもつものである。すなわち、パロメーターによる接近から、モデルによる接近への移行によって、われわれは将来の姿を体系的かつ齊合的に計画する基礎をうることができるのである。

このモデルを基礎にして、プロジェクトは一方において過去の経験に基づいて将来の予測をおこない、他方において政策の目標と手段との関係から政策の在り方を準備する。

このようなプロジェクトの体系は、最も単純かつ基本的な形では、ナショナル・エコノミック・バジェットの方式によつて作ら

第一図



れる。すなわち、国民所得概念を中心とした国民経済計算の体系である。わが国の計画がこの体系によつてまとめられていることは周知の通りである。

さて、プロジェクトにふくまれる過去—予測の側面を予測の体系と呼び、政策手段—目標の側面を政策の体系と呼ぶことにしよう。この二つの体系のどちらにウェイトをおいて考えるかによって、プロジェクトの意義に大きな相違が現われてくる。すなわち、プロジェクトを主として予測の問題と考えるか、あるいは主として政策の問題と考えるかという問題である。これは端的には、クズネツとコルムとの意見の相違に現われている。

クズネツは周知のように、国民所得の実証的研究を基礎にして、非常に幅の広い経済成長理論を帰納する仕事を進めていたが、それはタイム・シリーズと国際間のクロス・セクションにわたる経済成長の経験を一般化しようとする極めて野心的な作業である。彼が

長期のプロジェクションに当つて考える中心問題は、このような過去の経験法則としての成長理論から将来の姿をいかに予報するかということである。問題がこのように提出される場合、過去と将来との間にはつねにギャップが存在するから、過去の経験を直接に将来に適用することはできない。このギャップをこえるためには、飛躍を試みなければならない。この飛躍の論理的前提として、第一に、

過去と将来との間になんらかの類似の関係が存在すること、第二に、過去がある規則的な秩序をもつことが解明されていることを必要とする。しかしクズネツは、将来における新しい条件や要因の発生、および経済成長理論の未熟という点から、これらの前提の充足に悲観的であり、したがつて将来の予測に懷疑的となる。

他方、コルムはクズネツの予測に対する考え方は根本的に間違っていると批判する。クズネツが悲観的とならざるをえなかつたのは、プロジェクションを過去の知識から将来をいかに予報するかという形で出し、プロジェクションの妥当性や価値を、正確な将来の状態を描く能力によつて判断したためである。しかし、コルムにおいては事情が異なる。コルムの場合には、プロジェクションの課題は、将来の政策をいかに立案するかという形で提出され、その妥当性や価値は、プロジェクションが當るかどうかによつてではなく、将来の政策に対して有益なインフォーメーションを与えるかどうかによつて判断される。プロジェクションは一義的な確定的な将来を当てることが目的ではなく、政策を考えための手掛りにすぎないのである。そう考へるならば、プロジェクションは依然として可能であり、有用であるという樂観的立場がえられる。

わたくしはプロジェクションに関する二つの見方、すなわち予測それ自体を重視するか、それとも予測を政策立案の手掛りとみなして、むしろ政策の準備を重視するか、という二つの見方のうち、後者のコルム的考え方が正しいと思う。その理由はこうである。
第一に、そもそも長期的な変化を具体的な数値によつて正確に予見することは、極めて困難である。

第二に、プロジェクションの中核となる国民所得分析はマクロ的な経済関係を統計的・確率的に設定する用具であつて、これによつて、将来の経済状態の總体としての枠を把握することができる。この用具によつて予測された将来値は、このような概括的な近似にはかならないのである。

第三に、プロジェクションの課題は、本来、予測それ自身にあるのではなく、むしろ将来生ずるであろう長期的問題に対処するために経済政策をあらかじめ準備することにある。したがつて、大ざっぱにしても長期的に経済政策上重要となる問題を明らかにすることができれば、予測はそれで十分に使命を果してゐるのである。

以上の議論は、長期経済計画にふくまれる課題の位置を明らかにすると同時に、経済計画に対する誤解を避けるための前置きである。

二 二重構造の解消過程

以下ではわが国の長期経済計画、とくに最近企画庁によつて発表された『日本経済の長期展望——二〇年後の日本経済』を取上げる。これは昭和五十五年の日本経済の姿を展望したものであるが、その中で最も注目すべき問題の発見は、今後二十年間に二重構造が

解消し、西欧的な完全雇用が達成されるという点であろう。もしこれが事実だとすれば、長い間二重構造と過剰労働力をかかえてきた日本経済にとっては、著しい基調の変化であるといわねばならない。

わたくしはこの二重構造の解消がどういう形でおこなわれるかを検討し、このような経済基調の転換を前にした経済政策の課題を提起したいと思う。

まず議論の出発点は、将来の人口動態の変化である。昭和五十五年には総人口は約一億一千万人に達するが、人口増加率は最近の一%から、四十年には○・八%，五十五年には○・六%，六十年には○・四%にまで低下する。

生産年齢人口には最近の三十一～三十五年平均では、毎年百二十八万人の増加であるが、三十五～四十五年はこれと大体等しく年平均百三十万人の増加をみる。しかし四十五～五十五年には、七十万人に減少する。長期展望の後期には、前期よりも半減するわけである。つぎに労働力率も、最近の六七%程度から次第に低下し、五十五年には五九・七%になると推定されている。その結果、労働人口は三十一～三十三年平均の四千二百万人から、四十五年には五千万人、五十五年には五千万人となる。展望の前期には年平均約六十六万人の純増加があるが、後期には純増加はほとんどない。

さて、このような労働供給に対して、労働需要としての就業者数は労働供給とほぼ見合うか、若干上回るものであるが、これを全体としての経済成長のプロセスにのせて三つの観点から観察しよう。

第一に、巨視的な国民所得の成長率はどうなるか、第二に、産業別

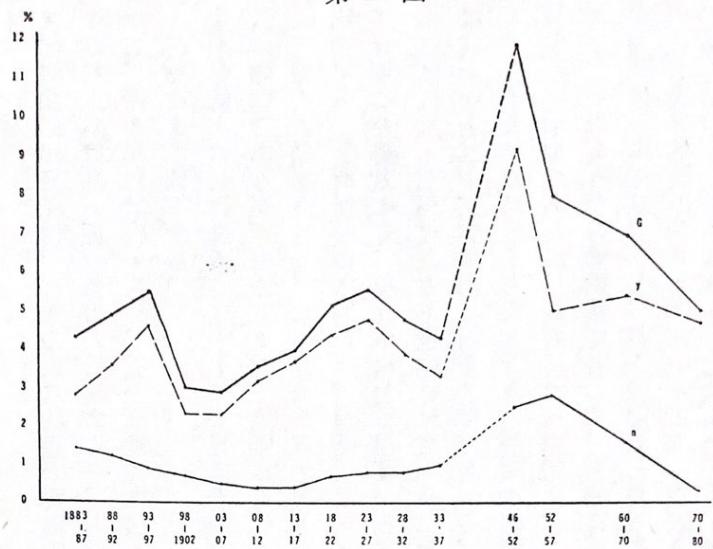
の国民所得、生産性、および雇用の成長率はどうなるか。第三に、産業間の所得格差はどうなるか。いずれの問題も過去からの歴史的発展にてらして考えたい。将来に横たわる成長基調の転換は、歴史的視野なくしては十分にとらえられないからである。

まず第一に、全体としての国民所得の成長率は今後二十年間にどうなると考えられているか。

第一表は戦後の二つの時期と将来の二つの時期について、国民所得の成長率G、労働の成長率n、および生産性の成長率yを示したものである（すべて年率）。戦後のGはきわめて高いものであった。これはyが高いことにもよるが、同時にnが高かつたためでもある。したがって将来のnの激減によってGが減少することはおそらくたしかである。今後の経済成長はもっぱら生産性の上昇に依存することになるが、さし当つて将来的二十年間、日本経済の持続的な成長率が、これまでのよう一〇%近い値をとるようなことは、労働増加率の急速な鈍化からみて、ありえないであろう。

第二図は、明治初年から戦前までの大川一司推計によるG、n、yに、第一表の戦後および将来の値を接続して描いたものである。容易にわかるように、戦前におけるGの変動はyと共に変しておらず、nはGの水準を支えているにすぎない。しかし戦後

第二図



は、nの水準が急上昇を示したため、現在から将来にかけてGの動きを規定する格好となる。

さて、第二の問題に移らう。以上の全体としてのG、n、yを産業構造に分離し、第一次・第二次・第三次の産業別にみよう。第二表では展望期間を一本

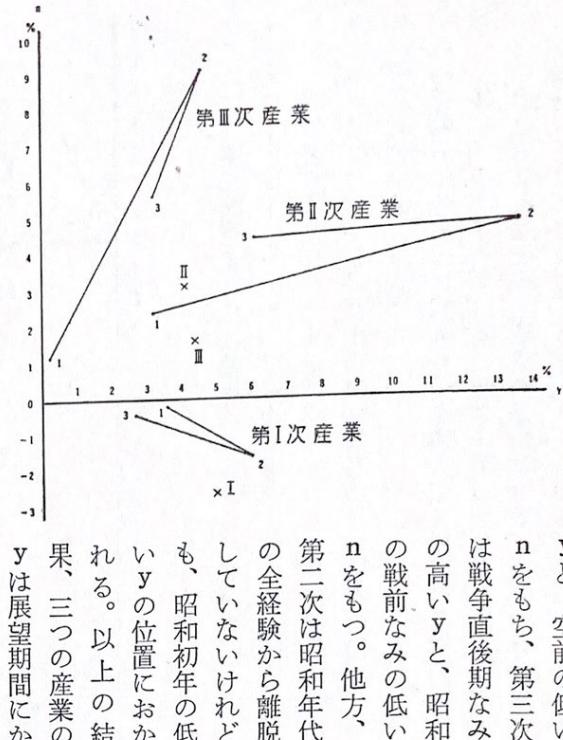
にして示してある。展望期間のyの値は第一次・第三次・第二次の順に高くなる。すなわち、雇用吸収の重点は第三次から第二次に相対的にシフトし、生産性上昇の先鋒は第二次から第一次ないし第三次に相対的にシフトすることになる。

	G	n	y
第一次	昭和21~27年	4.2%	6.0%
	27~32	2.5	2.7
	35~55	2.4	5.0
第二次	21~27	19.0	13.6
	27~32	10.8	6.2
	35~55	7.2	4.1
第三次	21~27	14.1	4.6
	27~32	8.9	3.2
	35~55	6.0	4.4

	G	n	y
第一次	昭和21~27年	4.2%	6.0%
	27~32	2.5	2.7
	35~55	2.4	5.0
第二次	21~27	19.0	13.6
	27~32	10.8	6.2
	35~55	7.2	4.1
第三次	21~27	14.1	4.6
	27~32	8.9	3.2
	35~55	6.0	4.4

こういう昭和初年からの傾向に対して、三十五・五十五年の展望期間のnとyはどういう位置を示すだろうか。第三図の中のI・II・IIIで示した点は展望期間の第一次・第二次・第三次産業を表わす。両産業では、一定のyを実現するのに、昭和初年からの経験からみて著しくnが低くなる。すなわち、第一次は戦争直後期のみの高い

第三図



なり平準化されることになる。

要するに、将来の二十年間、生産性の上昇は従来非近代的部門とみなされた第一次と第三次において相対的に強くおこなわれる。しかもそれは雇用吸収度を従来よりも大きく低下させることによっておこなわれる。そのシワよせは相対的に取り残された第二次産業にくる。

ここでもう少し歴史的視野を拡げよう。第二図に掲げた明治以降のグローバルな G 、 n 、 y の関係を第一次・第二次・第三次産業に分解し、第二表の戦後から将来にかけての数値とともに描いたのが第四図の三つのグラフである。ここで問題は n と y との関係であ

y と、空前の低い n をもち、第三次

は戦争直後期のみの高い y と、昭和の戦前のみの低い n をもつ。他方、

第二次は昭和年代の全経験から離脱していないけれど

も、昭和初年の低い y の位置における。以上の結果、三つの産業の y は展望期間にか

るから、各産業の G を描くことは省いた。

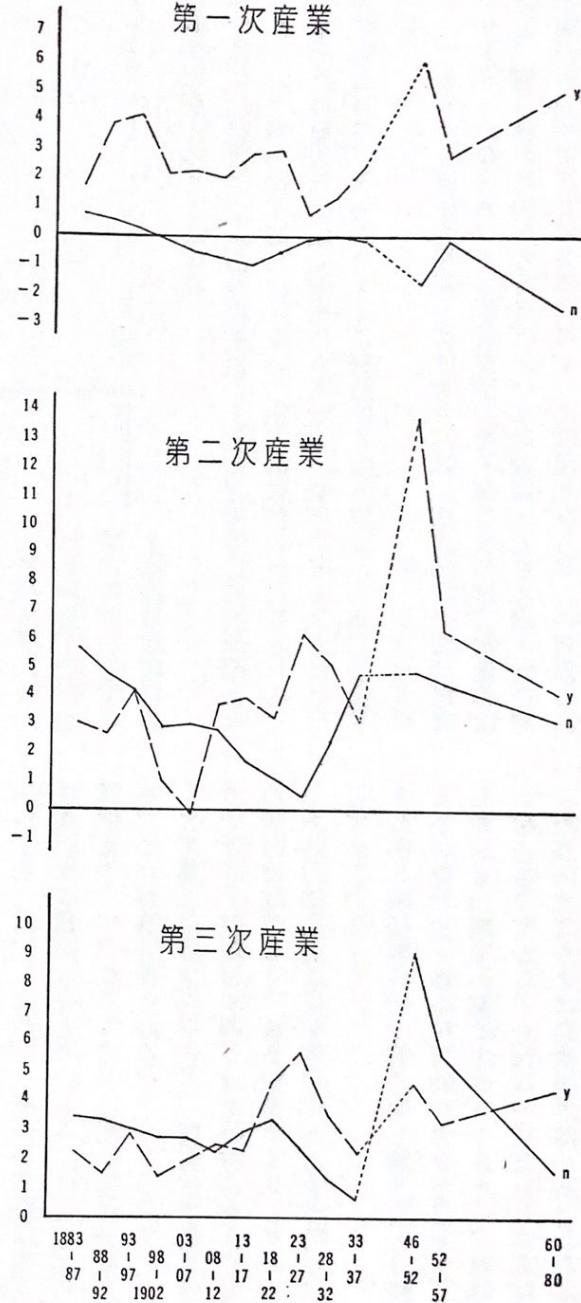
まず第一次産業ではおしなべてゼロあるいはマイナスの n が維持され、その産業の G は終始 y の大きさによって支えられている。しかも n と y とはきれいな反変関係を示し、このことは、生産性の上昇が労働力の減少と結びついていることを意味する。先に指摘した展望期間の n と y との間のディスプレイスされた関係は、この期間の n の減少が明治以来の全過程を通じてきわめてきわだつたものであることから確認されよう。

次に第二次と第三次を取上げる場合には、戦前を二つの期間、すなわち戦前半期（一八八三—一九〇七年）と、戦前後半期（一九〇八—一九三七年）とにわけ、その後を戦後期（一九四六—五七年）と将来の展望期間（一九六〇—一八〇〇年）とにわけておき、この四つの期間について、 G 、 n 、 y の平均値を計算しておくのが便利である。これが第三表である。

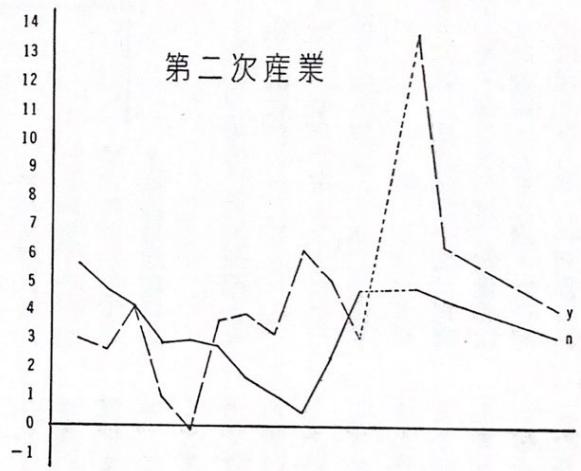
まず第二次産業をみると、戦前半期では平均して n の方が y より大きく、戦後半期では y の方が n より大きい。二つの期間で G の値はほぼ等しく、 G を規定する n と y との比重が逆転しているのである。第三次産業も戦前にかんする限り、第二次と同じ様相をしている。

しかし戦後期には、第二次と第三次とは顕著な相違をあらわしていく。第二次の G の相対的に大きな部分を説明するのは y である。しかしこの期間の第二次の n でさえも、戦前半期に比肩しうる高い値をもっており、それ以上に高い y が実現されているのである。したがってこの y は戦後半期の y よりも高いわけである。

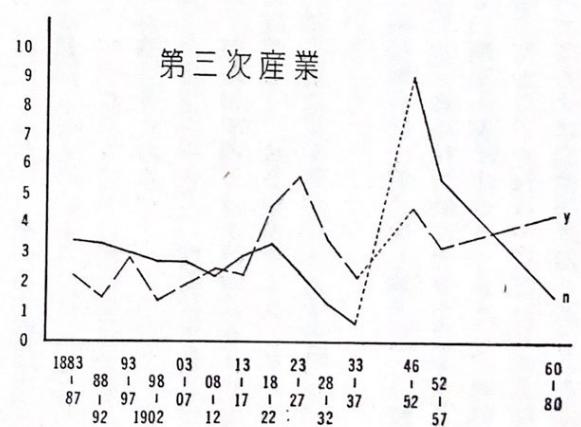
第四図
第一次産業



第二次産業



第三次産業



る。

(+) 第二次産業の

生産性上昇率は戦前よりも一段と高くなり、第三次産業の労働増加率は戦前よりも高くなっている。

(+) 第二次産業の生産性上昇率に比して相対的に低い労働増加率でさえも、戦前

の高い労働増加率に匹敵し、第三次

次産業の労働増加率に比して相対的に低い生産性上昇率でさえも、

戦前の高い生産性上昇率に等しいのである。

さて展望期間に移って、第二次と第三次をみよう。いずれもGは

戦後期にくらべて半減し、戦前の二つの期間の値にまで低下する。

しかし第二次では、nは戦後期の高い水準を維持しながら、yは急

減に低下し、戦後半期のみとなる。これはいわば、戦前の二つの

期間にほぼ等しいGを実現するために、戦前半期のみのnと、戦

前後半期のみのyとが併存しているような形である。これは第二次

産業にとって新しいタイプの姿であるといわねばならない。

他方、展望期間の第三次産業では、戦後期のみのyを引きつぎな

第三表

	第二次			第三次		
	G	n	y	G	n	y
戦前半期	6.2%	4.1%	2.1%	5.0%	3.0%	2.0%
戦後半期	6.4	2.2	4.2	5.5	2.1	3.4
戦後期望期	14.9	4.6	9.9	11.5	7.4	3.9
戦展	7.2	3.1	4.1	6.0	1.6	4.4

がら、nの方はそれよりも低下する。これは戦前後半期を類似した局面である。すなわち、高いyと低いnとの結合である。

第三の問題に進もう。生産性と雇用が以上のような動きをした結果、産業別の生産と雇用の構造はどうなり、産業間の所得格差はどうなるであろうか。第四表は昭和三十一～三十三年の平均と、四十五年および五十五年の値である。生産も雇用も第一次の比重は減少し、第二次・第三次の比重は上昇する。五十五年の状態は、現在の先進国の姿にかなり接近することになる。

生産構成比を雇用構成比でわった産業別の相対生産性は、第一次が上昇し、第二次・第三次が低下する。このことは産業間の所得格差が縮少することを意味する。

所得格差の縮少をもう少しわかりやすくするために、一つの指標を作ろう。各産業の所得構成比と雇用構成比との差の絶対値を加え合わせると、産業間の一人当たり所得不均等度を示す单一の指標ができる。各産業の所得と雇用を Y_i 、 N_i で表わし、全産業の所得を雇用をY、Nで表わせば、この指標は

第四表

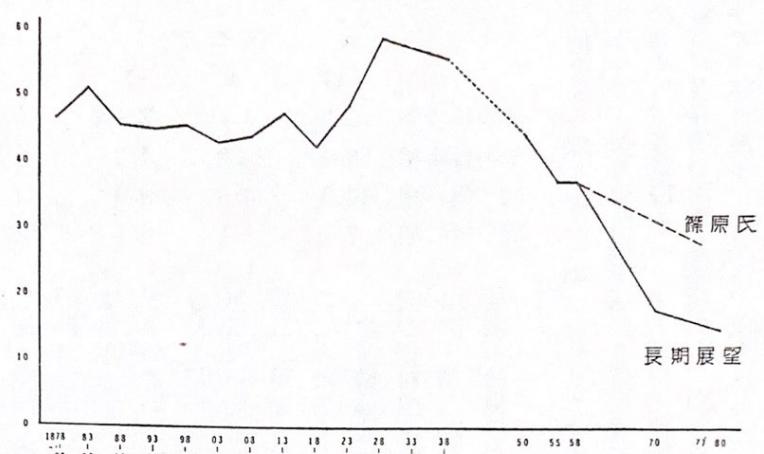
	31～33年	45年	55年
(生産構造)			
第一次	18.8%	10.9%	8.3%
第二次	33.3	38.1	42.5
第三次	47.9	51.0	49.2
(雇用構造)			
第一次	38.5	23.5	15.8
第二次	25.1	33.5	40.3
第三次	36.4	43.0	43.9
(相対生産性)			
第一次	48.8	46.4	52.5
第二次	132.7	113.7	105.5
第三次	131.6	118.6	112.1

によって計算される。所得の不均等がない場合には、この指標はゼロとなり、他方一つの産業に一人の労働者がいて、そこで経済の全所得がえられるという最も極端な不均等の場合には、この指標は約二〇〇となる。

第五図にこの指標の数値を書いてみると、明治の初年から戦前まで、不均等度は拡大することはあっても、縮少することはなかつた。戦後この値は若干減少しているが、明治以来の全プロセスについてみてれば、顕著な減少とはいえない。

諸外国の例をみると、この不均等度は近代化の過程で着実に低下している。わが国の急速な経済発展にもかかわらず、不均等がほとんど解消しなかったのは、国際比較からみて、例外的なケースであ

第五図



る。

ところが、将来の二十年間、この値は驚くべき減少を示すことになる。五十五年の十五という値は、現在の先進国の値に相当し、産業間にデコボコのないほぼ均質的な生産構造を示すものである。しかし従来の諸外国の均質化のテンポからみて、これがわずか二十年間に一挙に実現するというのも、例外的な異常さである。

もちろん、どの程度異常であるかを判定す

る決め手はないが、たまたま篠原三代平氏が昭和五十二年の産業構造について夢物語を書いているので、それを参照してみよう。

篠原氏は第一次・第二次・第三次の所得構成比を一三%、三九%、四八%とし、雇用構成比を二七%、三〇%、四三%としている。若干の時期のズレはあるが、『長期展望』の昭和五十五年の値と比較すると、第三次はほとんど相違はないが、第一次の所得および雇用

の比重は『長期展望』の方が低く、逆に第二次の所得および雇用の比重は『長期展望』の方が高い。しかもいつそう重要なことであるが、『長期展望』では篠原氏のものに比較して第一次の所得よりも雇用の比重の方が相対的に低く、第二次の所得よりも雇用の比重の方が相対的に高い。いいかえれば、篠原氏の相対生産性は産業別に四八%、一三〇%、一一二%であって『長期展望』の値と比較すれば、篠原氏の第一次は低く、第二次は高い。

その結果、篠原氏の数値から不均等度を計算すると、昭和五十二年において二十八であり、第五図に示したように、低下のテンポは『長期展望』の場合よりもずっとゆるやかである。ここで目的はどうやらの値が正しいかということではない。産業別所得の不均等度は二重構造の一つの側面にすぎないが、ともかくそのような二重構造の解消がいかなるメカニズムによってもたらされるかを明らかにしたかったのである。篠原氏の示した二重構造の解消の姿よりも、『長期展望』のそれの方がはるかにドラスティックであるから、両者の相違点をみると、『長期展望』の前提としているメカニズムをシャープに浮び上らせることができるわけである。

つまり、第一次産業と第三次産業は今までよりもはるかに低い雇用吸収度をもち、経済全体にくらべて相対的に高い生産性の上昇率を実現する。そして第二次産業は相対的に高い雇用吸収度と、相対的に低い生産性上昇率を示すのである。このような産業的発展のタブイブによって、二重構造の解消が進められるのである。

三 二重構造の解消と政策論

以上の分析は『長期展望』に示された数字を加工し、それを歴史的視野の中において検討したものであるが、すでに産業間の所得不均等度の観察から判断されたように『長期展望』の想定する二重構造解消の過程は少し誇張されているようである。もしそれが誇張であるとすれば、第一次・第二次・第三次産業の動きについて上で導かれた結論は若干緩和されるであろう。しかしここでは将来の予測値をいつそう妥当なものに改訂するという問題には立入らず、『長期展望』の示す傾向が多かれ少なかれ実現すると仮定して、その傾向の下で生ずるであろう経済政策の問題を検討したいと思う。とりわけ二重構造の解消を前にして、資源配分の論理をどう考えるかに問題を限定したい。

経済全体の観点から成長過程をみると、これを資本・労働・技術にかんする生産要素レベルと、需要構成にかんする生産物レベルとにわけることができる。動態的な成長過程は需要構成のシフトをもたらし、一般に重化学工業化への傾向を示している。最近のわが国の著しい成長率も、石油化学や機械工業の飛躍的拡大によって説明される。しかし、しばしば指摘されるように、これは生産要素レベルの基準から背離している。国際分業の観点からみたわが国の比較的優位は、生産要素レベルの示す労働集約的産業に見出されるはずだからである。ここに資源配分を成長意識的に考えるか、均衡意識的に考えるか、すなわち動態的に考えるか、静態的に考えるかという論点の相違がある。

しかし現実問題は極端な二者択一にあるのではなく、両者をいかに両立させていくかであり、それはヒックスやミードの言葉を用いれ

ば、資源配分の限界条件に対する全体条件あるいは構造条件を見出すという問題である。その条件の内容は、具体的には、生産物レベルにおける将来の各財の需要ないし市場の可能性と、生産要素レベルにおける将来の要素賦与率および技術進歩の可能性に依存している。

したがって、いまわれわれが生産物レベルについて重化学工業化の動向を知り、要素レベルについて二重構造の解消を展望しうるとするならば、過去ないし現在のわが国経済を特徴づけている労働過剰・資本不足という観点から、重化学工業化に逆行する静態的資源配分の論理を主張することは誤りである。とくに現在貿易自由化の問題から、このような資源配分論の主張がみられるが、それはタイミングを誤まっていると思う。現在性急に静態的な資源配分を貫徹させることは、静態的均衡という名の下に、動態的成長の果実を犠牲にすることである。

やがては労働力不足によって、二重構造は解消し、経済は均質化し、高賃金経済にすべり込むであろう。その場合、低賃金に依存する労働集約的産業は生存の基礎を失うと考えられる。したがって現在はむしろ、技術進歩の可能性と需要の伸びにてらしながら、高賃金に耐えうる方向に産業構造を積極的に転換すべきである。つまり非近代的な体質の下で経済を均質化するのではなく、より近代化された体質の下で均質化すべきである。

二重構造の解消過程は、産業構造を重化学工業化の方向へ積極的に転換すべき最後の重大なチャンスであると考えなければならぬ。

こういう観点から『長期展望』の想定する産業発展のタイプをみると、具体的には第二次産業の将来に大きなディレンマのあることがわかる。二重構造の解消は、すでに述べたように、第一次および第三次産業の整理・分解・近代化を通じておこなわれる。すなわち第一次および第三次における生産性と雇用との関係は大きくディスプレイされる。それは一口でいえば、労働節約的技術進歩の導入である。両産業では、生産性の上昇がその産業の成長率を支配していくであろう。

新しい、困難な問題の発生は第二次産業にある。第二次産業は、量としては最も大きな拡張を維持するが、相対的に雇用吸収的役割を演じなければならないことになる。二重構造の解消がこうしたパターンを経なければならぬとすれば、二重構造の解消は、第二次産業が重化学工業を中心として、比較生産性を上昇させていくという要請と矛盾するのではないか。

もちろん二重構造解消の過程は、第二次産業における技術革新を必要とするだけでなく、第一次および第三次産業の非近代的部門の機械化・近代化を経なければならないといえよう。そればかりでなく、第三次産業の中には、運輸・通信・公益事業などのいわゆる社会的間接資本がふくまれており、現在ボトルネックに達しているそれらの資本を充実することは、いっそうの工業化のために先行すべき重要な橋頭堡としての役割をもつであろう。こういうふうに時間的ズレをもつた連鎖として理解せねばならないとすれば、第二次産業の飛躍は展望期以後に期待されねばならないということになる。

そうした解釈の余地はあるとしても、なお二重構造解消のプロセ

スがそのまま重化学工業化のプロセスを意味するとは考えられず、二重構造の解消を急ぐ余り、第二次産業にシワよせを与えるようなことは、重化学工業化への途を封ずるものである。

質問一（東京女子大学 伊藤善市）

（1）長期経済計画を政策の体系としてみる場合でも、現状把握とある程度の経済予測とを前提とする。したがって予測の体系と政策の体系とは補完的なものであって、二者択一的なものではないと思われるがどうか。

（2）長期計画は常に最終年次の姿と問題点を求めるだけでなく、現在と将来を結ぶ中間年次においての問題の現われ方を追求する必要はないか。

（3）二重構造の解消の問題は、産業構造のみに止まらず、地域構造にも関係する。経済計画には産業計画とともに地域計画をも織り込む必要があると思われるが、これまで軽視されてきた。それについてどのようなお考えであるか。

答（1）日本の雇用構造や資本構造には異質的な要素がある。マクロモデル（ないしほミマクロモデル）のみではこの異質性が明らかにてこない。経済主体の行動様式と動機に関連せしめて部門分割をする必要はないか。同時にまた、第三次産業を過剰人口のブルとしての面と、社会的一般資本の建設の面とに分割して検討する必要はないか。

答（2）わたくしのいおうとしたこととまったく同じである。わたくしは長期計画を政策の体系とみるべきだと考えるが、そのことは予測の体系を必要としないということではなく、予測の体系

は政策の体系に具体的な基礎を与えることが目的であつて、予測それ自身が目的ではないということである。こういう形で両者はまさに補完的であるが、わたくしが政策の側面を強調するのは、これまでのわが国の長期計画が予測だけで事を終れりとしていることに対する批判をふくんでいるためである。

(乙) 長期経済計画が中間年次を考慮に入れるということは、結論的には目標年次にいたるまでの経済の成長径路を確定するということを意味する。たとえば、通常基準年次から目標年次まである一定の複利的成長率で経済が成長するとみなされるが、それは単に計算上の想定であつて、具体的には成長率はその間に加速化していくことも、減速化していくことも可能であり、また成長率が不規則な運動をもつことも可能である。このような成長径路を確定することは、一般論としては問題となりうるが、実際上困難である。ただ厳密な成長径路を予測するというのではなく、成長基調における問題点を発見するという立場からは、中間年次において成長過程に大きな転換や変質が予想される場合にのみ、それを考慮に入ることは必要であり、また可能である。事実、昭和五十五年を目標とする『長期展望』においても、労働力増加率の鈍化が現われるのは展望の後半期とされており、転換期という意味で昭和四十五年が中間年次として設定されている。

(丙) たしかに二重構造を地域構造の視点からみることが重要な問題であることは疑いえない。その問題を取扱うためには、従来の経済計画の方式とは別個の地域分析のフレームワークを用意しなければならないが、そのようなフレームワークはかなり研究されてきて

いると思われる。したがって、計画の中にサブモデルとしての地域構造計画を織り込むことは、複雑ではあっても不可能ではない。ただわたくしの報告に関する限りは、一国全体としての資源配分の方針が問題であるから、産業構造の視点から二重構造を検討すれば十分であったわけである。

(四) これは非常に重要な論点であると思う。国民所得分析の巨視的性格は、経済を全体として齊合的につかむために不可欠なものであるが、構造問題に接近するためには大きな限界をもつていて。日本経済の特徴とみなされる異質的構造を理解するためには、それに適合した部門分割をすることが必要であることを痛感している。從来構造問題は、計画の中核となつてゐる国民所得統計とは別個の統計資料によって個別的、断片的に研究されているが（もちろん産業連関分析は体系的な研究方法である）、構造分析が計画方式の一つの支柱となるためには、これらの個別統計を組織化し、国民所得統計と有機的に関連させることが必要である。

しかし統計面の制約を別としても、部門分割をして経済主体の行動にまで降りていくことは、予測面で実際的困難に逢着する。巨視的な国民所得分析は、個々の異質的主体の集団的現象の結果として、安定的なバラメータや変化の趨勢を見出しうるという利点をもつてゐる。巨視的関係は主体の行動様式とは直接に関連をもたず、それ自身としての意味をもたないけれども、予測上有用な手段となる。他方、経済主体の行動様式をとらえることは理論的に意味をもつが、安定的な関係を見出すことは困難であろう。産業連関分析は産業別の行動様式を直接対象にしているけれども、それが経済

計画に容易に持ち込めない理由は、投入係数の変動について予測をおこなうことが極めて困難であるということにある。構造分析をめぐる問題は、理論的要請と統計上および予測上の実際的困難との矛盾をいかに解決するかにあるといえよう。

最後に第三次産業の問題については、現在の国民所得統計や経済計画では、運輸・通信・公益事業を別掲するのが慣行となっている。

質問二（経済企画庁 大来佐武郎）

資源の最適配分を急に適用すべきでないという点について、とくに重化学工業化と、雇用吸収との関係をどう考えるか。

答 資源の最適配分の適用をむしろ将来に延期すべきであるという理由は、需要側における重化学工業化の方向と、生産要素側における二重構造の解消とが展望される限り、高度化された生産構造の下で資源配分の均衡を図る方が望ましいということである。もし重化学工業化が高度の生産技術を要すると考えられるならば、現在のこところ重化学工業化と雇用吸収、すなわち需要側と生産要素側との要請は矛盾する。しかし静態的均衡でなくて動態的成長の確保という観点からは、需要の動向に経済を適応させていくのが適当である。もちろん、重化学工業化の強調はおそらく二重構造の解消のテンポを若干ゆるめることになるであろう。

しかし幸か不幸か、現在では成長率の高い機械工業は重化学工業化と雇用吸収との要請をたくさんに両立させている。これで問題はないかにみえるが、実はそうではない。機械工業が国際競争力という面で真に発展するためには、現在みられるような膨大な下請関係を整理し、大量生産方式に転換しなければならない。すなわち、機

械工業の発展あるいは一般に重化学工業化のためには、これまでのような低賃金、低技術への依存を結局において断ち切らねばならない。したがって、機械工業の発展に、重化学工業化と雇用吸収との二つの願いを安易に託することは正当ではない。

質問三（東京都立大学 阿部源一）

重化学工業化は、二重構造の下部（小企業、農民など）の犠牲において大資本企業を発展させることになるのではないか。かような問題を素通りして長期計画を説く点が、近代経済理論を日本に適用する場合の重大な弱点の一つとなっていると思う。

答 たしかに過剰労働力の下では、重化学工業化を意図した労働節約的ないし資本使用的技術革新は、労働力過剰したがって二重構造の激化をもたらすであろう。しかし労働力不足経済の下では、そのような技術革新は需要の側からも、生産要素の側からも要請され、それが正に経済成長の起動力となるのである。わたくしはここでは、労働力増加率の鈍化、過剰労働力の吸収、労働力の再配分、賃金格差の解消などの一切の過程をふくむ二重構造の解消を前提とし、その下での問題を考察しているのであって、これは問題の素通りではない。むしろあまりにも明白すぎる経済論理が想定されているにすぎない。

質問四（神奈川大学 大熊信行）

資源の最適配分というのは、国民所得の分配関係を一定と前提とし、また国家需要（国家予算を通じて出てくる需要）を一定と前提とした観念ではないか。その場合の「最適」の意味は、おのずからそのような前提によって限定されているのではないか。

答 資源配分の最適性が、一般的に、需要体系、その背後にある分配構造、資源の量、および技術体系によって規定される相対的なものであることは、今さらいうを要しない。所得分配が不平等でありしかもこれが不合理であるとすれば、その不合理性は当然需要体系に反映されており、需要体系に適合する最適資源配分も不合理であるということになる。これは生産と分配との関係についての厚生経済学の伝統的な問題であり、政策論として極めて重要な論点であると思う。

二重構造を直接問題とするこの報告ではその問題を考察の枠外におかざるをえなかつたが、その問題については次のように考えられる。新厚生経済学および最近の資源配分の理論は、分配構造から独立に、生産の有効性の条件を明らかにすることに自己限定をしているが、個々人の所得分配に対する価値評価なくしては、最適状態は一義的に決定しえない。しかし既存の分配構造を前提とするか、あるいは修正されたある分配構造を前提とするかは、価値判断の問題であつて、ここで議論の対象とはなりえない。

経済成長と安定における国家の役割

吉田義三

(大阪市立大学)

一 問題

ここでの問題は、直接的に生産的な投資が原則として私約企業の自由な決意に委ねられている経済において、政府の経策目標となるべき経済成長率および安定がいかなるものであり、その政策目標の実現はいかなる政策手段によって可能か、ということである。この目標はその達成手段から独立的に設定されるものではない。政策

ないし計画目標は可能的なものでなければならず、そしてこの可能性の範囲は、特定の制度的条件と両立しうる政策手段の性格によって制約されざるをえないからである。しかし、自由企業制の原則と両立しうる政策は財政・金融政策に限局されねばならない、と考えるべき一般的な根拠はない。実際にどのような政策が実施可能であり何が不可能かという问题是、直接的には政治の問題であって、経済的に一義的な判断を下すことはできない。経済分析にとってなし得ることは、特定の制度的制約の下で経済的に最適な政策目標が何であり、それの実現のために最も効果的な政策手段のシステムは何か、ということを明らかにすることである。

この問題の理論的な考察にあたって先ず明らかにしておかねばならないことは、長期的な経済成長率と循環的変動との間の関係であ

る。もしも経済成長の長期的な趨勢が循環的変動とは独立的な要因によって決定されるのであれば、安定政策と成長政策とは相互に無関係であるということにならざるをえない。それとももし趨勢と循環とを決定する基本的要因が同一のものであり、循環的変動のない経済成長なるものはありえないのなら、完全な安定化政策は成長と矛盾するということになる。果してそうだろうか。安定化によつて成長率を引上げるという可能性は存在しないか。

成長と循環との決定要因が同一のものであるにせよ、別個のものであるにせよ、実際の成長率の決定因が直接的に経済政策の対象とはなりえないような独立的な要因からなっているのなら、経済成長における国家の役割は厳密な意味における経済政策に属さない分野に限られねばならない、ということになる。経済成長における教育や科学政策のもつ意義は、たしかに伝統的な経済学において十分に理解されていたとはいがたい。労働の質的向上と技術的知識の進歩なしには、長期にわたる生産性の上昇は可能でない。しかしこの潜在性の拡大は、直ちにその自動的な実現を意味するものではない。技術進歩が利用可能な生産資源の不完全利用を結果するという場合もあれば、完全雇用状態が実際の成長率を潜在的なもの以下に引下げるによつて維持されている場合もある。成長の潜在性を

実現させるにたる自動的なメカニズムの作用が保証されているのでないかぎり、積極的な経済政策としての成長政策が理論的な問題としてとりあげるし、またとりあげられねばならない。

技術的知識の進歩と労働の質的向上とは、革新投資によって質的に変化する資本設備の成長と結びつくことによつて、生産性の上昇を現実に可能ならしめる。技術進歩とは、経済的な概念としてはこのようにして生じる生産力水準の上昇に他ならない。したがつて政策目標としての生産性の問題における中心的な理論的问题点は、企業の革新投資を誘発する経済的な要因は何か、ということである。循環的変動と成長との間の関係もこの問題の解明を通して接近されねばならない。もし不況が技術革新を促進する要因をつくり出し、安定化政策がそれを抑制するという効果をもつてあれば、このようないな不況対策は経済成長と矛盾することになる。反対にもし不況が革新投資を抑制するという作用をする場合には、適度な安定化が結局成長率を高めるということにならう。もし事実があとの場合のようなら、安定は進歩と矛盾しないのみか、適当な安定政策が最適な高度成長の達成のための不可解の要件となる。

二 安定と成長

経済の生産能力を資本設備能力によつて測るものとしよう。高投資水準の期間におけるプラスの純投資が低投資水準の期間のマイナスの純投資よりも大きいといふ関係が傾向的につづくかぎり、資本ストックは成長し、資本とその生産能力との比率が一定なら、資本

の成長率と生産能力の成長率とは等しく、これと雇用労働量の成長率との差がほぼ平均的な労働生産性の上昇率となるわけである。

投資の循環的変動を通して形成される成長率と、安定的成長の下での可能な成長率との間にどんな開きがあるかは、この二つの場合の長期の平均的な蓄積比率と資本係数とにどんな差が生じるかということにかかる。もし好況と不況とを通じての蓄積比率と資本係数（または設備の操業度）とが長期的に維持可能なものと等しく値をとるのなら、どんなに不安定な変動があつても、そのために成長率が低下するということはない。このようなことが生じるためには、ブームの段階において異常に高い蓄積比率と操業度とが比較的長い期間にわたつてつづくことが必要である。しかしブームがこのような形をとるという必然性はない。したがつてまた、投資水準の低下によつて生じた蓄積の中斷の後に、ブームが資本ストックの水準を安定的な成長がつづいた場合の水準にまで引上げてゆくという必然性はない。

ブームがしばしば労働供給または資本設備の供給の隘路につきあたるまで進昂するという事実、ないしは失業率が長期的に増加していないということは、右のような必然性が存在するということを立証するにたるものではない。何故なら経済の不安定性が、資本財部門の成長率と資本—労働比率とを安定的成長が可能である場合に比して低からしめるように作用するかもしれないということ、これを右の事実は否定しえないのである。投資が不安定であればあるほど、投資財部門への投資はそれだけ抑制され、他方またこれが資本財価格を相対的に高からしめることによって資本—労働比率の上昇

を伴う技術進歩を妨げることになるだろう。そしてまたこれが強力なブームの長い期間にわたる持続を困難ならしめることになる。

不況下の物価下落により実質（生産物）賃金率が騰貴し、利子率が下落すると、これらは資本集約的な生産方法への移行を促す效果をもつ。このような経済効果が現われるかぎり、不況は技術進歩の促進力となることができる。けれども他方低い利潤率は全体としての投資水準の規模を制約し、投資の急速な回復を妨げる。そして資本蓄積率が回復しないあいだは、一般的な利潤率もまたもとの高水準に達しない。賃金率と利潤率との関係は、景気の上昇とともに変化し、逆転する。利潤と利潤率との増加は投資の膨脹を誘発するが、生産物賃金率の停滞ないし低下は、その上昇がもたらした革新投資の誘発効果を減殺してしまう。生産物賃金率の低下によって労働集約的な予備の資本設備の利用が有利となると、資本—労働比率は低下し、需要增加のもつ投資誘発の加速度效果もそれだけ小さくなる。このためブームが完全雇用または完全利用の上限線を強力に押し上げつづけてゆくという力は失われてしまう。

不況が新しい革新投資の波をひき起す経済的条件をつくり出すといふのは、しかし資本主義経済に内在的な一般的関係ではない。需要の変動に対応して短期的にも供給を弾力的に調整させることができるのは、需要の減少が生産物賃金率を騰貴させるべき理由はない。ここでは需要の減少は設備の操業度の低下となつてあらわれ、単位生産物当りのマージン比率が一定であつても、利潤率は操業度の低下につれて減少せねばならない。生産物賃金率の低下しない場合と上昇する場合において、前者の利潤率がつねに後

三 技術進歩と経済成長の潜在性

技術進歩を可能ならしめるものは、粗設備投資の全部である。したがって粗投資比率が大きければ大きいほど、他の事情が同じなら、技術進歩の率はより高い。技術的知識の水準と進歩の度合が同

者のそれよりも高からねばならないという理由はない。利潤率が同一だとすると、設備の操業度と実質賃金率とが低い場合の方が、他の事情が同じなら、投資の回復率はよりおそからねばならないだろう。そして投資の回復率がおそければおそいほど、利潤の回復率もそれだけよりおそくなる。このような場合には、不況は技術革新を刺戟する経済的条件をつくり出さないのみか、投資水準を相対的に低くすることによって技術進歩の率を低めてしまう。そして需要の減少に対しても企業が供給を弾力的に調整させることができる経済では、投資の回復が強力なブームとなって展開するという可能性も小さくなる。というのは、実際の過剰能力の存在のためか、あるいは来るべき設備の過剰に備えるために、目前の需要の変化に対する投資の反応の程度は小さくなるからである。こうしてこのような経済では、循環的変動を通して形成される実際の成長率と潜在的成長率との間の開きが拡大してゆくという内在的傾向が生じるであろう。革新投資を誘発する経済的要因とその作用が弱まってゆくからである。「ビルト・イン・スタビライザ」も、それが右の傾向を修正するものでないかぎり、経済成長に寄与しない。安定は成長の潜在性の実現のための必要条件であるが、必ずしもつねに十分条件ではない。

じであつても、投資比率の大小によつて生産性の上昇率には差異が生じる。安定化は、それが循環的変動を通しての長期的な投資比率を高めるかぎり、成長率の上昇に寄与することができる。

投資比率が同一であり、かつ形成される新資本が同一の技術水準のものであつても、生産性の上昇率は相違しうる。過去における純投資の累計としての現存旧資本ストックの下での平均労働生産性が低ければ低いほど、技術進歩はより高率となる。停滞的であった経済が、その「テイク・オフ」の後の発展段階において急速な成長をあげることができるのは、このためである。産業部門間や企業間に著しい生産性の開差をもつ經濟は、この点からして高率な成長の潜伏性をもつてゐることになる。低生産性の技術を高生産性の技術によって置き換えることができれば、生産性の上昇率は著しく大きな値をとることができる。

これまでの多くの成長モデルでは、技術的変化を伴う置換投資と¹⁾資本ストックの構成について然るべき考慮が払われていなかつた。平均生産性を変化させるものは資本ストックの構成の変化である²⁾。そしてこの構成変化は、粗投資と廃棄とである。実際の技術進歩において置換投資または投資のもつ「創造的破壊」の意義は大きく、雇用量の増加がないなら、技術進歩は結局のところ置換投資を土台となることによつてのみ可能である。この場合には、生産能力の維持のための置換投資によって displace される労働が付加的な資本によつて雇用されること、これが生産性の上昇と經濟成長の条件である。置換される資本の比率が高ければ高いほど、そしてまた代替される新旧両技術の生産性の開きが大きければ大きいほど、

成長率はより大きな値をとることができる。もちろんこれらのとりうる値には技術的・經濟的な限度がある。問題は、与えられた条件下で社会的に最適な置換比率と技術選択とが行われていないのは何故かということを明らかにし、現實をいかにして最適状態へ接近させるように投資を誘導しうるか、ということである。

設備の置換によつて排除される労働（技術的失業）と労働人口の増分との和が、パワーのいわゆる「自由な労働供給」の増分である²⁾。資本蓄積によつてこれを全部的に雇用することが完全雇用の条件だが、総労働供給（雇用）量に対する技術的失業の比率と最適技術とは技術的条件によつて一義的に決定されるのではないから、同一の技術的条件の下でも完全雇用の成長率にはかなり大きな開きが生じうる。それは社会的に最適な投資と私的企業にとつての最適な投資の集計との間に様々な乖離が生じるからであり、他方また社会的な最適状態を決定する経済的要因も一樣ではないからである。だから問題は単なる完全雇用の達成とその維持にあるのではなく、いかなる成長率におけるそれかということにある。

最適成長が実現されるためには、適当な投資需要の水準とその増加があり、他方これに見合う貯蓄および外貨の供給がなければならぬ。投資性向が貯蓄性向を超える場合には、そうでない場合に比して実質賃金率が下り利子率が上ると、これらは一方において貯蓄性向を高め、他方において最適成長率を引下げるよう作用するであろう。多くの後進国において過剰人口が累増の傾向にあるとすれば、それは均衡成長率の方が最適成長率よりも小さいということを必ずしも示すものではないに、潜在的な貯蓄の供給を吸収しつくす

にたる十分な投資需要が存在しない、ということをあらわすものであろう。過剰人口の経済では貯蓄の供給が経済成長に対する第一次的な制限要因であるという見解は、一般性をもちがたい。現実の貯蓄率を低からしめているものが低い投資性向だとすれば、政策的に必要なことは先ず投資誘因を強化することであつて、貯蓄性向を引上げることではない。

他方先進国経済において労働供給が経済成長の第一次的なボトルネックをなしているというのも、恐らく眞実ではない。完全雇用成長率よりも均衡成長率の方が大きくなるという傾向があるとしても、現実の完全雇用成長率は必ずしも最適成長率を意味しないのだから、問題は現実の完全雇用成長率の上昇によるそれと均衡成長率との一致をさまたげているところの、政策的に操作可能な要因は何か、ということになればならない。この基本点についての有效な政策がとられるのでなければ、現実に完全雇用が成立しても、それは潜在的な貯蓄の供給の一部をいわば無効化し、現実の成長率を潜在性以下に引下げることによって可能となるにすぎない。

置換投資による技術的失業をD、労働力人口をL、労働生産性をyとおくと、完全雇用の経済成長率は、 $\frac{D + \Delta L}{L} \cdot \frac{y_m}{y_a}$ である。資本一労働比率をk、資本係数をvとおくと、

$$y_m = \frac{k_m}{v_m} \text{ であり, } \frac{y_m}{y_a} = \frac{k_m}{k_a} \cdot \frac{v_a}{v_m} \text{ だから, } v_m = v_a \text{ ならば,}$$

$(D + \Delta L) / k_m$ が完全雇用のための純投資であり、これと置換投資Rとの和が完全雇用成長の総投資である。Rとスクラップ化される資本量とが等しいと、 $\frac{D + \Delta L}{L} \cdot \frac{k_m}{k_a}$ が資本ストックの完全雇用成長

率であり、この蓄積率が設備能力と比例的に有效需要を高めることが、産出量の完全雇用成長を実現させる条件である。

$D = R \left(\frac{k_m - k_s}{k_s k_m} \right)$ だから（ただし、 k_s はスクラップ化される設備の資本集約度であり、新資本のkは置換部分と蓄積部分とが等しいものとする）、右の蓄積率は、

$$\frac{R \left(\frac{k_m - k_s}{k_s} \right) + \Delta L k_m}{L k_a}$$

と書きかえることができる。右の分子にRを加えたものが総投資だから、それは $k_m \left(\frac{R}{k_s} + \Delta L \right)$ となる。そして均衡条件は、これと潜在的な貯蓄の供給量とが等しくなることだから

$$\frac{k_m}{k_a} \cdot \frac{R}{L} + \Delta L = s$$

である。ただし s は粗平均貯蓄性向であり、左辺は総資本ストックの現存量に対する粗投資の比率である。

そこで問題は、いかにして最適な R と k_m をもつ完全雇用に必要な投資を成立させ、これと貯蓄性向とを一致させるか、ということである。低生産性の技術を低生産性の技術によって置換させ、低生産性の技術の温存を企業にとってより有利ならしめるか、またはそれを余儀なくさせるような条件の存在する経済では、それを排除しないかぎり、経済成長の潜在性は実現されない。低生産性部門の比量が大きければ大きいほど、そしてまた生産性開差が大きければ大きいほど、経済成長の技術的的可能性はより大きい。しかしこの技術的可能性を経済的現実性たらしめるためには、生産性の著しい開差

を存続させ、全体として技術進歩の可能な前進を妨げてきたところの、労働、資本、および生産物の各市場における不完全性が整理され、革新投資を促進させる制度的条件が形成されねばならない。そしてそれは金融・財政政策の範囲内に限局るべきではなく、価格＝賃金政策をふくむ総合的な経済の体質改善が必要であろう。

四 安定的成長と経済のバランス

近年の日本経済の高度成長は、経済のなかに様々なアンバランスを生ぜしめた。その最も著しいものは、投資と消費、あるいは総生産または総供給と国民消費支出との間の伸び率の大きな開きである。消費のこのようなおくれがつづくならば、一般的な過剰生産とその結果としての産業投資の減退とはさけがたいであろう。この過剰生産によって価格＝賃金関係が変化し、その結果消費のたちおくれが解消するということになるかもしれないが、それは総生産の成長率の低下をさけがたいものとするであろう。このような状態の発生を防ぐためには、消費と総生産能力との伸び率のギャップを前者の増加率を引上げるという形で解消せることが必要である。消費の増加率が引上げられても、投資の成長率が総生産のそれを下回らないかぎり、投資比率は低下しない。将来労働供給量の増加率の減少のために最適成長率の低下が予想されるとすれば、それに合せて投資比率と貯蓄性向とを引下げる必要となるから、最適成長率の維持のために消費の増加率を高めることますます要求されることになる。

国民全体としての消費性向を引上げるよう所得の分配率を変化

させることは、単に有效需要政策の観点だけから必要なのではない。それは同時に全体としての産業技術の進歩を促進させ、経済成長率を引上げる重要な要因ともなりうるものである。したがって消費および所得分配の政策は、可能な限りこのような生産力效果をもたらす内容のものでなければならない。消費水準および実質賃金率と生産性との変化の関係は、前者が後者の従属変数であるという一面的なものにすぎないのでない。その逆の関係が存在するということを理解することが、安定的成長のための有效的な政策を可能ならしめる先決条件である。

アンバランスは、企業の設備投資と政府の公共投資との間にもある。個人消費支出のおくれの急速な立直りが困難であるかぎり、有效需要の調整と企業投資の誘導にも、財政投資が主たる役割を果さねばならないだろう。しかし有效需要の調整と生産力效果との双方において有效な成果を収めうるためには、やはり消費の伸び率を引上げるという形で消費と投資とのアンバランスを解消させてゆくことが必要である。とにかく安定的成長は、投資と消費との持続的なアンバランスとは両立しない。

(1) 生産性の変化における置換投資の意義を指摘しているものにカルドアの次の論文がある。Nicholas Kaldor, "Economic Growth and the Problem of Inflation," *Economics*, August and November, 1959.

(2) J. H. Power, "The Economic Framework of a Theory of Growth," *Economic Journal*, March

質問一（名古屋大学 北川一雄）

— $G_n \cdot C_r(w) = S_n < G_w \cdot C_r(w) = S_w$ の例でも、 G_n も $C_r(w)$ も政策的に可変であると考えることが、御報告のキイ・ポイントですが、（イ）技術的失業の如きが成長要因として追加されるのは、完全雇用を前提する長期成長要因の極大成長率式としては明確ではないようですが。しもこのような失業と資本とが結合するとすれば、それだけ G_w が下る筈でしよう。成長率理論では G_w 側に失業があることを考えているのですから。尚 $G_n \wedge G_w$ の處でを引下げるということは、現実に成長率が下るということを理論的に考へておられるわけではないでしよう。

(ロ) $G_n = \frac{\Delta L}{L} = \frac{P_m}{P_a} = \frac{\Delta L}{L} \odot \frac{K_n}{K_a} \cdot \frac{V_m}{V_n}$ で、中間項以下の(◎印はプラス式ではないでしょうか。(ハ) 最後項で資本保護の変動を考えるとされるが、それは $C_r(w)$ で考へるのが、論理的にはないでしようか。

答 (イ) 技術的進歩を伴う置換投資から発生する技術的失業を追加的資本によって雇用することが、完全雇用のための一条件です。この技術的失業の存在は、労働力人口の増加による労働供給の新規の増加と相並んで、利用可能な資本ストックの増分をそれだけ増加させるわけですから、それは G_n を引上げることになります。しかしそれは G_w とは直接的な関係はありませんから、 G_w を引下げるということにはならないであろう。私のいいたいのは技術的失業率の増加により G_n が増加しますと、 $G_w \vee G_n$ の関係が、 G_w の低下なしに、 $G_n = G_w$ となることが可能だと、いふことなのです。

なお、私のいう完全雇用成長率は、技術進歩をハロッドの如くに完全な独立変数とは考えませんから、理論的には経済的諸要因に依存するものであり、従つて政策的に動かしうる変数です。そしてそれは政策目標とさるべきものですから、現実の成長率が自動的にそれと一致するという傾向をもつとは考へないわけです。最適な完全雇用成長率よりも G_w の方が大きい場合には、 G_w を引下げることが完全雇用成長を実現させるのに必要な条件となりますが、現実の完全雇用成長が最適な技術進歩の率で行われていない以上、検討せるべき実際的な問題は、どの程度に完全雇用成長率を引上げることができるか、ということでしょう。

(ロ) 分母をかけ合したもののが総産出量、分子の積が総産出量の増分ですから、プラス式ではありません。（なお、 ΔL はこの場合、技術的失業を含んだものを意味しております、本文の D + ΔL にあたります。）

(ハ) 私の式の場合には、既存資本設備と追加的な新資本設備との二つの資本係数が問題となりますから、ハロッドの場合の如く、限界資本係数だけの形でとりあつかうことはできません。

経済成長と国際貿易における国家の役割

藤井茂
(神戸大学)

一 はじめに

最初に二つの点を断つておきたい。一つは与えられた題意を限定して戦後の日本経済について考察することであり、その二は国家の役割を具体的な貿易政策の果した役割に即して検討することである。

この場合、わたくしは戦後日本経済の成長の過程を二つの時期に区分するのが適當であると考える。一つを復興期とし、これに続く他の段階を発展期と名づけよう。その転換の時期は経済成長の諸指標に照らして、およそ昭和三一年の上期と見てよいであろう。生産および貿易数量は昭和三〇年と三一年において段層をなして上昇しており、設備投資もこの時を境として急激に増加し、しかもおのおのがその後もその大いさを維持または引続いて増加傾向を示している。第一表のごとくである。

経済基調転換の基本的様相は復興期における供給力不足—需要超過の現象が解消して、逆に需要不足—供給力超過の段階に入つたと見られることである。インフレ基調からデフレ基調に転化したといつてもよいであろう。

もつともこれは一般的な観察であつて、経済の各所に戦前水準の

第1表 経済復興および発展の諸指標

年 月	生 産(1) (製造業)	貿易 数 量 (2)		(3) 設 備 投 資
		輸 出	輸 入	
昭和 9—11=100				単位:10億円
昭和 23年	43.0	7.5	17.8	
24年	57.0	16.1	28.0	
25年	71.4	32.1	37.2	
26年	100.8	35.8	55.3	610
27年	108.6	38.0	60.9	713
28年	134.5	41.2	82.7	801
29年	147.6	54.9	85.7	762
30年	159.7	71.6	90.1	779
31年	197.3	85.6	114.4	1,375
32年	233.9	95.3	142.6	1,674
33年	234.8	98.7	117.3	1,413
34年	295.5	117.2	148.0	1,350

(1)通産省、(2)大蔵省の数字、共に経済企画庁編:日本経済指標による、(3)会計年度についての数字である。下村治氏:日本経済の基調とその成長力(金融財政事情研究会編:日本経済の成長力「下村理論」とその批判) p.8.

復帰が十分でない面が見られる。とくに戦後企業の資本構成の脆弱化は金融面における長期金融市场の復元の遅れと相まって、いまなお問題を残しており、さらに構造的に成長の阻止されている産業部門も存在する。しかしながら、毎年の産業設備投資が高水準に達し、かつその水準を維持している現在においては、日本経済全体として見ればすでに資本の食いつぶしは停止し、逆に積極的な資本蓄積が進行しつつあると見てよいであろう。

かように経済基調が転換したとすれば、政策における転換も必要となるであろう。けだし、復興期において必要かつ有効であった制度や政策が、発展期においても同様に必要かつ有効であるとはかぎらないのみならず、却って障礙となることさえありうるからである。復興期において導入された輸入数量制限もその例外ではありえない。輸入数量制限の緩和または廃止（貿易の自由化）が問題とされるゆえんである。

二 輸入制限の目的と効果

供給力不足を基調とする復興期においては政策の重点は生産力の増強にある。事実において生産力の復興が最も速かで、輸入がこれにつき、輸出の復興が最も遅れている。そのギャップは種々の事情によって説明されうる。復興期における貿易政策の最も重要なものとしての輸入制限措置もこれに対する一つの説明を与えるであろう。

「外国為替及び外貨管理法（昭和二四年一二月）に基づく現行外貨割当制は、(1)輸入需要を抑制して国際收支均衡を維持するこ

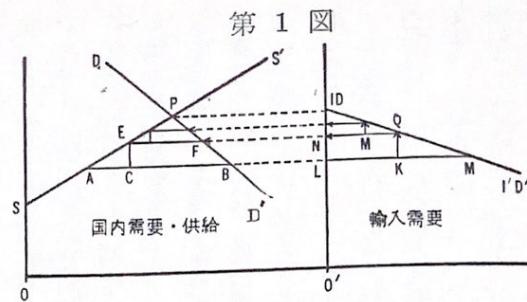
とを主目的とした。同時にその運用に際して、(2)限られた外貨をもつて国内生産力の増強に寄与する輸入を優先させ、(3)国内産業を保護する目的が盛られた。限られた輸入資金をいかに有効に利用し、もつて国内生産力の回復に役立たせるかは復興過程における生産力不足の経済にとって不可欠の考慮であり、また戦後の疲弊した産業を外国の競争から護りその回復を促進することも必要な措置であった。この目的のためには輸入を一律に制限するのではなくに、その制限の程度に軽重がなければならない。そして為替割当制（外貨資金割当制＝F.A制）はこのためには有効適切な手段であった。

かくて、輸出および輸入が民間に委ねられてからも、国際收支に破綻を生じることなく、国内経済の復興を促進することができたのである。とくに輸入制限の背後に新産業を培養し、産業の高度化と多面化が実現したことは積極的な効果といふことができる。

しかしながら、その反面に問題を遺したことも看過してはならない。輸入制限の結果、国内物価を高め、国際価格から遊離させたことがこれである。

輸入制限が国内価格を国際価格から遊離させ、高位におく過程を図示すれば第一図のごとくである。図は国内の需要供給曲線と対応的に輸入需要曲線を示したものである。自由輸入のもとにおいては国際価格 O_L の高さが国内の供給と需要とを決定し、 $A_B = L_M$ の輸入需要量がある。いま輸入要額の半分を削減するとすれば、輸入国価格は O_N の高さとなり、国内供給は A_C だけ増加し、輸入需要量 E_F となる。輸入禁止はこの過程を省略したものにほかならない。

第1図



輸入制限は右の過程を通じて国内産業保護の効果をもつわけであるが、その効果は関税の場合よりは直接かつ的確である。けだし、関税は価格機構にはたらきかけることによってその効果をもつもので、輸出国および輸入国における需要供給の弾力性によって関税が輸入国の価格を高める程度に差を生じ、また輸出国生産者の販売政策によっては、関税が全額生産者の負担となつて、輸入国の価格を高めることもありうる。これに対し、輸入制限は国内価格を国際価格から遮断するもので、輸入は許可量以上に上ることができず、的確に価格上昇を結果することとなる。

国内価格が国際価格より高位に保たれている結果、二つの方向において副作用を生じる。一つは輸出向生産コストを高め輸出競争力を低下させることであり、その二是国内産業構造を歪曲させることである。

国内価格が輸出コスト高を結果することは説明の要はない。そのほかに、国内価格が高位に保たれていたために企業者の関心が輸出に対するよりも国内市场に対して強くはたらき、輸出を便宜的に見る傾向を生じる。国内産業と輸出産業との限界にある産業については、不況期に滞貨を生じた際にのみ輸出に向い、平常時においては国内市场のみを対象とするという場合もありうるのであって、輸

出産業として自らを確立する努力を鈍らせることとなる。このことが輸出体制の確立を阻んでいるのであって、輸入の回復に比し、輸出の回復の遅れた少くとも一つの理由である。

他方、既述の理によつて輸入制限が直接かつ的確な保護の効果をもつために、輸入制限の程度に応じて国内産業の温存が可能であり、または新設拡張が可能となる。こうした温存や新設拡張が国際競争のテストから遮断された中で行われる結果、産業構造が歪められる事となる。国内生産力の回復が輸入の回復に比し、さらに一層輸出の回復に比して大きかつた理由の一半を説明するものである。われわれは右の事実の背後ににおいて消費者の利益が犠牲に供せられていることを看過してはならない。

三 リンク制とその問題点

経済安定九原則とこれに続く单一為替レート設定以後は、このレートを維持するために輸出の伸張が強調された。一般的な生産力の復興努力の中においても輸出力の回復は重視せられたし、世界市場へ接するための努力も続けられた。しかしながら、ガリオア資金やエロア資金に基づく援助輸入とこれに統いて特需があつたために、輸出力でカヴァーしうる以上の輸入が可能であり、国際均衡維持の観点は輸出面においては積極性をもたなかつた。国際均衡維持のためにはむしろ輸入制限方策が積極性をもつており、その結果既述のごとく企業は国内の高価格に関心をもち、輸出意欲は鈍る傾向にあつた。供給力不足の経済基調のもとにおいては当然の帰結であつたわけである。

朝鮮休戦後の国際收支困難に際会して輸出促進に関する積極的政

策がとられた。輸出入リンク制がこれであり、この制度は輸入を一般的に制限して国内価格を高位におき、輸出した者に対して輸入を一許すことによって輸出意欲を刺戟せんとするもので、輸入制限と輸出促進を結合した制度である。リンク制には種々の形態のものがあり、その多くはわが国のガット加入を前にして廃止されたが、今日まで存続し、貿易自由化とともに多くの関心をひいているのは原棉原毛および化織用パルプのリンク制である。

このうち、原棉と原毛とは国内に生産がなく、その輸入制限は全く国際均衡維持の目的に出たものであるが、原料輸入制限によって製品の国内価格が高まるために、原料の輸入価格にプレミアムが発生する。製品の輸出に対して原料の輸入を許可するときは、このプレミアムが輸出意欲を刺戟するわけである。

元来、原料リンク制はかかるインセンティヴを与えることによって輸出を促進せんとするもので、輸出価格と国内価格に差のあることを前提とするものではないが、一方に輸出意欲に促されて輸出が強行せられる結果、輸出価格が低下する（競争の激しい場合には一層その傾向が強くなる）のと、他方において輸出によってえられる原料の輸入権にプレミアムがつくために、このプレミアムの限度までは計算的に輸出価格を引下げる余地があるので、次第に製品の国内価格との間に乖離が生じてくる。即ち二重価格が実現するわけである。この点においては、船舶と砂糖のリンク制（昭和二九年二月開始、同年一一月廃止）におけるごとく、最初から船舶輸出の損失を砂糖輸入の利益によって補償することを目的としたいわゆる出血

輸出補償リンク制と異なるところはないわけである。

このことは輸出面において一つの問題を含んでいる。即ち、外国に対し二重価格によるダンピングではないかとの疑念を抱かせることがあり、またそれが意図されたダンピングでないにしても、過度競争によって不斷に値崩れを生じるということである。従ってリンク制による輸出促進は眞の輸出体制ではないということになる。

以上はリンク商品についてであるが、リンク商品以外の商品についても、輸入制限によって国内価格が高位に保たれるときは、その程度に応じて輸出価格を引下げる余地を生じ、低価輸出を国内高価販売によってカヴァーしうることとなる。

リンク制は国内面においても一つの問題を含んでいる。それは設備過剰を誘発するということである。この問題は本来的にはリンクにおいては国内に厳重な配給統制が実施されており、輸出にリンクして輸入された原料によって作られた製品は国内に向けることができず、従つて製品の国内における価格高に伴う原料輸入権プレミアムの発生する余地がなかつた。これに対し、戦後のリンク制においては内需を禁止する法的根拠がなく、輸入された原料が内需に向うか輸出に向うかは一に採算にかかるわけである。この結果、国内の高価格を目指しての生産設備の拡張が可能となる。それにも増して生産設備の拡張を誘うのが設備割当の方法である。即ち、内需については輸出リンクとは別個に設備に応じて原料の輸入が認められる結果、この原料輸入を目指して設備が増設される。この傾向を阻止

するためには、制定せられた繊維工業設備臨時措置法（昭和三一年一〇月）もその発効前に駆けこみ増設を誘発して却って設備過剰を加える結果となつた。産業構造の歪みを拡大したわけであり、原料輸入の自由化に当つて問題とされる点である。

かようにして、リンク制による輸出増進策は輸出意欲を刺戟したことになった。二重価格制による輸出促進策が眞の輸出体制といえないと云ふのは、それが生産の合理化によるコスト・ダウンや製品の向上による暖簾の確立や、その他の販売促進策による輸出の振興を忽せにし、価格引下げによる輸出増進に頼らしめるからである。

四 発展期と貿易政策の課題

復興期より転じて発展期に入るとともに、経済基調において、供給力不足が解消し、逆に需要不足を現出する。けだし、年々の新投資が生産物の供給を増すのに対し、購買力としての所得を増すものは投資の增加分であることに鑑みて、供給力不足が解消した後には逆に供給力過剰の段階に入ると見られるからである。

経済基調の転換とともに経済における課題も転移し従つて政策の指向点も変化せねばならない。即ち、復興期における供給力不足緩和のための生産力拡充を重視する政策から、転じて、発展期においては需要不足を緩和するための需要創造を重視する政策が必要となつてくる。創造るべき需要の方向は二つある。一つは国内需要であり、他は輸出需要である。国内均衡を維持しながら国内需要を増

すためには、投資を年々一定率だけ増せばよい。^②しかしながら、この場合には輸入の増加は必至であり、とくにわが国のごとく国内資源の供給量に限度のある場合には輸入は年々増加すると見なければならない。従つて、もしこれに応じる輸出の増加がなければ、経済の成長は国際収支の壁につき当らざるをえない。ここに需要創造の第二の方向即ち輸出需要の創造の重要性が浮び上つてくる。輸出振興策の重要なゆえんである。

すでに輸出振興が課題であるとすれば、復興期に導入された輸入制限政策に再吟味を必要とする。貿易の自由化は、その問題化した具体的な経緯や、これをいかに行うかという具体的方法は別として、経済基調の転換と同時に問題となつていなければならなかつた筈のものである。

輸入制限の緩和または廃止の積極的意義はそれが輸出増進に寄与すると期待されるところにある。既述の輸入数量制限の効果に顧みるならば、その廃止のもたらす影響はおのづから明らかである。即ち、基本的には輸入の自由化によって国内価格と国際価格との乖離が修正せられ、産業構造の歪みが是正せられ、企業は不斷に国際競争の試練に曝されて、いわゆる体质改善や合理化を要請せられ、産業はそのあるべき規模と発展速度を見出すであろう。これによつて国民経済的には資源の配分を効率的にし、その能率を高めることとなる。

国内価格の低下が輸出向生産のコスト・ダウンとなり、また国内価格の低下を機会に積極的な体质改善や合理化が促進されて輸出力を高めるであろう。とくに国内の高価格に魅せられて輸出を便宜的と考えていたような限界的な輸出産業が輸出意欲を高めて輸出産業

として確立する効果は重視されねばならない。

その反面、二重価格の解消が輸出意欲を低下させ、輸出に悪影響を及ぼすという懸念がある。とくにリンク商品については抑もリンク制の目的が輸出振興にあつたことから考えて当然の懸念である。しかしながら、二重価格制による輸出振興は真の輸出体制ということができないことは既述の通りであり、積極的な輸出努力は一層実質的な方向において見出されねばならない。また、輸入の自由化によって生産が拡張しても国内の需要の弾力性が小さいときは（そして多くの繊維品についてはそれが小さいと考えられる）、結局は輸出に向わざるをえない。こうして国内市場の狭隘によって輸出要請が高まつたときに眞の輸出努力がなされると期待することができ。リンク商品以外の商品についても国内価格高によって低価輸出をカヴァーしていたものについても同様である。かくて、輸入の自由化によって当面輸出意欲が鈍化することはあったとしても、結局は輸出要請が高まり、そこから眞の輸出努力が生じると期待される。そしてこれが供給力過剰の経済基調における一般的要請でもあるわけである。

右記輸出体制の確立にいたる過渡期において過度競争を激化するという懸念がある。とくに不当に生産設備の拡大された産業についてこの懸念が大きい。過剰生産物が一時に海外に低価輸出されるようことは厳に戒めなければならぬ。そのためには最小限度設備制限や輸出調整に関する措置を必要とする。しかしながら、もし国内価格が高位にあることによって低価輸出をカヴァーしていたとすればそのカヴァーの余地がなくなれば、長期的には低価輸出に限界が

生じるであろう。けだし、企業は長期的には輸出についても国内についてと同様に適正な利潤を必要とするからである。そこでは限りなき過度競争と値崩れは終止すると期待するのは空しいことであるか。

以上のごとくにして、一時的には輸出減退のおそれがある部門があるとしても、結局は輸出要請は強まるであろうし、また自由化を契機としてコスト・ダウンが促進される部門も多く、やや長期的に見れば眞の輸出競争力が強化されると考えられる。ここに輸入自由化の積極的意味があるわけである。

もとより、輸出体制の確立のためには輸入の自由化による輸出競争力の強化にのみ頼ることはできない。これと併行的に輸出振興の諸策が整備されることによって輸入自由化の輸出促進効果が期待しうるものであることは、西ヨーロッパ諸国が自由化と併行して共同市場や自由貿易地域を固めつづることに鑑みても明らかである。これらの地域的経済協力の基礎に乏しいわが国については一層全面的な輸出市場の開拓ならびに確保のための努力の必要性が多いわけである。

自由化に堪えない産業については保護の存続が必要であり、また新産業の育成についても保護を必要とする。この面において関税保護が日程に上つてくる。恒久的性質をもつ関税保護は緊急的・臨時的性質をもつ輸入制限のより強力な保護効果の蔭にかくれていた。いまや新事態に即して関税を改正し、必要にして適度の保護の役割を果さしむべきである。

①ドマールの表示に従えば $\Delta P = I_a, \Delta Y = \Delta I - \frac{I}{a}$ ただし、

P は生産力、 I は新投資、 α は資本係数の逆数、 Y は所得、 ΔI は投資の増分、 α は貯蓄率である。ドマールは均衡的成長を確保するためには、 ΔP と ΔY が等しくならねばならないとの見地から $\frac{\Delta I}{I} = \alpha$ 、即ち、投資は年々 α の率で増加せねばならぬことを明らかにした。一定の条件（限界貯蓄性向と平均貯蓄性向とが相等かつ不变）のもとでは、投資の増加率は所得の増加率に等しく、従つてその場合には所得も年々 α の率で増加することとなる。（E. Domar : Essays in the Theory of Economic Growth, IV）

② 註①参照

五 景気循環と貿易政策

以上はやや長期的に見た日本経済の成長の過程に即して貿易政策の果した役割を吟味したものであるが、現実の経済はこの趨勢的な成長の上に景気の循環が加わっている。過去の景気の波に即して見るに、輸出の好転が景気上昇を導き、投資活潑化に伴う輸入増加に入超に当面して、金融引締めと輸入制限強化によって不況に陥つた。この政策はいかに判断さるべきであろうか。

供給力不足の基調のもとにおける景気過熱に対しても金融引締め（昭和二八年のそれ）は需要を抑制する意味においては有効であるが、それが投資を抑制し、供給力増加を阻む点において不適当であるといえる。当時金融引締めの反面において合理化近代化投資が推進せられてこの欠を補つた。それだけデフレの効果や輸入制限の効果を減殺したことになる。供給力不足の段階においては結局におい

て生産力の増強は正当化される。

これに対し、昭和三二年の金融引締めと輸入制限強化については同じく景気過熱と輸入増加の対策として導入された政策ではあるが経済基調においてはすでに供給力超過の段階に入っていたと見られる。この段階においては投資の行過ぎを抑えるためにデフレが必要であったと考えられる。直接的な輸入の抑制も適当であったと見てよいであろう。しかしながら、すでに基本的に供給力超過の段階であるから、デフレ政策は需要をも抑制し、一層供給力過大を拡大させ、国内に不況を深刻化させる可能性もある。事実において金融引締め後の二ヵ年近くはいわゆる鍋底景気を経過した。それでもこの不況期においてはなお供給力超過も大きなものではなく、漸く供給力不足から供給力超過の段階に移った当初であった。企業家もなお強気を改めず、投資は高い水準を持続した（第一表参照）。これが急激な需要低下を阻止した理由の一つである。輸入は著しく削減されたが、前年の備蓄輸入をもって増加する投資に伴う需要を賄いえた。

しからば今後の景気の転換期については如何であろうか。

過去二回の経験に鑑みて、事後的でなく、事前に金融措置が講ぜられ、景気の過熱が防がれるとともに、輸入の急激な膨脹も阻止されるであろう。それにしても、輸入の減退以上に輸出が減退して国際収支の困難に当面することがあるかも知れない（外貨準備の考慮はしばらく論外おく）。しかも輸入制限が廃止されているとすれば、輸入制限によって国際収支の困難に対処することはできなくなる。国内に供給力超過があり、対外的に輸入超過があるという場

合で、ハロッドの示した不均衡の第三の型の場合に当る。この場合にデフレ政策を強化すれば国際不均衡は是正されても国内不均衡は拡大する。国内不均衡は正のためにインフレが望ましいとしても国際不均衡が拡大するという矛盾がある。国内に失業を拡大させずには、国際収支の困難に対処するためには要素報酬の引下げか、それに代るものとして為替相場の切下げが考えられる。しかしながら、前者は実行に困難でありかつ不公平を伴い、後者は善隣性の原則に反する。従って、この場合には一国の政策を超えて世界的な場面において解決をはからざるをえず、I・M・Fのごとき国際通貨機構の機能にまつべきものが多い。ところが、I・M・Fはこの問題を十分に解決しうるだけの強力さがないところに問題がある。

かようにして、供給力超過の段階における不況は供給力不足の段階におけるそれほどその是正策は単純ではない。それはある場合には一国の政策の限界を超える問題を提供する。このためには国際経済協力の機構を強化することが必要である。他面、これに対する自助策として輸入制限を存置する必要があるか否かが問題となる。貿易自由化の論議において国際収支問題が重視せられる一つの点である。しかしながら、輸入を制限して国内価格を高位に保ち、その庇護のもとに供給力を高め、供給力超過を拡大して行くのと、輸入制限を緩和して輸出競争力を高め、不況期に際しても海外市場から急激に排除されない地位を確立しておくのと、いずれが日本経済の発展にとって有効であるかを比較して見なければならない。しかも、いま問題としているのは不況期に際しての入超であり、不況期の入超に堪えうるだけの外貨準備があるならば、景気の好転とともに輸

出の回復を期待することができる。従って、一時的困難に対処するために長期的な輸出能力の強化を犠牲にすることは問題であろう。もし長期的に国際収支の困難が継続するような場合には根本的な国際収支対策が必要となる。この場合においても輸入制限措置によるよりは為替相場の切下げによる方が適切でありかつ有効である。けだし、輸入制限は輸入面のみからその直接効果が生じるのに対し、為替相場の切下げは輸入を抑え、輸出を増して両面から国際収支改善に役立つからである。それでも、長期的にかかる国際不均衡を生じないために積極的かつ有効な輸出体制の確立強化が必要とされるのである。

経済基調の転換とともに、日本経済の均衡維持のためにもその成長のためにも、輸出が重要性を増すのであって、貿易政策の指向点も輸出振興に求められなければならないのである。

質問一（名古屋大学 北川一雄）

一、成長の基調変化と貿易政策。三一年上期頃から成長基調が変化し、それまでを復興期、以後を発展期と見ながら、何故に発展期をただ需要不足、供給力過大（即ちデフレ基調）とのみ性格づけるのか。

報告者は一方で、輸出拡大＝輸入可能性拡大＝生産増加可能性増大→成長率といった長期拡大を考えながら、他方で需要不足の基調を強調し、需要補充的な国内投資乗数効果と輸出乗数効果とを比較するといった景気的不況を中心においている。このような生産力主義的な長期的見解と供給力過大の景気的見解とがどう調整されるのか。恐らく成長率の多少の挫折はあっても、尚長期上

昇の基調を考えるべきところを、復興期との対照のためにデフレ基調と見過ぎたのではあるまい。

二、景気循環に即して、復興期の金融引締めが生産力中心の投資活動によって救われ、発展期の金融引締め（三二年）が消費購買力の高水準で救われたが、発展期のこれからは事前の金融措置、外貨準備の在り方（とくに I・M・F の強化）に頼ることにより景気過熱化とか輸入急増を予防する方法を考え、その上でかかる予防措置をもって輸入を抑えても輸出減退の方が急になると「デフレ下の入超」というむづかしい型に落ちこむことを警告して輸出体制確立を必要視している。しかし、強調点はむしろ、予防的金融政策が可能であるような正常な財政・金融体制を前提しうるか、どうかというところにある。自由化がやがて財政・金融政策や関税政策のような間接的市場体制介入を目標としているのであるから、この点はいつも重大である。

三、右の関連で見ると、報告者は貿易政策と密接に結びついていた金融財政政策やその体制に進む、否、そこから対外取引とそれによる国内信用創造の日本の特殊性、それに基くインフレ基調とかデフレ基調（呼び誤りとしても）に内在する財政・金融的に見た日本の非正常性と成長との関連を全面的に見ることなしには、自由化の方向も「眞の輸出体制」も見通せないといった点を殆ど無視している。報告者の貿易政策として登場しているのは、成長との関連では外貨割当制、輸出補償制、輸出環境増強、保護関税、景気との関連では長期的見通しでの為替切下と国際流動準備位であるが、今少し右の全体系と結びつけて見直してほしい。

四、成長の基調変化に応じた貿易政策基調の変化が、その変化の契機として何をもっているか。例えば、F・A制がやがてそれ自身として自己矛盾に陥った点を A・A 化と結びつける意図であろうが、成長の基調変化をデフレ対策的輸出乗数や投資乗数と結びつけることが中間的に入れられているために、A・A 化の政策原理と考える資源配分の中心課題を弱く見せてしまう。これを原理として見た上で、静態的な現在の日本の比較的国際優位とその動態的なシフトとの矛盾、われわれの動態的逆特化に処しての保護とか「自由化の時間的スケジュール」とかにいたりうるし、もつと日本構造に即したハード・コアとしての第一次産業部門の例外的取扱いも、市場体系化に即して登場しよう。

五、この構造を外に向って開くと、世界的コンステレイションが、同じ先進国としても、欧州と合衆国、また後進国、とくにアジアの後進国の自由化を迂回するハード・コア的存在への日本の政策も登場しよう。

こうして、政策体系は先述の国内的関連と、今一つ、貿易構造特需・資本勘定構造、賠償勘定、および流動準備としての金、ドルまたはその国際的の在り方の吟味から I・M・F 体制の限界等に対する政策基調の変化が考えられるであろう。

答　一　この報告で私の重点をおいたのは長期的な成長過程における基調の転換とこれに応ずる貿易政策のあり方であった。従って、復興期に対する発展期の基調をデフレ基調といつたのも長期的な意味においてであって、復興期の基調をインフレ基調といつた場合のインフレも長期的な意味においてであった。この意味ではデフレ基

調といわずにスタグネーション基調と呼んだ方がよかつたかも知れない。

二、こうした長期停滞を基調とする成長段階において、長期的な成長と短期的な景気循環とをどう結合するかについては多くの理論的展開があるが、私はこの報告ではこうした理論的展開を頭におき乍らも、直接的にはこれを問題としないで、端的に昭和二八年の不況と三二年のそれとの相違、さらに今後における不況の性格を明確にしたいと思つた。ハロッドの第三の型がくつきりと浮び上ると考えたからである。

三、右の長期停滞下の不況に対する対策として予防的金融政策を用意しながら、予防的金融政策を可能ならしめる金融・財政政策の正常化にまで考察を及ぼさなかつたことは明らかに不十分の譏りを免れない。ただ私は貿易政策的観点を主軸としたので、輸出体制の確立の方を強調したかったことを断つておきたい。従つて、この両面を併せ含むことによって自由化の方向の正確な把握が可能となるという北川教授の御意見に異存はない。

四、成長の基調変化に応ずる貿易政策基調の変化を促す契機が、

資源配分の適正化にあることは勿論のこととしてこれを前面に押し出さなかった。その代りに輸入制限に伴う国内価格の国際価格からの乖離をとり上げてその影響を吟味したわけである。比較生産費の原理を動学化して適用し、保護の根拠や自由化の時間的スケジュールを理論づける方がよかつたかも知れない。しかし、私の意図はむしろ経済基調の変化の上に輸入制限の効果を吟味して自由化への要請を明らかにすることにあつたので、自由化しえない部門やその順

位づけの考察はここでは前面に出なかつたことは理解して頂けると思う。

五、右のように私の報告は貿易政策を主軸とし、経済基調の変化との関連で政策転換を契機づけようとしたもので、考慮すべき多くの要因や細部の局面を逸している。しかし、それはむしろ題意に忠実ならんと努めたためでもあって、ヨリ広い基盤の上に政策変化を跡づけ、また方向づけることの必要は十分に認めるものである。

質問二(神奈川大学 斎藤武雄)

一 戦後日本経済の成長過程を復興期と発展期に分け、貿易政策が変化すべきことを指摘したが、両者の政策に共通する目的はあるか。あるとすれば何か。

二 貿易自由化の問題が登場するのは国内的事情のみであるか。外國殊にアメリカからの要請によることと考えなければならないと思うがどうか。

三 外貨割当制の役割としては報告者の指摘した三点の外に、後進国からの割高物資に輸入割当を行い、それによつて輸出を促進するという役割を果したと思う。

四 輸入制限は国産業構造を「歪める」というが「歪める」というのはどういう意味か。

五 貿易自由化は輸出振興体制確立の反面というが、後進国についてはそういうのではないのか。

六 自由化に堪えない産業については関税保護を主張するが、関税保護を外国だとえばアメリカが認めないとどうするか。

答 一 貿易政策の次元でいえば、国内均衡と国際均衡を併せ含み

ながら経済の発展を確保することであると思う。

二 貿易自由化の動機が外国からの要請に基づくことは御説の通りであるが、それを別にしても内部的にもその必要がある所以を明らかにしようとしたのが報告者の主旨である。

三 外貨割当制が後進国向輸出促進の役割を果したことは認める。

報告者は後進国向輸出促進については投資とか技術援助とか後進国の経済開発計画の中に入りこむことの重要性を強調したい。

四 「歪める」というのはノーマル状態から逸脱することで均衡的発展をノーマルと考えてそれから外れることと考えてよいと思う。

五 第三の質問に対するお答えでこれに代えたい。

六 報告者の主旨は輸入制限が緊急的・暫定的性質なものであるに對し関税の方が恒久的なものであるというにある。それだけ関税の方が外国からも認められ易いと考える。

質問三（愛知学芸大学 松浦茂治）

日本経済の成長における転換期として、昭和三一年上期をあげたが、これはいくつかの産業別に分類したいくつかの転換期を考えることが、政策を考えていく上に必要ではないか。

答 その通りである。報告ではこれを総体的に捉えることに主眼をおいたものと理解されたい。

質問四（八幡製鉄 桑原季隆）

日本の現状における国家の役割はどうか。日本経済の実力状況のもとで、国は経済に対する統制あるいは関与を減らすべきか、あるいは新たに附加すべきか。

答 復興期に比して発展期においては国は経済への直接的関与を減

らすべきであり、また関与の方法（直接から間接へ）や方向（輸入から輸出へ）が変化すべきであるというのが報告にあらわれた報告者の考え方である。

質問五（九州大学 高橋正雄）

一 「現代の日本」ということを戦後の日本ということに限定するとして、国家の性格がそれまでと比べて甚だしく變りかけたが結局はそれほど變らなかつたという点が一応とり上げらるべきではないか。

二 国家の性格というとき、予算の性格ということとともに、經濟関係立法、行政の性格のこととも考えるべきであると思う。現代の日本経済における国家の役割は「變りかけた国家の性格」が「結局はそれほど變らなかつた經濟」との調和または均衡を実現するために右往左往しているところにあるのではないか。

答 直接的な答えにはならないと思うが、報告者の考えは、国家は經濟の中から必要を見出し、經濟はそれ自身の論理をもつ。この両者をいかに調整するかに政策がある。この報告では經濟の必要な重点変化に応ずる政策課題の指向点の転換を明らかにしようとしたのである。

質問六（伊藤忠商事 菅原藤也）

一 復興期並びに発展期における私的独占禁止に関する国家の介入とその限界に言及しなかつたのはいかなる理由によるか。

二 いわゆる過度競争は制度別に抑制しようと考へるか、それとも前近代的社会構造の所産と考へるか。

答 一 とくに理由はない。

二 過度競争による輸出価格低下のかげに、国内価格が国際価格から遮断されて、国内の利潤で輸出の損失をカヴァーする余地のあることもその理由づけでありますというのが報告の主旨で、これからいえば輸入制限を廃止して国内価格と国際価格が連絡されるならばその限りでの輸出価格引下げの余地がなくなるというのである。過度競争の一般的な原因は一部は日本の社会的・経済的構造の特殊性にあり、一部は制度によると考える。

質問六(一橋大学 塩野谷裕一)

長期的・構造的視点から貿易を考える場合には、わが国の資源賦存状態の変化(例えば労働過剰の解消)を考慮に入れるべきであり、その点を考慮に入れた上で、自由・保護貿易に関する貿易政策をどう考えるか。

答 フィクターの長期的变化を考慮に入れた比較優位変化を頭におくと、貿易政策が動的に規定される要素が多くなる。幼稚産業保護政策や衰退産業維持論の理論的根拠がそれだけ明確化されるということになる。

雇用政策における「國家」の一側面

松尾均
(日本女子大学)

序 問題意識

いうまでもなく、失業は資本主義経済の產物であり、かつ、その条件でもある。資本主義の發展はその体内から失業を生みだし、かつ、その生み出した失業を横杆として自らの發展をつゞけるわけで

ある。したがつて、失業は資本主義経済にとって不可避的な產物であるが、それと同時に、その發展のための必要な条件でもある。このために、まず、何よりも失業はそれ自体二重的性質をもつてゐる。すなわち、資本主義的競争のもとでは資本構成の高変化をおして制覇があらそわれるのであるが、それは、当然、いうところの資本蓄積によつてその有機的構成をかえ、可変資本部分を相対的に減少してゆく。さらに、資本集積とともに資本の集中をも平行して、集中された資本はより一層可変資本部分を減退せしめていく。

こうして資本の有機的構成を高めていく過程は、労働力の需要を相対的に収縮してゆく過程である。資本の集積と集中の度合いに比べて、労働力の吸引は相対的に減少してゆく。労働力はより少く吸引され、より多く反撥される過程をつうじて、世にいう相対的過剰人口を形成してゆく。

ここから、一面では、生産過程から排除された労働力は、その担

い手としての労働者に對しては労働力商品の實現を阻害し、労働力の價値の實現を不可能とし、労働力の再生産を困難にし、いわば、社会不安の原因となる。労働力商品の實現を阻害された労働者は、労働力に商品性を附与した資本主義に疑惑をおぼえ、資本主義的生産關係に批判をむけるからである。

ところが、他面、この實現を阻害された失業労働力は資本にとっては賃金にたいする死重作用をいとなむことによつて、資本の自己増殖をさゝえてゆく。けだし、賃金の一般的な運動は、労働者の絶対数によつて規定されるのではなくて、労働者階級が就業者と失業者、産業活動の現役軍と予備軍にわかれる比率によつて規定されるからである。いいかえれば、相対的過剰人口は、その機能からみれば、「そのうえで労働力の需要供給法則が運動する背景をなすものであり、それは、この法則の活動範囲をば資本の利潤慾に絶対的に適合した限界内におしこめておくものである。」

かくて、資本主義にとつては、失業の、この賃金死重的な機能に着目するかぎり、失業の量と質が拡大であることが要請されるわけであり、このために、失業者の雇用化＝失業労働力の實現については消極的たらざるをえない。だが、それと同時に、失業が賃金に対してなんらの死重的な機能をも果さないまでの失業者の救済＝失業

労働力の保全をおこなうことについてもまた消極的たらざるをえない。これは、単に、資本の主觀としてそうであるというのではなく、資本主義の客觀的な原則にもとづくものである。

ここに、資本主義国家の政策が、失業労働力の実現に際しても、また、失業労働力の保全に関しても、つねに消極的である必然性がひそんでいる。すなわち、失業労働力の実現に対しても、文字どおりの完全雇用にいたらないのは勿論であり、失業労働力の保全に面しても、つねに労働力の再生産は不十分な条件におかれることになる。

しかし、資本主義の発展とともに、このような失業政策の限界を見落すわけにはいかない。というのは、資本主義が一定の段階に達するや、もはや、失業は賃金死重的な機能水準をこえ、まさに、量は質に変じて労働力の商品化やそれにもとづく労働力の商品買賣的な機構自体^{II}体制について批判をはじめる。それにもかかわらず、失業労働力の実現能力は資本主義の正常な再生産のもとでは不可能になり、かつ、失業労働力の荒廃は極度に進行するからである。こうした時期を多くの資本主義諸国は第一次大戦直後においてむかえねばならなかつた。この時期においては、生産労働力の実現についても、また、その保全についても、その本来的な消極性の維持は限度に達し、こうした性格をもつ失業政策自体のおかれた体制自体までが動搖してきたからである。

失業労働力に対する諸政策の、その本来的な消極性は、ここに、転換を余儀なくされた。消極性は、世にいう失業問題を契機に社会的な抵抗や強制をうけるや否や、一面では、この抵抗自体に対する

経済外的な抑在によって、端的には治安対策として、転回的に開花することもあり、他面では、いわば、経済的なコースとしては、失業労働力を資本の自己増殖手段として逆利用することもある。後者の場合は、保全さるべき失業労働力が実現労働力につきものの剩余価値の生産という役割をもたせられることであり、こうした逆立ちした失業労働力政策は、往々にして、前者の経済外的な抑圧と相結合して採用される。完全雇用政策というような、名目上の普遍性をもつた政策は、この本来的な失業労働力政策の転換した最も典型的な姿といえよう。というのは、失業労働力の実現が阻害され、これが堆積して大量化し、恒久化すれば、社会不安はさけられず、しかも自らの旧来の自己増殖体制ではこれを緩和することができない段階において完全雇用政策は登場してきたからであり、この完全雇用政策によって、資本主義は自らの体制の普遍性を立証せんとしたからである。完全雇用政策が両大戦の間に登場したのはゆえなししない。しかし、失業問題の矛盾はこれによつてどれほど緩和されたかについては、多大の疑問が残されている。

以下の報告では、このような失業のもつ二重的な性質、ならびに失業労働力に対する諸政策の本来的な消極性とその転換の可能性を念頭におきつつ、第二次大戦後の日本における事態にふれてみたま。

註 1 以下雇用政策というときは、失業労働力の実現を指し、

失業政策というときは失業労働力の保全^{II}失業者の救済を指している。

註 2 この報告についてはいわば国家政策の思想的背景、ある

いは、その意図的なものに着目した。これは卑近な現象に着目し、そのなかからなんらかの抽象を試みようとしたがためである。したがつて、この報告の不足を次の拙文で補充していただければ幸甚である。

「戦後経済における循環と失業」日本女子大紀要第八輯
「失業政策における創出と救済」社会政策学会年報第七輯

一 雇用拡大政策

昭和二四年九月、失業対策審議会は「失業対策の方向」としてつぎのようない決議を行つてゐる。

「思うに、失業問題解決のために、生産活動の興隆に伴う雇用量の増大をはかることを以て第一義とすべきであるから、政府においてはこのため、……貿易の振興金融対策の実施、見返り資金の活用、産業の振興、中小企業の振興、公共企業の拡充：……により、急速且つ強力に雇用増大策を実施するとともに、」

已むをえざる失業者に対する所要の緊急施策を実施せられたい。」

いうまでもなく、昭和二五年に至るや、雇用量の増大政策よりも、堆積する失業者、とくに、日雇労働者の就労と救済に重点が移つてゐる。戦後の日本経済は、ようやく、雇用政策と失業政策との、両翼に対し深刻な配慮を必要とした。ドッジラインとともに、雇用量の増大を貿易と産業の拡大によつて、実現せんとしたが、事態は逆に、まさしく、日本経済の「正常化」とともに悪化していく。しかも、当時の失業は戦後の労働運動の体験者であつただけに、そのもたらす社会不安も頗著なものがあつたからである。

資本はもはや古典的に、失業労働者の救済にたいしても消極的たりうることはできなかつた。いうまでもなく、これらの失業労働者は著しく賃金の死重的機能を發揮し、いわゆる労働者全体としての統一賃金の基準までも崩していつたが、それのふきだす社会不安も大きかつたからである。ましてや、中小企業の労働者や臨時工の形れてきている。

「現在の経済状勢下における雇用状況は、……昨年本審議会が答申した当時と比較し、事態は更に悪化し、今や、失業問題は一層重大な段階に達している。

思うに、失業問題の解決は産業の振興により、雇用量の増大をはかることを以てその根幹とするが、わが国現在の経済状勢は同時にまた当面の応急施策をも緊急のものたらしめている。

政府は以上の諸状勢にかんがみ、……日雇労働者の就労確

保、失業対策事業の拡充、日雇労働者の保護、……を急速且つ強力に施策を実施し、極力、失業者の保護及び救済に万遺憾なきよう努めるとともに雇用増大のための産業経済施策に対しても亦格段の配慮を加えられたい。」

—— 53 ——

で失業はひろがっていき、農林山村を含めて膨大な層にわたつていったからである。

後述のように、失業救済政策自体が、失業者の生活保護、失業労働力の保全から、一転して失業労働力の、いわば、生産力化が進行しあげたのもこの頃からである。同時に、雇用政策の面では、失業の圧力をを利用して、労働の合理化が進み、賃金形態の変更、労働時間の延長、労働強化が増大し、雇用の面ではその半失業化が潜行していく。失業という名の雇用に塗りかえられ、「去るも苦、残るも苦である」というのが、労働者の実情であった。

かくて、雇用の半失業化は、昭和二九年の不況を契機に社会的に表面化し、失業問題は日本経済をあげての関心事となつた。失業の社会問題はこのときに一つの絶頂に達した。こうした事態を反映して、昭和三三年三月、失業対策審議会はつぎのような答申を行つてゐる。

「わが国の失業は、從来から不完全な就業形態のもとに多くの潜在的失業者をようしていたのであるが、最近においては完全な失業状態にあるといわれる失業者がいよいよ増大し、その慢性化、大量化が一段とおしすゝめられており、しかも、今後新たに就業を必要とする人口の増加は、年々七五万人以上が見込まれる状況にある。

従つて、わが国の雇用、失業問題はその対策が、一時的、摩擦的な、あるいは景気の変動に伴う異常の現象としての失業に対する「失業対策」の範囲をこえて、生産の拡張、所得の増加を基調とする直接、間接の雇用増大をめざす「雇用政策」に発展しなけ

ればその解決をはかることは不可能である。」

かくて、ここでは、失業救済政策が限界につきあたるや、雇用増大政策に再転回している。しかも、その方向としては、「第二次産業部門における生産と所得の増大によって、第三次産業部門において、また、能うべくんば第一次産業部門においても就業機会が増大することが基本的」であるとしている。失業問題に対しても、一面では貿易振興、国内資源の活用、手芸的な工業の育成などが強調されるとともに、他面では、公共事業、緊急就労対策事業、特別および一般の失業対策事業が巾広く展開され、労働能力の低いものに対しても簡易就労対策までも登場したのはこの頃である。

しかしながら、こうした失業諸政策によつても、経済法則の進行には対処しうべくもなかつた。なるほど、表面的には昭和三一年、三二年の、かの神武景気に際しては一時的には失業問題は緩和されたかのごとくであるが、半失業を含めた失業的な事態はまさに神武景気の頂点において最高であつたこともまだ記憶に新しいところである。こうして、昭和三四年五月の「完全雇用に関する答申」が生れたのである。

ところが、この答申は、完全雇用自体を政策目標としているものではない。

「西歐的な完全雇用状態に達する、いわば前段階として、失業率が端的に失業ないし雇用の実勢を示しうるような、したがつて、近代的な雇用政策が有効に展開されうるような就業状態に達することをもつて、政策的努力の目標とする」と謳つてゐる。要すれば、いわゆる近代化政策である。しかし、第一に、失業のこのような事態

のうえで、『完全雇用政策』が登場したことがまず、注目されねばならない。

しかも、第二には、それに対する施策方向において、「雇用機会増大の基礎としての経済発展」を念頭におきながらも、「このような経済発展の雇用政策的効果も、この効果を確保しあるいは補足する多くのより直接的な諸対策を必要とする」として、最低賃金制の確立、賃金体系の改善、労働時間の短縮など、いわゆる「労働対策」を強く指摘していることを看過するわけにはいかない。

ここでは雇用政策といつてもすでに、従来の産業経済政策となり、それ以上に労働政策が強調されているからである。これでは従来の、伝統的な雇用政策はいきづまつてきていて、いいかえれば、資本主義経済における雇用政策の限界を自ら告白していることになる。少なくとも、そこには、資本主義経済における失業の『危機』が感覚されている。いいかえれば、失業問題に対する資本主義経済の無能力の一端が示されているともいえる。かくて、そのことが、完全雇用という『普遍性』を表榜した政策目標として登場しているわけである。

二 失業救済政策

伝統的な雇用政策の変化の過程は、当然、失業救済にも反映せずにはいなかつた。しかも、戦後の大きな失業に面して雇用政策の、当初からの動搖は、はやくも、昭和二四年において「緊急失業対策事業法」を生み、本法は昭和二五年にはすでに失業対策事業就労者の最低就労日数の確保も困難な状況におちいった。

ここに、「失業対策事業運営の強化刷新」が労働省から通達されるにいたり、就労不適格者の排除や作業監督の強化徹底や事業の一時停止が指示された。すなわち、第一の就労不適格者の排除については、(1)失業対策事業への就労のみを希望する者および不良求職者の排除、(2)適格審査の強化である。第二の作業監督の強化徹底については、(1)実働八時間の厳守、(2)就業規則の作成、(3)不良求職者の発見とこれの排除、(4)軽重の作業区分によるほか、勤務状況、能力表に応じた賃金表の設定、(5)失業対策事業停止期間中の賃金絶対不払、(6)時間賃金が実行されない場合の補助金の減額、事業停止である。さらに、第三の事業の一時停止は労働者が作業指揮者の指示にしたがわないときや、不法に職場を離脱したときは事業の停止を行なうというわけである。

これによつてみても、失業対策事業就労者は文字どおり、失業『労働者』となり、『失業』労働者であることは打ち消されている。さらに、昭和二九年登場した特別失業対策事業は「就労者に各人の作業量に応じた賃金を支払うことによって、その有する能力を充分に發揮させ、新たに『時間割制作業』を採用することとした」のである。

しかも、この間の事業種目の変遷をみると、「昭和二四年では公共空地整備、荒廃市街地整備、環境衛生整備および書記的事務補助といったような比較的簡単な事業が全体の約七割程度にまで達していたが、その後これらの事業はそれ自体終了したことや事業効果追求(事業費の効率的運営)などの理由から減少の一途をたどり、昭和三年では約二割程度になり、これに反して、街路整備、道路整

備、河川整備などの建設的事業は、二四年当時三割程度にすぎなかつたが、三一年では実に六割程度に大巾に増大を示すに至つた。これは、昭和二六年以後資財費が計上され、事業の高変化への要請とも合致したことによる」といわれている。（以上の引用は「労働省職業安定行政十年史」昭和三四年三月による）

かくて失業救済の一翼をなしてきた失業対策事業においては、失業労働力の保全以上に、そのいわば生産力化が行なわれ、失業救済の域を脱しつゝある。まさに、かゝる失業対策事業の変質とともに、日雇労働者の間でもその失業労働者という性質が忘れられ、雇用労働者として、「正常な職業につくことよりも雇用労働者としての賃金値上げ」が運動目標にとり上げられたこともあつた。間違いもなく、失業労働者が生産力の一端を荷負わされたからである。

ところで、失業救済の他の一翼である失業保険においてはどうであつたか。失業対策事業のかゝる変質は失業保険における変質とも相応するものであつた。失業保険において、たえず適用範囲が拡大されたことは、産業の各分野において失業の危険が拡がつていったことの証左でもあるが、その場合はつねに、保険料率は引き上げられ、また、逆に、保険金給付条件の強化がみられた。たとえば、昭和三〇年の第八次改正などはその典型的のものであり、ここでは「給付日数の合理化」として「従来は被保険者期間が六カ月以上であつたものには一律に一八〇日分の保険金が支給されていたが、今回の中止によって長期間被保険者であったものにはこの給付日数を増加し、反面、被保険者であつた期間の短いものについては給付日

数を減少し、給付日数に段階制を設けた」のである。これは、一見、きわめて合理的にみえても失業保険が、自らの採算を維持するための乱用にほかない。

しかも、昭和三一年に至るや、失業保険の給付調査や保険審査が加重され、給付についても一段の制約がつきまとうに至つた。こうして、大量失業を前にして失業保険は黒字をつけ、黒字たることを誇っているのである。それのみでない。これらの社会保険の基金は一面では労働福祉事業團法の制定によって労働者の生活保障に効率的に運営されるようになったわけであるが、他面では、資本自体の負担軽減に利用されている面も少なくない。

かくて、失業救済は文字どおり、労働力の充用の点からも、資金の投下の点からも、その本来的な姿を忘却しつゝ、資本の自己増殖の一環として編みこまれつゝあるわけである。こうして上述の、雇用政策の失業政策化と失業救済の側における雇用政策化が相照応している。資本主義経済下における失業問題に対する政策のもつ二重的性質の具体化といえよう。

三 完全雇用政策

以上のような雇用、失業政策の動きにからんで注目すべきは、いわゆる近代化政策の動きである。それは、昭和三二年一二月に発表された経済企画庁の「新長期経済計画」にもあらわれてゐることであるし、また、若干のニュアンスの相違はあっても、前述の昭和三四年五月の「雇用審議会の完全雇用に関する答申」にも指摘されてゐることである。

すなわち、前者は「現在、わが国の当面する雇用政策の目標は、増加する新しい労働力の吸収、就業構造、産業構造の近代化の促進、不完全就業状態の改善、所得水準の上昇などである」といつて

いる。ここでは、いまだ、雇用量の増大やそのための産業経済政策の前進がそのための条件となっている傾向が濃く残っているが、最低賃金制や労働時間の短縮などをその補充的な施策として指摘していることは見逃してならない。

だが、いわゆる近代化政策をもつと強くうち出しているのは後者である。すなわち、

「不完全就業が広く存在することは工業化の著しくおくれた諸国にはゞ共通の現象であるが、わが国のように工業化の進んだ段階にあって、一方に近代的な完全就業の状態がすでに存在するにもかゝわらず、他方になお不完全就業の状態が目立つて存在することは、社会的緊張を促進する有力な要因とならざるをえない。就業構造におけるこの二重性は、国民福祉の上からみてながく許さるべきでないのみならず、この二重性の下降的、転落的な労働移動とむすびつくことによって、近代的な雇用対策の効果をほとんど無に帰せしめている。この点、たとえば、失業対策事業が一時的に失業者の生活を支えて、再就職までの労働力を保全するといふ本来の意味を失って、むしろ就労者の『定職』に転化してしまっていること、職業紹介や失業保険の効果のおよぶ範囲が、就業者一般についてはもとより、雇用者の場合ですらも限られていることなどをみても明らかである。有効需要理論にもとづく補整的財政政策もまた、それが展開されて完全雇用政策としての定義を

もちうるためには、まずもつて、就業構造におけるひずみの是正されていることが必要である」

いうところの近代化的意味であるが、近代化が資本主義経済発展の必須の、不可欠の要件であることは否めないとしても、まさしく、現代はその近代化を資本は命がけで要請しているわけである。技術革新はこの側面的な表現であり、生産手段の革新が文字どおり労働力でもそれに照応させんとしているわけである。生産過程における生産手段と労働力の照応がいまより緊急のときはないし、それだけ資本の競争は国内的にも激化しているわけである。

いまや、雇用、失業をめぐる歯車は、資本主義経済としては必須の、不可避的な近代化を中心いうべき、これが生みおとす失業問題に対しても、完全雇用政策が控えているわけである。しかも、その完全雇用は雇用の失業化と失業の雇用化の延長に生れたことを看過してはならない。

そういう意味で近代化こそは資本にとっても絶対的矛盾を包蔵しているわけである。近代化を進めないかぎり、自己増殖は限界にきている。新しい機械はつねにそれに相応する新しい労働力を要請し、新しい労働力と結合することによって新しい生産力となるからである。しかし、近代化された雇用とはなにかといえば、まぎれもなく、小所有者の分解した賃金労働者である。個人業主は非近代的な雇用として、いまや、敵対視されているような地位におかれている。労働白書も、経済白書もいづれも、賃金労働者の増大をもつて近代化の有力なメルクマールとし、反対に、個人業主の比重の高い

ことを非近代的な、いわゆる二重構造の母体ともみているからである。

だが、果たして、雇用の近代化は資本に対していかなる作用をおぼすものであろうか。小さいながらも営業や所有から分離されていく個人業主たちや家族従業者達は、賃労働者となるや否や、たちに、自らの労働のうえで生活を支えねばならず、まさしく「二重の自由」を満喫することになる。ここでは、あるいは労働力の価値計算も行なわれ、高能率、高賃金も呼ばれるであろう。

かくて、雇用の近代化から生ずるものは、資本主義経済の根元にもどって、社会不安であろう。しかも、逃避の場のない不安である。もしも、近代化政策が潜在的な失業や非近代的な雇用の解除を狙っているとすれば、近代化の産物として生ずる失業は、完全失業であり、近代的な失業であることはいうまでもない。近代化された雇用では、賃金、時間に対する要求も一段と硬化するであろうし、失業に際しては、失業救済に対する要求も一段とつよまるであろう。

こうして日本経済は、一方における近代化への道と、地方における社会不安との絶対的矛盾との関頭に立っている。かの完全雇用政策はそうした近代化の絶対的矛盾にこたえんとするものである。戦後の現在においても完全雇用は失業の危機の頂点において登場したわけである。

だが、最後に忘れてならない点は、完全雇用は失業の危機において登場するだけに、つねに、この政策が呼ばれるときは、賃金、時間の要求も、労働者の組織と運動の自由も制約されがちであるということであり、いいかえると、近代化された労働者は、単に、生産手段からも、扶養関係からも解放されたが、単にそれ以上にでものでないような近代労働者であることである。完全雇用はこうした賃労働者を書きつゝ、政策として呼ばれ、謳われてくる。矛盾はそうした形でうすめられていくわけである。

いま、これに関連して、戦時経済下の完全雇用を思い出す必要もあるまい。それよりも、貿易自由化の急ピッチな国際競争戦にそなえての近代化政策や、そのもたらす社会的な諸問題を緩和せんとする完全雇用政策が、平和経済の下で、それと同じような足どりをたどることの危険こそがむしろ、よりいつそ警戒せねばならぬ点であろう。

質問一（専修大学 小林義雄）

一、雇用審議会の答申などの変化をもたらした近年の失業の増大の原因をどうみるか。主として国家などの政策の結果とみるのか。それとも主として日本資本主義の発展——ある意味での高度化、農業を含む各分野にわたる一の結果とみるのか。

報告者の説明を過度に単純化して受けとると、それが主として政策のねらいであり、またその結果であるように思われるのを、多少、具体的に説明していただきたい。

二、戦後の日本における国家の政策そのもの（答申や計画ではなくて）としては、雇用の拡大を積極的にもたらす意図をもち、それが実現されたと報告者がみられるものはあるのか。また今後の問題としては、それが可能と考えうるかどうか。

第一の問いは、最近における失業増大の原因についてであるが、基本的にいって、失業の増大は資本主義の発展の産物といいう

る。国家は、資本制生産の内部過程、とくに、生産過程にタッチすることは少い。したがって、資本構成の高度化からくる労働力の排除は、国家にとっては、いわば、一つの対象的条件を形づくっている。国家が失業の増大にタッチしているようにみえるのは、国家が失業の形成に対し、また、増大した失業に対して、体制的な秩序に接觸するまで消極的であるからである。

第二の問い合わせは国家政策自体についてであるが、具体的にいって、昭和二年ないし、三三年における諸政策は、失業の創出に積極的であったが、集団の拡大に積極的であることは、労働力の需給律からいっても考えられぬことである。戦時中でさえ、失業は生産の中や企業整備により、殆んど連続的に生起した。賃金の運動からみても、国家は雇用拡大についてはあくまで積極的たりえないであろう。

質問二（大阪市立大学 吉田義三）

不完全就業とは正確に何か？もしそれが「潜在」または「偽装失業」と同義的であるならば、それはその「限界生産力が極めて低い」という意味であるか？

答 指摘のとおり、不完全就業の概念は明らかでない。第一次大戦後の特徴的な産物としての半失業を指している。いわゆる雇用概念からみれば、限界生産力の低さを意味するが、失業概念からみれば、すぐれて停滞的な形態にあるものを意味する。第一次大戦後、失業の一特性、特殊性が喪失し、雇用の不完全化が一般化したとき以後、まさに、ピグー的な失業以後、こうした状態が顕著となってきた。

質問三（中央大学 長守善）

完全雇用という言葉は強制を伴うといわれたようですが、そう理解して宣しいでしようか。

答 資本主義にとって失業が不可避的である以上、完全雇用ということを考えられない。戦時中のような雇用状態が、もしも、完全雇用であるならば、それ自体、強制が伴っていることは目にも見える。少くとも、労働力の需給が、価値法則に従つて律せられることを強制のない雇用というかぎり、戦時中の雇用は、すべての労働力の雇用であつても、完全雇用とはいえない。

質問四（中央大学 水野朝夫）

「雇用政策の失業対策化」と「失業対策の雇用政策化」なる二つの概念の差異を具体的に示すものは賃金水準（労働条件の主たるものとしての）であり、前者における賃金下落、後者の上昇が認められねばならず、同時にそれは雇用・失業政策の賃金政策への転化を意味するものでなければならない。果して戦後の過程がそうであつたか。また両概念に対しても賃金政策の異質性が明白に意図されていただろうか。

答 指摘のとおり、労働力の需給は賃金の運動と表裏一体をなし、文字どおり、賃金の運動の背景が労働力市場である。したがつて、失業政策に対する資本の利害は一にかかる、賃金政策にあるともいえる。事実、労働者の失業反対運動のさかんであった頃は賃金の運動は活況であり、逆の場合は逆であった。賃金政策と労働力需給政策との結合と対立は指摘のとおり、きわめて重要な焦点である。

質問五（一橋大学 坂本二郎）

一、雇用問題、失業問題を論ずる場合に、三つのポイントを区別する必要あり

- ①失業の形態論
- ②失業の動因論
- ③失業の政策論

がこれである。

報告者は、近代化、失業、雇用政策等について、日本において多面的性格をもつ各々の言葉を、一本観的に用いているくらいがある。右の三つのポイントに関して、適当な区別を示すことが望ましい。

二、日本における失業の形態に関しては、少くとも次の三つの型を区別する必要ありと思う。

- ①高度化した重化学工業セクターにおいて、技術革新に伴つて、熟練労働者が転換に際して技術的失業に直面する。
- ②中小企業セクターにおいて、労働力供給に比しての資本不足—雇用機会不足による構造的失業がある。景気後退は、これを増大する効果をもつ。
- ③農業セクターにおいて、人口増加圧力、移動費不足、農業セクターにとどまるとの相対的安定等により過剰就業（潜在失業とほぼ同義に使う）の問題がある。

同じ失業といつても、この三つの型において、その意味がかなり違う面もあるので、それを明示的にすることが望ましい。

三、日本における失業の動因に関して、報告者は、資本主義体制の「資本の自己矛盾」という一動因に言及されたが、右の三つ

の失業形態に共通の動因と各々の形態において異なる動因とを区別して論じ、動因論を一層体系的に展開することが望ましい。

四、日本における失業に対する政策に関する政策に関して、体制全体に対する政策、構造に対する政策、与えられた体制・構造の枠の中での政策（生産力拡大による雇用吸収力増大等）を区別し、この関係や比重や効果を明らかにすることが望ましい。

答 指摘された諸点は、意見があるので答える責任はない。第一点から第四点までの意見は耳聞するより外ないが、質問者と視点が異なるので、理解に苦しむ点もないではない。私自身の報告の不十分な点は、さきの註にかかげた拙文を参考にしていただければ幸甚である。

わが国産業構造の変化と国家の役割

—企業集中の問題を中心として—

儀我壯一郎

一 わが国産業構造の特質

一般に、現実の資本主義諸国の経済構造は、多くの経済制度、すなわち、主要な地位を占める資本主義的経済制度、および、副次的な地位を占める小商品生産その他の前資本主義ないし非資本主義的な経済制度によって構成されている。さらに、独占段階においては、資本主義的経済制度の内部にも、独占体と非独占・中小資本などの差別が生れ、また、所有主体の差異による、国家資本と私的資本の区別が、国家独占資本主義の構造と関連して重要な意義を有するにいたる。したがって、いわゆる産業構造、すなわち、社会的分業と商品経済の発展を基礎とする産業諸部門の部門別構成における諸変化は、つねに、個々の産業部門の内部についても、産業構造の總体についても、右の各種経済制度の内部構造・内部矛盾ならびに経済制度相互間の関係と関連せしめ、また、当該国の国際的地位の分析と関連せしめて、統一的に認識・分析・理解されなければならないのである。

註 「商品経済の基礎は、社会的分業である。加工工業が採取産業から分離し、そして、それらのおおのは、さらに小さな種類の

や亜種に細分され、それらの種や亜種が、それ独自の生産物を商品という形態で生産し、それらの生産物を他のあらゆる生産部門と交換する。こうして、商品経済の発展は、個々の自立した産業部門の数を増加させるようになる。この発展の傾向は、各個々の生産物ばかりでなく、生産物を消費するよう準備する個々の業務さえも、独自の産業部門に転化させる、ということがある」(レーニン『ロシヤにおける資本主義の發展』邦訳大月書店版『全集』第三巻一三頁)。

本報告においては、産業構造(=産業の部門別構成)の視角からみて基幹的な産業部門と、資本主義ウクラードのうち支配的地位を占める独占体との戦後日本における相互関係の特徴を理解するための手がかりを見出すことを中心的課題としつつ、わが国産業構造の変化と国家の役割をめぐる現段階の主要な問題点について考察することとする。

一般に、資本主義的工業化は、軽工業から出発するものであり、かの産業革命も、消費資料生産部門とくに織維工業を中心とし、織維、原動機=石炭、鉄鋼=金属、工作機械=機械製作の四部門の技術的発展を基礎として展開されたが、生産手段生産部門の優先的發

展にともない、しだいに、重工業、とくに石炭・鉄鋼・機械製作部門の基幹的産業部門としての重要性が増大するにいたり、独占段階への移行にともない、電気・化学・石油・自動車の諸部門、さらに第二次世界大戦を契機として電子機器・高分子化学・原子力部門など、これらに加わり、あるいは一部既存の基幹部門と交代しつつ、現段階の基幹部門を構成している。

資本主義の現段階における産業構造の高度化の主要内容は、物質的生産の面においては、生産手段生産部門の優先的発展ならびに経済の軍事化と密接に関連する重化学工業化、および、工農業間の発展の不均等にもとづく農業部門の比重の低下である。重化学工業部門は、その生産規模が巨大であり、巨額の投資を必要とするから、中小企業の成立発展は困難とされる側面があり、この部門の発展は、独占的産業資本の形成発展、および、その独占的銀行資本との融合癒着、ならびに、国家独占資本主義体制の強化の過程と結合している。戦後日本における、産業構造の変化は、(1)工業部門の急速な拡大と農業部門の発展の相対的な立ちおくれ、(2)工業内部における重化学工業部門・新部門の発展と、軽工業および一部の旧部門の立ちおくれ、ないし停滞・衰減の傾向、(3)不生産的人口の増加とともに関連する運輸・通信・商業・サービス業等いわゆる第三次産業部門のとくに急激な増大、として特徴づけられている(たとえば、有沢広巳編『現代日本産業講座』第八巻九頁以下参照)。これらの変化は、右の一般的傾向の貫徹を意味するが、同時に、この変化の内容とその結果としての現段階の日本経済は、明治以来の後進的特質の根強い残存と、アメリカ帝国主義による占領下および半占

領下において再編強化された日本独占資本主義の特質、ならびに全般的危機の新しい段階の諸特徴によつて規定されているのである。したがつて、産業構造の高度化にともなう諸矛盾は、重化学工業の労働者数の比重の増大という労働者階級の主体的条件における重要な変化と相まって、わが国ではとくに鋭いものとなつてゐる。わが国の工業部門のみについてみても、戦後の産業構造の高度化にもかかわらず、重化学工業部門の後進性が顕著であるが、この後進性は、この部門のわが国独占体の、資本規模、資本構成、技術水準などの諸側面における、資本主義的先進国に比しての劣弱性、労働条件と賃金の低水準、等々に示され、また、わが国独占体の対米従属性は、個々の企業、私的独占体、および国家独占資本主義についても、また、技術、原材料、製品市場、資金調達等のいずれの側面においても、一貫して存在してゐるのである。

二 いわゆる産業構造の高度化と企業における諸変化

戦後日本において、敗戦による損害、軍需市場の消滅、植民地の喪失等にもかかわらず、急速な資本蓄積と産業構造のある程度の高度化が可能であつた根拠は、次の諸点に求められる。

第一、資本蓄積の源泉たる就業者数の増大と資本主義的搾取の強化。其がせぎ、内職、農家の兼業その他一家をあげて特殊日本の低賃金(低水準と各種の賃金格差の存在等)と労働条件のもとに就業を余儀なくされる勤労大衆の窮乏は、失業者・半失業者の存在と結合して、資本とくに独占体にとって有利な諸条件を形成したのであ

る。ただし、これらの側面の独占体による利用は、同時に、矛盾を深化せしめる要因となる。

第二、わが国では、戦時中破壊された設備の更新に加うるに、戦前と戦時中の技術上の国际的立ちおくれ回復のための設備投資と、いわゆる技術革新的設備投資の一部とが、短期間に重複して進められてきたこと。ただし、現在なお、技術水準は資本主義的先進国に比し相対的に低次の段階にとどまっている。

第三、新技術ないし新産業部門の創出が、外資導入、技術提携などによる従属性を通じて、短期間になされたこと。

第四、独占体による国家機構の利用。すなわち、補給金、財政投融资、減免税、国家による買上げ、貿易為替管理、カルテル行政等による独占体にたいする保護・育成政策である。ただし、ひとしく国家独占資本主義体制といつても、同一国家についての各時期における異った特徴、および、他国と比較しての特徴、たとえばアメリカに比し、わが国では、軍需市場としての国家の役割が従来は相対的に小さかったこと、研究投資など基礎的な面の育成が立ちおくれていること、国家機構そのものの対米従属性等々、が明らかにされなければならない。わが国の一部に影響をもつツイーシャング理論にたいする批判とともに、各国の国家独占資本主義の各時期の特質の分析が必要である（詳細は上林貞治郎「株式会社・独占体・國家独占資本主義」『経営研究』四六号、同「国家独占資本主義の理論」――『経済学雑誌』四二巻四・五号参照）。

第五、戦後、資本主義諸国との発展が社会主義諸国に比して停滞的であり、危機が深化していることは明らかであるが、しかし、とく

に、朝鮮戦争による軍需部門の拡大その他の原因によつて、一九二九年型の大恐慌に陥らないまま現在にいたつたことも事実である。一国内部においても、好況期には、中小企業の地位が、一時的部分的にもせよ相対的に改善され、中小企業数の増加等の現象が生ずるのと同様に、戦後の景気循環過程の局面は、わが国の弱体な独占体にとって、相対的に有利な条件であった（故に逆の場合は逆となる）。この点からもアメリカの中小企業とわが国大企業との諸条件の比較検討が必要である）。

さて、新設備の導入と新部門の創出などによる産業構造の高度化は、石油精製、石油化学、電機工業、軽金属、ゴム、航空機、ミサイルなど、軍事的重要性を有する諸部門の発展をもたらし、しかも、これら諸部門の従属性が最も顕著である点が特徴的であるが、このことは、個々の企業とくに独占企業にたいして、つぎの諸変化を生ぜしめている。そして、かかる産業構造の高度化は、新しい条件のもとでの独占体の再編強化の過程と結合しているのである。

第一、設備投資額の巨大化と資本の有機的構成の高度化。オートメーション化などによる機械的構成の高度化は、輸入原材料・機械の高価格、高率の運賃、高額の特許使用料など、日本経済の对外依存とくに対米依存従属にもとづく不利を、日本の低賃金と労働強化のみによって相殺することを、しだいにより困難ならしめる要因として作用する。新技術の利用による特別剰余価値の獲得も、いわゆる技術導入競争その他の要因によつて困難である。無計画な技術導入競争が小規模な分散した設備の低能率と、二重投資・重複投資による過剰生産の要因とを含むことも明らかである。したがつて、企

業内の人員整理、臨時工・社外工への依存度の相対的増大、下請中小企業の利用などの対策と同時に、カルテルの強化、流通過程の諸企業にたいする支配力強化などの方針が、より重視されるにいたる。しかし、国際的視野からみれば、わが国のカルテルそのものの弱体、したがつて独占体の独占価格維持力も相対的に弱小であることに注意すべきである。

また、産業構造の変化により、大企業の労働者数が増加せず、むしろ減少する場合さえあるが、このことは、低賃金問題をさらに悪化せしめ、ひいては国内消費財市場の拡大を阻害する要因となる。石油への依存度増大が石炭産業の人員整理を促進する一つの要因とされるごとく、新技術、新部門が、旧来の、これと競争関係にある部門の企業、労働者に破壊的影響を及ぼし、労資の矛盾が激化される側面があること、および、新旧技術の混在が労働災害の増加、労働強化等の促進要因となる側面があることも、周知のとおりである。なお、逆に、わが国の低賃金が新技術の導入を阻害し、また、新技術による「人件費節約」の効果を減殺せしめる側面も存在し、矛盾を深める要因となっている。さらに、直訳的技術導入が、石油精製装置、鉄鋼業のストリップ・ミルの場合のごとく、わが国独自の市場の規模と構造あるいは原料条件等に不適当である場合も少くないものである。なお、設備投資額の巨大化が、外資導入による従属性強化の一促進要因となることは、いうまでもない。

第二、投資の懷妊期間の長期化、および、固定費（減価償却費、金利負担、管理費）の増大と変動費（原材料費、労務費等）がその割合に減少しないことによる損益分岐点の上昇。これらのこととは、

わが国企業の景気変動にたいする抵抗力を弱化せしめる。恐慌のさに操業短縮をおこないうる限界が縮少したことは、利益にたいしてではなく、売上高なし生産高に課せられるところの、戦前に比しても、また、他の資本主義的進国に比しても高率の特許使用料の負担が恐慌のさいにいちぢるしく不利となることと相まって、わが国企業の恐慌のさいの脆弱性、すなわち、せのびして爪先立ちになつたまま地震に襲われる危険性を示すものである。

第三、資本構成における他人資本の比重の増大。国内のみについてみれば、わが国独占企業における他人資本の高い比率は、金融機関の資金の独占的利用による独占的産業資本と独占的銀行資本との融合癒着、すなわち金融資本の支配の一側面の強化、ならびに、国家資金の独占的利用による国家独占資本主義体制の一側面の強化を意味するものである。（上林貞治郎・笛川儀三郎『資本主義オートメーションと社会主義オートメーション』参照）。しかし、国際的にみれば、このことは、戦前に比し、三井・三菱等のコンツェルンに属する企業においても株式所有の分散化がある程度まで進行した戦後の新しい条件のもとでは、株式総数のうち相対的に低率の株式所有によって、企業の支配権が外国資本に掌握される可能性が大であること、および、恐慌期における抵抗力が弱小であること、すなわち、わが国独占企業の消極的側面を意味するのである。

第四、特許使用料等の支払額の増加、ならびに、このことと対応する国家および個々の大企業の研究投資の不足、技術水準の停滞、外国機械の輸入増大と関連するわが国工作機械工業の弱体、などの諸事実は、外資導入・技術提携とともに産業構造の高度化が、わ

が国技術研究の自立性・独創性を弱化せしめる一つの要因であることを証示している。

最近の、いわゆる自由化の進行によって、独占体による国家機構の利用の方向は、国際競争力（国際的独占力ではない）のなお幼弱な重化学工業部門の育成政策としての軍需市場の拡大＝兵器の国产化政策、ならびに、東南アジア、アラスカ等々への資本輸出とともに進出政策、農業、中小企業にたいする独占の支配体制強化とその整理統合政策、企業集中＝独占強化の促進政策、対米従属政策、等々多岐にわたるであろうが、いづれにせよ、これらは、アジアの、また、資本主義対社会主義の、そしてまた、国内の諸矛盾を激化せしめるものであり、大企業と中小企業の格差、工業と農業の格差等々を解消せしめるものではない。対ソヴェト、对中国接近日策等が部分的に進められるとしても、それが独占体を主体とするかぎり、全体としての「日米経済協力関係」を阻害しない範囲と程度の、部分的なものにとどまることもまた明らかである。さきに述べたわが国産業構造の変化とともに資本蓄積過程の諸矛盾の累積は、かくして、自由化の進行過程において、恐慌的局面にいたれば、資本主義的先進国におけるよりもより激しい形で一举に表面化する可能性が大である。

資本取引の自由化など外資導入促進の側面に関しては、後述の国際的企業集中との関連という角度から国内の企業集中について検討すべきであるが、外国資本にたいして、多かれ少なかれ抵抗しようとする場合においても、国内の企業集中が、外資との対抗策とみられており。したがって、外資への従属、妥協、抵抗のいずれにせ

よ、独占体によって、企業集中の進展は焦眉の急とされている。私的独占禁止法と外資法の改正などの諸政策の変化は、かかる状況を背景として理解されるべきものである。

三 産業構造の変化と企業集中

産業構造の変化とくにいわゆる「高度化」は、カルテル、トラスト、その他企業集中形態の展開を促進し、独占の比重を増大せしめる方向に作用するが、最高度の企業集中形態としての金融資本を主体とするコンツェルンのみについてみても、産業構造の変化は、各コンツェルン相互間の不均等発展と、各コンツェルンの内部における各種の構成部分の間、および、コンツェルン所属企業とその他の企業等との間の不均等発展をもたらす要因となり、各種の生産性格差、賃金格差、所得格差等々は、拡大せしめられる。

ヴィクトー・パーコによれば、アメリカの八大利権集団は、一九二九年から一九五五年の間に、いちぢるしく不均等な発展をとげた。モルガンとロックフェラーの二大コンツェルン相互の関係のみに限定して比較すれば、一九四〇年から五五年までの期間に、モルガンが相対的に弱化し、ロックフェラーが強化し、両者がほぼ相並んだ地位を占めるにいたつたと評価され、その基本的理由としては、アメリカにおける産業構造の変化があげられている。すなわち、第一には、アメリカ産業の重点が、モルガンの支配する鉄鋼部門から、ロックフェラーの支配する石油部門に大幅に移行したこと（一九〇一年から五三年までの間に、鉄鋼の生産は七倍半に増加、石油の生産は三四倍に増加）、さらに、モルガンが軍需産業の重要な部門たる

航空機とアルミニウム産業において弱体であったこと、鉄鋼業 자체においても、モルガン支配下のU・Sスティールなどに対抗するクリーヴランドのいちぢるしい進出と「ロックフェラー・メロン・ボストン連合」の形成がみられたこと、「モルガンの金融面の最重要事業であった投資銀行業の役割の相対的低下と新興の生命保険業におけるモルガンの相対的立遅れ、などが、その原因とされている。かくして、モルガンの従来の金融的優越も、ロックフェラーとほぼ対等の地位にまで引下げられたとみられている。

また、コンツェルンのより高次の集中傾向という他の側面からみれば、アメリカの八大利益集團において、相互の対立競争の関係のみならず、相互の提携連合の新しい動きが注目される。すなわち、一九二一年以来の「モルガン・デュポン連合」に対抗する「ロックフェラー・メロン・ボストン連合」の形成がそれであり、メロンもボストンも、第二次大戦以前にはモルガンと緊密な連合関係にあつたのであるから、この面においても、モルガンの地位の相対的弱化が看取される。(この連合関係の変化にさいして、ひとしく石油産業に力点をおくロッキーフェラーとメロンとが、対立の側面よりも提携の側面をより多く示したことは、わが国において、ひとしく重化学工業に力点をおく三菱コンツェルンと住友コンツェルンとの関係における競争的・対立的側面と、協調的ないし補完的側面を考察するに最も貴重な示唆を与えるものである。)

一般に、アメリカ八大集団の不均等発展の根柢には、パーソによれば、つぎの諸特徴が横たわっている。

第一、軽工業にたいする重工業の一層の優越(このことは、シカ

ゴとボストンの犠牲において他の集団に有利)。

第二、自動車と航空機による鉄道の代位(このことはクーン・ロードの犠牲においてデュポンに有利)。

第三、石油、アルミ、化学製品の経済的比重の増大(このことは、ロックフェラー、メロン、デュポンに有利)。

さらに、特定産業部門内部の抗争の結果(たとえばモルガンのU.Sスティールを犠牲にしてのクリーヴランド系鉄鋼会社の拡大)も考慮に加えられなければならない(Victor Perlo, *The Empire of High Finance*, N.Y., 1957, pp. 125—251. 浅尾訳『最高の金融帝国』一五〇—三一〇頁によれ)。

以上、アメリカの事例について瞥見したが、戦後日本における産業構造変化の方向も、ほぼ、右の第一—第三の変化と共通するものであり、この変化は、各コンツェルンの相互関係の変化と、各コンツェルン内部の構成要素の地位・役割の変化を規定する要因として作用しているのである。したがって、わが国のコンツェルンにおける不均等発展について考察するさいには、産業構造の変化、各部門における独占対独占および独占対非独占・中小企業などとの関係の変化、金融機関の諸変化、独占的金融機関と独占的産業資本・商業資本の結合形態の変化、独占体への国家機構の従属、などの諸要因を統一的に理解する必要がある。ゆえに、国家の産業構造政策のみについてみても、それが独占助長を主要内容とする点を明らかにするのみでは不十分であり、政策の実質的主体としての各金融資本グループ(アメリカ独占体との関係もふくめて)のそれぞれにたいしていかなる影響を及ぼすかを、系統的に追求する努力がなされねばならぬ。

らない。「反独占」政策の内容についても、この点は、同様である。

周知のとおり、一八九〇年のシャーマン反トラスト法以来、アメリカの「反独占」政策は、独占の諸形態および独占相互間の対立と協調の諸関係にかなりの影響を及ぼしてきた。戦前の日本においては、この種の政策の欠除が特徴的であったが、戦後日本においては、産業構造の変化のみならず、「反独占」政策との関連のもとに、企業集中過程の特徴点が形成されてきた。いま戦後のコンツェルンのみについて考察すれば、敗戦といわゆる「財閥解体」・過度経済力集中排除の諸結果、および私的独占禁止法の存在は、つきの諸変化をもたらした。すなわち、これらの要因は、第一に、アメリカ独占体に有利、日本独占体に不利であり、第二に、日本独占体においては、三井、三菱、住友、安田の旧四大財閥コンツェルンにとって相対的に有利、独自の金融機関をもたず、植民地あるいは軍需工業に重点をおいた鮎川、中島などの新興財閥、二流財閥にとっては絶対的・相対的に不利であり、第三に、四大財閥のうちでは、三井物産解体と帝国銀行の分割による銀行部門の相対的弱化、ならびに、コンツェルン内部のコンビネーション的関連性の稀薄という理由によって、三井にとって最も不利、三菱商事解体と三菱重工業の分割などの点で三菱の不利がこれに次ぎ、安田、住友にとっては、商業部門への進出の機会を得、金融機関（とくに安田）とコンビネーション的関連（とくに住友）が、それぞれ温存されたことなど、部分的には有利な点さえ認められる。「財閥解体」と経済力集中排除措置が、本社の解散と持株会社的支配網の弱化と株式所有の「民

主化」を主要内容としたものであり、また、三井、三菱の商業部門にたいして最も厳しく、産業部門にたいしては影響範囲が小範囲に限られ、金融機関にたいしては最も寛大であつたため、コンツェルンの再編成は、当初、金融機関の同系企業にたいする融資、および、生産面のコンビネーション的連関を基礎として進められ、その後、同系の金融機関と事業会社相互間の株式持合関係の強化、人的結合の再編強化、社長会等の統括機構の確立、商事部門の復活などが、コンツェルン再編強化を促進することとなつたのである。

昭和三〇年外資法制定の頃から技術提携による新技术、新部門の創出を中心とし、顕著となった産業構造の変化は、各コンツェルン内部の構成企業相互間の発展の不均等をもたらし、コンビネーション的関連の内容も、石炭化学から石油化学への重点の移行など、大きく変化した。新部門の新会社の同系企業の共同出資による設立（石油化学、原子力など）その他、産業構造の変化は、「財閥解体」などによるコンビネーション的結合の重要性を、より進んだ高次の形態のもとに、しかも、旧来のコンツェルンの統合領域を超えて、増大せしめたのである。わが国各コンツェルンの部門別の重点と結合程度の強弱は、それぞれ異なるが、コンツェルンの、石油化学、原子力など新部門への進出の時期と方法が、各コンツェルンの再編成の速度と形態を決定する重要な要素であつたことは明らかである。

新技术・新部門にかんするこれらコンツェルンの優越的地位、ならびに、新技术・新部門導入のさいの各コンツェルンと外国資本との結合関係の強化は、さらに、産業構造の変化と国際的企業集中との関連性についての検討を必要ならしめる。

四 産業構造の変化と国際的企業集中

いわゆる産業構造の高度化は、既述のように、わが国企業とくに独占的大企業による外国資本・外国技術の積極的導入と不可分の関係にある。では、外国の特定の金融資本グループと、わが国の特定の金融資本グループとの間に、国際的な縦断的支配・被支配の傾向が存在するか否か？次の見解は、この問題にかんする一つの重要な問題提起である。

「日本の財閥あるいは独占資本グループと外国の独占資本グループの間に、何か特徴的な関係が見いだされるだろうか。たとえば、三井グループではアメリカのモルガン系統の独占資本との関係がやや目だつが、ロックフェラー系もあれば、デュポンとも関係している。三菱グループでは、アメリカのメロン系統がやや目だつが、ロックフェラーやイギリスのシェルとのつながりもできている。住友グループでは、モルガン系の色彩をいくらかもつていているといわれるAT&T系統との関係が目だっているが、ロックフェラー系やデュポンとの関係もある。第一銀行グループでも、戦前からのシーメンス（ドイツ）との関係、メロン、モルガンの系統との関係など、やはり、さまざまである。日産、日立系は、いまでは一つのコンツェルンを形成しているとはいえなくなっているが、そこではモルガン系統との薄い関係がいくらか多く、ロックフェラー系との関係もあるという程度である。

このように日本側からみると、いずれもこちらのほうが下手に立つ関係であるが、一般的にはこちらの資本グループとして特定の外

国の資本グループと排他的な関係、特殊的な関係を結んでいるという傾向はない。戦前からの、三井とモルガン、三菱とメロン、古河とシーメンスというようないくらか特徴的な傾向もまだその名残りはあるが、戦後に新しく結ばれた関係は、そのような資本系統別にしばられることなく、各財閥とも外国のさまざまな資本グループとの間に多面的な関係をもつようになっている。外国の独占資本側でも、日本のある独占資本だけと排他的な、また封鎖的な関係を結ぶという方針も戦前に比べて緩和している面もあるくらいであって、まして、外国のある資本グループが日本のある資本グループを系列化するというような明確な方向はとられていない（小林義雄「外国の援助と私的投资」「現代資本主義講座」第七卷二五二—三頁。なお、同「外国資本への従属」「相原茂編『日本の独占資本』二七七頁をも参照されたい）。

右の見解と関連して、少なくとも、次のようないくつかの問題点があると考えられる。

第一、戦後日本においては、戦前に比し、商品の輸出入、資本の輸入その他の諸側面において、資本主義的先進国とくにアメリカにたいするわが国独占体の経済的依存従属の程度が決定的に強化されたことから、国際的企業集中の問題も、アメリカ独占体との関係が基本となる。一般に、戦前のわが国の対外経済政策においては、独立の帝国主義国としての、近隣アジア地域への「横への発展」＝対外侵略による金融資本の独占の部分的「補完と代位」が主要な地位を占め、先進国への経済的依存従属政策は副次的なものにすぎず、「横への発展」政策の貫徹のためには、先進国アメリカ・イギリス

等と対抗する太平洋戦争をもあえていたのである。しかし、戦後のわが国独占体の対外経済政策においては、新安保条約第二条にもみられるごとく、対米経済従属関係の維持強化がその基本線である。対東南アジア進出政策、对中国・ソビエト接近政策などは、なお、副次的地位を与えられているにすぎず、右の基本線の維持に支障を生じない範囲内で処理されているのであるから、戦前の多角的な対先進国依存と戦後の対米依存従属を同一視するごとき、わが国の一部の見解は、全く当を得ないものである。

第二、アメリカにおいて、独占体のより高次の連合が進行しつつあることにもとづいて検討すれば、たとえば、三井は、「モルガン・デュポン連合」との結合従属関係が深く、三菱は、「ロックフェラーエ・メロン・ボストン連合」との結合従属関係が深い、など、より整理された形で国際的資本系統が把握されるのであるまい。また、このことと関連して、国際的にも、金融業における独占力を基礎として金融資本に成長した点において、モルガンと三井は類似のタイプに属しつつ相互に結合関係をもち、他方、産業資本としての独占的地位を基礎として金融資本に成長した点において、ロックフェラーと三菱は、相対的に類似したタイプに属しつつ結合関係をもっている、という関連性をどのように理解するかが一つの問題である。（三井物産・三菱商事を中心の商業資本の役割的重要性など、三井・三菱とモルガン・ロックフェラーとの差別性の側面については、ここでは触れない）。

第三、従来、重要な役割を演じた技術提携による結合関係においては、戦後、外国の同一企業の同一技術を、日本側の多数の企業が

競争的に導入する場合が少なくなかった。このことは、日本側企業が、国内の技術提携競争の激化により不利な立場におかれてきたことを意味するが、そのことはおくとして、技術提携のみによつては、結合関係における系列の判定が困難な場合もある。しかし、アメリカの国家資本の導入から民間資本の導入に重点が移行し、貿易・為替の自由化さらに資本取引の自由化が進行するならば、アメリカ側が、経営参加的株式所有、転換社債の応募、あるいは下請関係の設定など、わが国独占体との結合を深化するにさいして、技術提携のみの場合に比し、より選択的な態度をとることも予測され、国際的企業集中過程における資本系統の有無と強弱が、より判然と把握されるであろう。また、導入される技術が、従来よりも、相対的に高度化・大規模化するにともない、技術提携そのものも、少数の大企業において、より集中的・系統的に進められるであろう。モルガン、ロックフェラー両者の間に、内外政策上の相対的差異が存在するか否かを明らかにするためにも、アメリカの各金融資本の日本への支配力・影響力の伝達経路を検討することが必要とされるが、この点からも、わが国経済政策と右のごとき国際的企業集中過程との関連性がかえりみられなければならない。ただし、新安保条約への反対、自由化と資本主義的合理化にたいする各層の各種の抵抗など、わが国情勢の変化如何によつて、アメリカ独占体の対日資本輸出が阻害される可能性もあるのであるから、国際的コンソーシアム化、トラスト化を主要な方向とする以上の諸点の検討は、今後の事態によって、その難易が決定される。

第四、石油、化学工業その他の国際カルテルと、わが国の各産業

および当該部門の独占的大企業ないしカルテルとの関係如何を分析することによって、わが国独占体の各産業部門における国际的な地位と役割が明らかになる。国际カルテルにおいて支配的地位を占める独占体が、どの国どの資本系統に属するかなどの検討を通じて、ロックフェラー、モルガンなど最高次の国际的コンソーシアルンと国际カルテル、トラストの相互間の関係のみならず、わが国独占体の立場と各種の経済政策によって自由化、恐慌などに対処しうる範囲と限界、わが国独占体にとっての、日中貿易を含む東西経済交流の意義、その他の問題が、従来以上に、深く理解されるであろう（儀我壮一郎「国际的企業集中とわが国の企業集中」「公正取引」一九六〇年十月号参照）。

わが国産業構造の変化と国家の役割もまた、つねに、国际的な視野のもとに、独占体の要求を基礎として位置づけられ、考察されなければならないのである。

質問一（慶應大学伊東岱吉）

(1) 貴報告の基本的主旨、結論は、どうなつか。

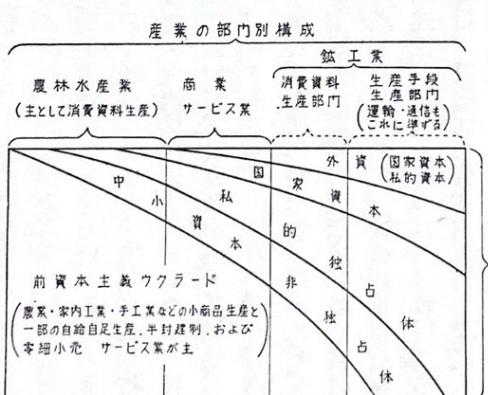
答 産業構造の変化がわが国独占体に及ぼす影響について、個々の企業、企業集中、および国际的企業集中の各側面における問題点を検討し、独占体の立場からのその解決策を基礎として国家の役割を考査しようとした。全体の結論は、産業構造の変化がわが国資本主義に新しい矛盾をもたらし、その資本主義的解决策は困難の度を加えつつあるという点にあるが、早急な結論よりも、むしろ問題提起を主眼とした。

(2) 産業構造という概念についてより厳密に説明されたい。ま

た、基幹産業部門というような軽重の生ずる理由は何か。
答 産業部門とは、使用価値的観点から区分される商品生産部門である。産業構造を、産業の部門別構成と理解し、各部門ごとに、また総体的に、経済制度の構成を検討することが必要である。両者の関係は上図のとおりである

（詳細は、儀我壮一郎「わ

が国産業構造政策の特質」
「経済セミナー」一九六〇
年八月号を参照されたい）。



部門においては、独占体がその部門において支配的であることが特徴的である。
(3) 戰後日本資本主義の従属性の特質とその評価について説明されたい。

答 たとえば、戦前一九三〇年代をとっても従属性は部分的に存在していたが、当時の对外政策の基本線は、独立の帝国主義国としての「横への发展」であり、従属政策とその経済的意義は量的にも

的にも副次的地位を占めるにすぎなかつた。戦後の対米従属性は、第二次世界戦争の敗北後のみでなく、経済の面でも、決定的に重要な意義をもつてゐる。故に、日米独占間の矛盾対立の側面を過大評価することは誤りである（詳細は、儀我壯一郎「財閥解体とノコンツエルン組織」—『経営研究』三四号、同「現代日本における企業集中の諸形態」—『経営技術』一九六一年一月号を参照されたい）。

(4) 企業集中と企業系列との関係についてはどのように考えるか。

答 企業系列という用語の用法も解釈も、さらには使用の可否についての見解も、現在なお区々としているので、一義的な御答えは不可能である。

(5) 経済企画庁は、二〇年後の日本経済においては、人口の自立

的動向を基礎として、いわゆる「二重構造」解消を予測しているが、貴論旨とは対照的であると思う。「二重構造」解決のための国家の役割あるいは下から要求されるべき政策要因を説明されたい。

答 食糧問題、失業問題、生活水準の問題をも含めて、一般に人口の増減の側面に基盤を置いて経済問題を解釈あるいは予想する方法が誤りであることはいうまでもない（詳細は、儀我壯一郎「人口問題と食糧問題」—『人口過剩論批判』所収、同「人口問題」—『講座近代経済学批判』III 参照）。しかし、かりに人口の増減の側面のみを問題としてさえも、二〇年後の明るい見透し如何の議論よりも、戦後の「ベビー・ブーム」によって急増した青少年層の、数年後の就

業の困難こそ、当面の大問題である。さらに、自由化と平行して農業人口の大幅削減を促進する新政策が伝えられているが、この種の政策および自由化による諸矛盾と恐慌の見透し等と相まって、問題の困難性は、むしろ増大しつつあるといふ。大企業の労働者数が中企業の労働者数を上廻り、「賃金格差」等も量的な僅差にとどまっている英米などに比し、臨時工、社外工、中小企業労働者と農業従業者が圧倒的に多く、特殊日本型の労働条件・賃金等の格差を生んでいるわが国のいわゆる「就業構造」の矛盾が、人口の増減によって解決されると考えることは、あまりにも楽観的に過ぎる。「雇用吸収度」の高い機械工業育成政策の効果にも、各種の限界が存在する。上からの中小企業、農業の近代化政策は、実質上、改悪策というべく、御指摘のとおり、労働者、農民、中小業者その他による下からの解決以外に基本的方法はありえない。

質問二（京都大学 静 均）

時間の制限のために、産業政策と反独占政策との関係についての御報告が少なかつたようと思われるので、補足的に御説明願いたい。

答 自由化の条件のもとでお国際競争力が弱いとみられる重化学工業部門を育成するためには、国家による従来以上の補強政策の採用が予想され、これによつて、私的独占禁止法が、かりに現状のままであっても、官製カルテルなどによつて有名無実化せざるをえない国家独占資本主義体制強化の側面、および、対外競争力強化を理由とする、国家および内外の独占体の公然たる企業集中促進の方針が、反独占政策の大緩和を志向している側面、という二つの側面

が問題となる。産業構造政策の重点が基幹部門としての重化学工業育成におかれることその実質は独占強化政策であること、また、自由化にともなう公然たるかつ急速な私的独占強化のためには、反独占ではなく独占擁護の側面をあらわしつつある現在の反独占政策さえも、部分的に障害となっていること、これが現状である（詳細は、儀我壯一郎「企業集中の現段階と独占禁止法」「公正取引」一九五九年十二月号、同「自由化による産業構造の変化と企業集中」「公正取引」一九六〇年七月号、参照）。

質問三（明治大学 染谷孝太郎）

(1) 発表のさいに、独占、非独占・中小資本、小商品生産の三部門に分類されたのは、産業構造における構成を説明しておるものか、経済諸制度を説明しておるものか、いづれであるか。

答 経済諸制度についての説明である（質問一の項の図参照）。

(2) 戦前の経済諸制度は、国家的・皇室的大土地所有、半隸農的小作制度、家父長的農民経済、小商品生産、私経営的資本主義、私的独占資本主義、國家資本主義などではなかつたか。戦後これらはどのように変化し、産業構造にどのような影響をもたらしたか。

答 戦前と戦後を、産業部門別構成と経済制度構成の二側面について統一的に比較検討することは、今後全面的に果さるべき課題と考えるが、本報告では、主として工業部門の変化を中心として考察した関係上、農業部門その他の詳細は他日に譲りたい。

質問四（一橋大学 坂本二郎）

(1) 産業構造とウクラードを一括して示すために書かれた図に見

られる構造的不均等の「形態」は、資本主義体制にのみ見られるのではなく、社会主義体制の場合（例えは中国）にも見られる。この共通性（無論、実質的意味や関係や影響が両体制において異なることを認めて）を、いかに考えるべきか。

答 社会主義体制のもとにおいても、産業部門間の不均衡と「不均等発展」に似た一時的ないし部分的現象があることは否定しないが、社会主義的生産関係のもとでは、漸次、全人民に有利な計画的なつり合いのとれた発展が可能となるのにたいして、資本主義では、不均衡、不均衡が必然的発展法則であり、このことによつて経済的社会的矛盾が深化せしめられるという相違点が問題であろう。

(2) 構造的不均等の「形態」の共通性を説明する要因の一つとして、日本の場合にも、中国の場合にも、「後進性」という動因をあげうる。報告者は、日本経済の構造的不均等の動因として、一、資本主義体制の一般的性格、二、従属性、三、後進性をあげられたが、このうちで、日本が中国等と共通にもつ「後進性」という動因の比重をいかに考えるべきか。

答 旧中国の後進性は、中華人民共和国成立以後、重工業優先の社會主義的工業化と社會主義的改造によつて急速に克服されつつあるが（儀我壯一郎『現代中国の企業形態』参照）、日本の場合、旧中國よりも工業化、資本主義化が進んでいたにかかわらず、戦後において、その従属性のため、後進性にもとづく矛盾が、とりわけ深刻な危機的要因を内包しているという差別性の側面が重要である。

(3) 形態論、動因論を通じて、お互に共通に認めているものと、見解が相違しているものとを、共通の地盤で出来るだけ整備する

用意がほしいと思う。

答 一致できる面はもちろん尊重したいが、一致できない面についても、批判と批判的摂取によって、正しい理解を深めてゆきたい。

質問五（中央大学 加藤寿丈）

「後進性」に関しては、社会主義化を指向している中国等の場合にも資本主義と同一のものである、との坂本先生への回答であるが、だとするといかなるタームをもつて「後進性」の内容を示そうとするのか。殊に日本との比較においては、必ずしも同一のタームで説明できないのではないか。もしどうするならば、どのようないタームを用いるか。

答 半封建・半植民的旧中国と現在の日本、また新中国と現在の日本のはずれを比較しても、その後進性の意味内容には差異がある。

現在の日本の後進性は、重化学工業部門の脆弱性、小商品生産その他汎前資本主義的経済制度の残存、企業規模と技術水準の弱小、労働者・農民その他労働者の劣悪な労働条件と生活水準、一人当たり国民所得のいちぢるしい低位、技術の自立性の欠如など多くの問題がある。約二〇年間の、樂観的な「経済成長」の後においてさえ、ようやく現在のフランスの一人当たり実質所得の程度に達するにすぎないと予想されている（篠原三代平「日本経済の国際的水準と将来の産業構造」—『経済評論』一九五九年六月号）ことによつても明らかである。

質問六（科学技術庁 川島哲郎）

(1) 新しい技術の発展のためには、企業の集中が必要であるが、国の政策としては、さらに企業集中を強化する方向に進むべきで

あるか。

答 国家独占資本主義体制のもとにおいても、企業の急速な大規模化のための方法として、国有化と企業集中促進の二つの道があるが、現実には、後の道が、国の政策として採用されている。その理由が問題であろう。さらに、技術上の従属性からの脱却の努力および究局的には社会主義的国有化の道が、新しい技術の発展のために必要と考える立場があるのであるから、この立場との長短得失の比較検討が必要である。なお、新しい技術が必要とする生産規模と資本集中の規模とは必ずしも一致しない点にも問題がある。

(2) 政府支出中の技術振興の費用は、増加しているが（米国においては約一割）、いかなる点に重点をおくことが、産業発展に最も望ましい効果をもたらすであろうか。

答 当該費用が、労働者の労働条件、生活水準の向上および外国技術への追随従属からの脱却といかなる関係にあるかをつねに考慮しつつ処理されることが必要であろう。

〔追記〕 本報告は、最初上林貞治郎氏が担当する予定であったが、海外出張のため私が代つて担当した。そして、本報告の報告と討論のさいにも、本稿の完成時にも、上林氏が海外留学中であつたため、内容の責任はすべて私にある。

（儀我壯一郎）

■ ■ ■ 報告 ■ ■ ■

構造理論のために

酒井正三郎

(名古屋大学)

を発表しようと。じつは参考のためその他のものをおびてある。

昨年度のこの学会で「構造分析と経済政策」という共通論題があり、構造概念もしくは構造理論のことが種々報告せられたが、このように今日構造の研究が一般に経済政策ないし経済理論において著しい関心をひきつづけることは、周知のとおりである。

かかるにジョン・ポップキンス大学のマヘルップ教授は、最近『構造と構造変動¹⁾』なる論文で、経済学におけるこの用語が極めて多義的であるという理由から、むしろ構造ないし構造変動という用語でものを考えようとする構造理論に対して、むしろ否定的な態度で、これを避けようとしている。そこで長年構造理論の深化に力をそそぐ私としては、この論面に対して批判を加える義務を感じている。本報告はこの論文に対する私の所見を述べようとするのが狙いである。

- (1) Fritz Machlup : Structure and Structural Change, —Weaselwords and Jargon. Zeitschrift für Nationalökonomie. Bd. XVIII, Heft. 3. 1958.
- (2) しかし、彼は最近に同じくの論文以外にも経済学の基礎概念についての用語の多義性と誤用とをふまね多くの論文

Fritz Machlup : Statics and Dynamics; Kaleidoscopic Words, Southern Economic Journal, Vol. XXVI, No. 2, October, 1959.

Fritz Machlup : Equilibrium and Disequilibrium; Misplaced Concreteness and Disguised Politics, Economic Journal, Vol. LXVIII. 1958.

Fritz Machlup : The Problem of Verification in Economics, Southern Economic Journal, Vol. XXII. No 1. 1955.

Fritz Machlup : Three Concept of the Balance of Payments and So-called Dollar Shortage, Economic Journal, Vol. LX. 1950.

Fritz Machlup : On the Meaning of the Marginal Product, Explorations in Economics of F. W. Taussig, 1937.

そのためには、私はまず彼の構造概念批判の大要を述べておかなければならぬ。この点について最初にふれておかなけれならぬことは、彼の経済学における構造概念の用法の三分類である。彼によれば、その第一は、構造という概念が明確な意味で用いられる場合であり、第二にはこの概念が不明確な意味で用いられる場合であり、最後はこの概念が弁護論を秘めて用いられる場合である。このうち第一の場合は、この概念の使用は科学的に容認せられるけれども、第二・第三の場合は科学においては、それは許されたがないのである。それでは、具体的にこの三分類のなかには、どのような用例があるのであらうか。

私はまず彼の非難を免がれる第一の場合から簡単に述べてみよう。この第一の範疇のなかにあげられるものは、レオンチエフ流の投入もしくは産出の部門間への分配、ハイエク流の生産の時間にわたる分配といった生産構造という用法、ドイツの学者によつて用いられる景気変動と区別するための構造変動、主として応用経済学者によつて用いられる価格構造ないし集計量の構造、計量経済学者の不規則な刺戟を規則的振動に変形せしめる構造、理論的分析に対しても仮定せられる所与で不变の条件を示す経済の構造、計量経済学者のいう数量的に既知の常数と係数から成る模型の構造、理論経済学において結果を決定するが、それによつて決定されない条件としての体系の構造、分析のために通常不变と仮定せられる基礎的条件の変動という意味の構造変動等である。

のいう数量的に既知の常数と係数から成る模型の構造、理論経済学において結果を決定するが、それによつて決定されない条件としての体系の構造、分析のために通常不变と仮定せられる基礎的条件の変動という意味の構造変動等である。

彼が不明確なものとして非難する構造概念の例としては、抽象的・仮定的なものと対照せられる、現実的であり、観察可能であ

り、測定可能な事実とか、時代精神とか、時間にわたる制度の発展という意味の経済の構造、体制の徐々に変動する部分、ないし体制の急激に変ることが望ましくない部分をなす体制の構造、理論的構造体系から乖離する生産要素と生産物に対する価格構造という意味の構造的不均衡、経済的環境の急激な変動を示す構造変動、競争の程度を判定するに適する事実の記述という意味の市場の構造、重要なとみなされる事実のあらゆる情報を指す産業の構造。これらのことが、構造とか構造的という名称で呼ばれるとき、その意味が明確性を欠くというのがマハルップ教授の所説である。さらに、構造とか、構造的という概念が弁護論を秘めて用いられる第三の用例として、彼は次のようなものをかけている。産業の構造—競争的制限の口実、構造的不均衡—価格統制、カルテルの弁護論、為替統制の弁護論、保護政策の弁護論、輸入制限の弁護論、構造差—診断、予測の排除¹⁾。

(1)拙稿「構造概念のために」、経済科学第七卷第三号において同教授の論文はやゝ詳細に述べられているから、それを往見して頂きたい。

三

以上私はマハルツ教授の所説をごく簡単に述べたので、以下これについて私の見解を明らかにしておきたい。

のよう、この概念が明確な意味をもつ場合、不明確な意味をもつ場合、弁護論を秘めて用いられる場合となつてゐる。しかし、この

分類のもつ生産的意義について、私にはいささか疑問がある。むしろ、この分類は理論と歴史と政策とにおいて用いられる場合とした方が判りやすくなるであろうか。じじつ、彼のあげる例から考えられることは、私のこの分類を裏書きしているように思われる。あるいは、またそれは分析的理論と政策的理論ないし歴史的理論の三つの場合といつてもよからう。

さて科学は、常識とちがつて、常にその用いる概念が明確にされておらなければならぬということは、たしかに彼のいう通りである。それで構造概念の用法が第一の場合には許されるとしても、他の場合には避けられるべしというのも、一見尤もな主張であると思われる。しかし、この要請は分析的理論の場合には貫かれるとしても、他の場合にもそれが可能であろうか。そして、たとえそれが可能であるとしても、そのことが経済学の発展にとって果して望しいことであろうか。

この点について、私は次のような見解をもっている。古来、偉大な経済学者の業績のなかには、実証的に規定された変数間の明確な関係についての説明を含んでいる。しかし、彼らの業績のこの核心的な部分は、それほど明確でない多くの概念によってとりかこまれている。これらの概念を私はパレートやバーソンズとともに「残基的範疇」¹⁾と呼んでおこう。そこでいまこのように残基的範疇を用いることは、科学的に正しくないというならば、われわれはその学説の骨骼にしがみついて、それを祖述することだけしか許されないであらう。このことは科学の発達にとって果して望ましいことであるか。

(1) Talcott Parsons : *Structure of Social Action*, p. 37,
1937.

私はパーソンズとともに、経済学の進歩はむしろ偉大な経済学者によって述べられた残基的範疇をとり出し、それをば積極的に新しい変数として体系を再定式化することにあると考えたい。それは、瞬髪であるということ)での概念を捨て去ることではなく、それを科学的概念にまで昇華せしめることを意味している。もしそうでなければ、科学は常識や哲学から絶縁せられて、どこからもその栄養分を吸収することができず、したがつて、その成長を遂げる可能性を失つてしまふであろう。そこで現在私が構造概念について抱く考えは、まさに今日この概念こそが代表的な残基的範疇であり、それゆえにそれをもつと明確にして科学の体系のなかにとり入れる必要があるということである。

こういう観点から、私は今日構造の研究に大きな関心をそそぐフランスの戦後における構造理論の擡頭にとくに興味をもつてている。戦後のフランス経済学界では、このような傾向に属する数多くの文献が公表せられているが、近刊アンドレ・マルシャルの『経済の構造と体制』²⁾という著書も、その代表的なものの一つである。私はここでこの著書によつて説かれる構造理論が、一方で古典派や新古典派と、他方で歴史派や制度派といかに異なつた独自の境地を開拓しようとしているかを語る時間的な余裕はないが、構造という概念を中心としていかに新しい理論が形成されようとしているかの一つの例として、ここに彼の近著の存在を指摘しておこう。³⁾

(2) André Marchal : *Structures et Systèmes Économi-*

que, 1959.

- (3) なお、この近著の紹介については、拙稿・フランスの構造理論、近刊『理論経済学』所載を見よ。

質問一（橋大学坂本二郎）

- 一、構造における「分析的」と「叙述的」との区別をはつきり知るために、各この構造の例、お教え下さい。
- 二、構造的・機能的な分析の具体的な内容を例をもって示されると、よいと思います。

答

一、構造の「叙述的」理論としては、ドイツ歴史派の人々の考え方があげられるかと思います。構造の「分析的」理論は、ペーソンズが樹立しようと努力しているものであると思います。しかし後者もまだ分析的理論の枠組を意図しているだけであって、まだ真の分析的理論を作り上げたということはできないかもしれません。

二、構造的・機能的分析というものは、構造が機能を制約し、逆に機能が構造を変化せしめることを意味するものであって、具体的にいえば、フローとしての国民所得は、ストックとしての一国の資源の大きさによって決定せられるが、逆に前者が後者を決定するというような関係を指すのであります。

国家意志と国家権力との関係について

西山司

(立教大学)

覚訳『フォイエルバッハ論』▲国民文庫版 一九五四年▽六七
頁) 参照。

- 一、まえがき—問題の所在—
- 二、国家Ⅱ「幻想的な一般利害」—國家の顛倒的性格—
- 三、国家と経済政策の関係
- 四、むすび

一 まえがき—問題の所在—

経済政策はきわめて一般的にいえば国家の経済関係にたいする反作用であると考えられるが、本来、国家の政策は法律およびその他の国家的法令において認証され、国家の政治は国家の現行法を構成する法的諸規範をかりて定式化され、実施される。それ故、資本主義社会におけるすべての経済的な要求(特殊利害)は、それが法律のかたちで一般的な効力を得るためには、国家を通過し国家意志とならなければならない。

この問題を別の側面から考察してみよう。従来、経済政策の主体としての国家の本質は、経済的に支配する階級が被圧迫階級を抑圧して、搾取するための手段—資本主義社会における近代代議制国家は、資本によって賃労働を搾取するための道具—であると規定されている。この国家の本質規定にもとづいて経済政策の本質を考察すると、それは経済的に支配する階級が国家をとおして被圧迫階級を抑圧し搾取するためにおこなう諸方策—資本主義社会における経済政策の本質は資本家階級がブルジョア国家をとおして労働者階級を搾取するためにおこなう諸方策—であると考えられる。

- (1) 経済政策は、本来国家の下部構造にたいする関係であつて、あとで述べるように国家それ自体が特殊利害の自己疎外の結果生じたものであるから、当然国家は経済関係にたいして一定の作用をもつのである。
- (2) Friedrich Engels, Ludwig Feuerbach und der Ausgang der klassischen Philosophie. 1885 (出隆・藤川

現する。例えば、資本主義社会における経済政策の本質は資本階級の特殊利害であるにもかかわらず、ブルジョア国家をとおして現実に顕現するときには、資本主義社会全体の共同の利害として超階級的なものとしてあらわれている。

さて、経済政策の本質は特殊利害であるにもかかわらず、現実にあらわれる経済政策は常に社会全体の共同の利害をもつものとして顕倒した形で顕現しているのであるが、このことがとりもなおさず、特殊利害（経済的諸要求）が国家を通過することにより国家意志として一般的な効力を得て、つまり特殊利害（経済政策の本質）は、国家を通過することにより国家意志として共同利害（経済政策の現象）となり、その階級的な本質を覆いかくすのである。

それ故、先に述べた経済的諸要求（各個の特殊利害）が、何故、国家意志となるのかという問題は、いいかえると、何故、特殊利害が共同の利害として顕現するのかという経済政策の顕倒的な性格を究明する問題である。

いったいこの経済政策の顕倒的な性格はどうして生じるのであるか？

勿論、問題を解く鍵が国家にあることは明らかである。そこで我々はこの論述において、経済政策の顕倒的な性格を究明するために、経済政策論の立場より国家論を再整理し、経済政策の主体としての国家について考察してみよう。

(3) Friedrich Engels Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats (1884), S. 177

（邦訳『マルクス選集』△大月書店版 一九五〇年）第一三
卷下四七四頁）

(4) 尚、今日、国家論のまえには、「現代資本主義」論との関連で、種々の問題が提起されているので、これら「現代資本主義」論における国家観——「現代資本主義」の特徴の一つとして、ブルジョア国家のはたすべき新たな役割は、マルクス及びエンゲルスの「古くさくなつた国家についての規定」では解明できないので、これを創造的に発展さすというもの——を検討する手がかりを得たいと思う。

二 国家 II 「幻想的な一般利害」

—国家の顕倒的性格—

周知のように国家は基本的には下部構造すなわち社会の経済的な諸関係によって規定されているのであるから、我々の国家についての考察はまず経済諸関係の究明からはじめなければならない。⁽¹⁾

(1) 「不払の剩余労働が直接的生産者から汲みだされる独自的な経済的形態は、支配IIおよび隸属関係を規定するのであるが、この関係は直接に生産そのものから発生し、しかも生産にたいして規定的に反作用する。ところが、これを基礎として、生産諸関係そのものから発生する経済的共同体の全姿容が定まり、それと同時に、かかる共同体の独自的な政治的姿態も定まる。生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係こそは——この関係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の、したがつて労働の社会的生産力の、一定の発展段階に照応するのだが——つねに、そこに吾々が全社会的構造の、し

たがつてまた主権¹および従属関係の政治的形態の、要するにそのときどきの獨自的国家形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎、を見出すところのものである。」 Karl Marx; Das Kapital, Buch III, Dietz Verlag Berlin, 1953. S. 842. (長谷部文雄訳『資本論』第三巻△青木文庫版 一九五三年) 一一五頁)

さて、分業と生産手段の私的に所有される社会⁽²⁾においては、各々の個人の特殊利害（＝個別的な利害）は、相互に依存しあうすべての個人の共同の利害と矛盾する。すなわち各々の個人が自己の特殊利害（＝個別的な利害）を追求——各々の個人は共同利害に合致しない自己の特殊利害のみを追求するから——することによって、彼自身を疎外し——自己疎外——共同利害を幻想的な共同利害となしめ、各々の個人に対立する外的な強力となすのである。しかもすべての個人は各自の特殊利害のみを追求するのであるから、およそ一般的なものは幻想的な共同性の形態をとり、各々の個人にとって「外的」な彼らから「独立」の利害として、それ自身ふたたび特殊な、そして獨得な「一般」利害として主張される。この現実の各個の、また總体の利害からきりはなされた一個独立な姿をとつた「幻想的な一般利害」が國家である。

(2) ここでいう、生産手段の私的所有は、商品生産のばあいの生産手段の私的所有ではなく、史的唯物論でいうところの生産手段の共有にたいする私有ということである。だから、歴史的にみるならば、奴隸社会より今日までのすべての社会にあてはまるものである。

(3) 国家を「イデオロギー」的な側面より考察したばあい、自己疎外が重要な意義をもつことは、いまみたとおりであるが、あとで述るよう国家を「國家機関」の側面から考察すると、国家権力の相対的獨自性が重要な意義をもつのである。つまり、自己疎外と相対的獨自性は、国家を二つの側面より考察する際の軸点であるといえる。

(4) いまみたように、国家は「幻想的な一般利害」であるが、このことから我々は国家についての幾つかの基本的な問題を考察することができる。まず国家は「幻想的な一般利害」であるから、マルクスが、『経済学批判』（序言）で規定したようにならかに、上部構造であるということである。一部の「現代資本主義」論で述べられている「国家²」下部構造説は、この基本的な点から考察しても容易に納得しがたいものがある。次に經濟関係における特殊利害と共同利害の矛盾を基礎にして、特殊利害の自己疎外の結果、国家²「幻想的な一般利害」は成立するのであるが、いまもし、生産手段の共有される計画的な分業（計画的な労働の配分）の社会を考えると、この社会では各々の個人の利害はすべて共同の利害と一致し、特殊利害と共同利害の矛盾というようなものは存在しない。その結果、当然國家も成立しない。ここに我々は国家が經濟関係における特殊利害と共同利害の矛盾の存在する社会にのみ成立するという、國家の歴史的有限性を理解することができる。

さて、国家²「幻想的な一般利害」は、各々の個人の特殊利害の追求から自己疎外の結果生じたものであるからこそ、主として經濟

的な基礎——つまり階級関係の実在的な基礎——のうえに立脚するものである。⁽⁵⁾つまり、国家は全体からみて、ただその生産を支配している階級の経済的諸要求の、綜合的な形での反映たるにすぎないのであって、ここに我々は、国家 \parallel 「幻想的な一般利害」すなわち人間を支配する最初のイデオロギー的な威力を見るのである。

(5) 国家はつねに、血肉・言語・比較的大規模な分業・その他の利害のごとき・各家族集團および種族集團のうちに存在する諸紐帶—特に階級關係の実在的な基礎のうえにたっているのである。Karl Marx : Deutsche Ideologie, 1848. (邦訳『マ

ルリエン選集』第一巻上 大月書店版 一九五〇年三三頁参考照。)

(6) 自己疎外は、人間の社会關係からうみだされたものが、人間の外部で人間から独立したものとして逆に人間を規定することであるが、ここでいう反映は自己疎外と同様のことをいってるのであって、支配階級の意志そのものが国家意志ではなく、支配階級の意志の反映—反映は反映するものから独立して存する—が国家意志である。

かくして国家は、個々人の特殊利害の追求の結果、自己疎外により共同利害を幻想的な共同性となしめ、「幻想的な一般利害」として成立するのであるから、国家 \parallel 「幻想的な一般利害」なる特殊なものが「共同」のものになるという顛倒的な性格があるのである。

他方において、共同の、あるいは幻想上共同の諸利害にたいして、たえず現実的に対立しているところの特殊利害（ \parallel 個別的な利

害）の実践的な斗争は、国家としての「幻想的な一般利害」による実践的な干渉と制御とを当然に必要ならしめる。この国家による特殊利害（ \parallel 個別的な利害）を規制する実践的な行為は、当然物質的な働きかけであり、国家 \parallel 「幻想的な一般利害」は物象化・人格化して国家機関すなわち國家権力となるのである。尚、国家 \parallel 「幻想的な一般利害」の物象化したものが、全体としての国家機構——被支配階級を抑圧する国家機関の系統だった全ての組織——であり、人格化したものが警察官、官僚等である。——国家権力についてはこの節の終りで説明を補足する。

ここで注意しなければならないことは、国家 \parallel 「幻想的な一般利害」が物象化・人格化して国家機関 \parallel 国家権力となるばあいに、きわめて一般的にいって、当該社会の経済的に支配する階級の物質的な諸条件にむすびつき、その物質的な諸条件によって物象化するということである。⁽⁶⁾つまり国家 \parallel 「幻想的な一般利害」が物象化するということは、国家が当該社会にたいして、みずからを独立化（ \parallel 相対的の独自性をもつということ）するということであり、しかも特定の階級の物質的な諸条件にむすびついて、その階級の支配権をみずから行使するようになればなるほど、いよいよますます独立化するのである。

(7) 国家権力 \parallel 国家機構は、それ自体国家 \parallel 「幻想的な一般利害」の物象化—特定の階級の物質的諸条件によって—したものであるから、一個の経済的潜勢力^{ボテンツ}であるといえる。これを法律学の立場よりみれば、一定の法制度である。Friedrich Engels Ludwig Feuerbach und der Ausgang der kla

ssischen Philosophie. 1885. (出隆・藤川覚訳『フオイエ

ルバッハ論』△国民文庫版 一九五四年▽六九頁参照。)

(8) オストロヴィチャーノフは、相対的独自性について、次のように説明している。

すなわち、(1)国家は、経済的基礎への一般的依存性という面において、自己自身の内部的合法則性に従つて運動する。(2)國家は、その先行者達から一定の政治的、法制的、イデオロギー的材料を継承する。この材料はこの國家の発展の出発点であり、その発展に影響をあたえる。(3)国家は経済的基礎の発展にたいして、逆に積極的に反作用をおよぼす。

(オストロヴィチャーノフ「レーニン・スターリンにおける政治と経済」△ソヴェト研究者協会「研究資料」▽収録、一一二頁。)

さて、先にも述べたように、国家を「幻想的な一般利害」として考察すれば、特殊利害の自己疎外が、国家の解明の重要なポイントをなし、他方「国家機関」の方向から考察すれば、国家の社会にたいする相対的独自性が重要なポイントをなすことが理解された。かくして、国家は「幻想的な一般利害」として、特殊利害をあたかも「共同の利害」として成立させ、顛倒させるのであり、しかも、国家権力—経済関係にたいして相対的独自性をもつてはその執行権⁽⁹⁾行使して「共同利害」を施行する。

(9) 支配する階級が被支配階級にたいして、その抑圧する権力をおしおぼす国家権力の活動の全体、すなわちその権力を、「執行権力」Exekutivgewalt、その服従義務者にたいする

権利的性質よりいえば「執行権」という。執行権力は、三権分立を超えた全國家権力活動▽執行であるから、立法・行政・司法の三権分立というような三権分業のなかの一部たる「行政」または「行政権」だけの問題ではない。「行政」Verwaltung というのは、立法・行政・司法の三権のうちの一つの部門であるが、執行権力は軍隊・警察という武装力、刑務所・裁判所という強制施設をもち、広大な官僚制が国家権力を「執行する」全体をさす。尚詳細は、(平野義太郎『国家権力の構造』△理論社版 一九五四年▽四六一四七頁) を参照されたい。

* 国家権力について若干の補足が必要と思われる所以で、ここに簡単に説明をつけておきたい。尚、この論稿においては直接「国家論」を論述するのではないから詳細な説明は省略する。

さて、先にも述べたように、国家▽「幻想的な一般利害」は物象化・人格化して国家機構となるのであり、この国家機構がすなわち国家権力である。そして日常我々の眼前に存在するのは、この国家機構▽国家権力である。それ故、通常我々が国家を問題にするばあい、その大部分はこの国家機構▽国家権力のことをさしている。

我々が国家権力を問題にするばあい、大別される二つの問題がある。その一つは、この国家権力を如何なる階級が掌握しているか—毛沢東のいう『国体』の問題—ということであり、他の一つは、ある社会階級が敵階級とたたかい、自分を守るために政権機関をどんな形態で組織するか—毛沢東のいう『政体』

の問題——ということである。⁽¹⁾前者は国家権力（政治権力、公的権力もほぼ同じことである）の問題であり、後者は国家機構（国家体制・国家制度・支配体制もほぼ同じことである）の問題であるといえる。

国家機構は、被支配階級を抑圧する国家機関の系統だった全ての組織であるが、執行権の行使によって、すべての国家機関を動かすのである。さて、この国家機構を構成する国家機関は、被支配階級を搾取し、抑圧し支配するための強制装置であるが、大別して二つに分けられる。その一方は、物質的抑圧の機関であり（軍隊、警察、裁判所等）、他方はイデオロギー的抑圧の機関（教育・文化・宗教等の機関）である。⁽²⁾

(1) 毛沢東『新民主主義論』（邦訳『毛沢東選集』第四卷二三七頁）参照。

(2) Karl Marx; Der Bürgerkrieg in Frankreich. 1871. S. 51.（邦訳『マルクス選集』△大月書店版 一九五〇年▽第一卷下三二四一七頁、三五八頁）を参考されたい。

三 品家と経済政策の関係

これまで我々は、国家²「幻想的な一般利害」が特殊利害の自己疎外の結果生じ、それが物象化して国家機関³国家権力として経済関係に相対的独立性をもつことを考察してきたが、この国家と経済政策との関係は如何になるのであろうか。

本来、国家の政策は法律およびその他の国家的法令において認証

され、国家の政治は国家の現行法を構成する法的諸規範をかりて定式化され、実施される。それ故、資本主義社会においても、すべての経済的要求（特殊利害）が法律のかたちで一般的な効力を得るために、国家²「幻想的な一般利害」を通過し国家意志とななければならぬ。つまり、あらゆる特殊利害（経済的な諸要求）は、国家すなわち「幻想的な一般利害」を通過することによって頗倒し、法規範として客觀化され、あたかも社会全体の「共同の利害」として一般的な効力を得るのである。

かくして経済政策は、その本質は特定の階級（或いは階層・グループ・個人等の）の特殊利害（²個別的な利害）であるにもかかわらず、国家を通過することにより、超階級的な国家意志として顕現し、国家権力の執行権によって社会全体に実践的な干渉と制御を行うのである。

尚、経済的発展にたいする国家権力の反作用すなわち経済政策には、三とおりのものがありうる。それが経済的発展と同じ方向をとつておこなわれるばあい、そのときには進行が急速になる。それはまた経済的発展に逆行してもおこなわれうる。その場合には、こんちでは、どんな大国民にあってもそのような反作用は長いあいだにはほろびてしまふ。あるいはまた、経済的発展にたいして特定の方向を遮断し、他の方向を指定することもありうる。このばあいには、結局まえの二つのばあいのどちらかに帰着する。しかし第二のばあいと第三のばあいには、国家権力が経済的発展を大いに阻害して、力や材料の大量の浪費をうみだしかねないことは明らかである。

さて、これまでの考察から我々は経済政策の顛倒的な性格が、國家の顛倒性にもとづくものであることをほぼ明らかにし得たと思う。そして、まさにこの点に経済政策論の課題の一つとして、国家——経済政策の主体として——を究明する意義もあるものと思われる。

(1) Friedrich Engels; Brief an Conrad Schmidt. (1890) (邦訳『マルクス選集』第十五巻下▲大月書店版 一九五〇年▽五七頁)

四 むすび

本来、国家は国家機関として現実に存在しているところから、我々は日常、現実に対応しているこの国家権力を、国家のすべてとして往々に見誤りがちである。しかしながら経済政策論にとっては、国家意志の解明が重要であり、国家のイデオロギー的な側面つまり国家を「幻想的な一般利害」として考察することが、きわめて重要な意義をもつことはすでに述べたとおりである。

すなわち、経済政策の主体として国家を考察すれば、それは特殊利害の自己疎外の結果、「幻想的な一般利害」として成立し、ここに経済政策の本質は特殊利害であるにもかかわらず、国家を通過することにより国家意志となり、あたかも「共同利害」として顕現するという顛倒的性格の根柢があることを見出した。他方、国家＝「幻想的な一般利害」の物象化した国家機関＝国家権力は、社会にたいして相対的な独自性をもつのであって、政策の主体として経済政策を施行することを理解した。このように国家を両側面より考察す

ることによって、はじめて経済政策の顛倒的性格も明らかになり、「共同利害」として一般的な効力をもつ国家意志の階級的な本質も明らかになるものと思われる。

尚、資本主義社会については特にとりたてて述べなかつたが、この論述で考察したことは、資本主義社会の国家および経済政策についても基本的には適用できるのであって、経済政策論にとっては、ブルジョア国家の両側面についての解明が肝要であることはいうまでもないことである。勿論、産業資本主義より独占資本主義への経済関係の発展に応じて、ブルジョア国家もそれ変化するものともおもわれるが、これらブルジョア国家における諸問題——特に「現代資本主義」論との関連で——の解明は筆者の今後の研究課題の一つしたい。

(1) 経済政策論における国家の問題については、▲世界経済評論 一九六〇年十一月号▽の拙稿を参照されたい。(一九六〇年五月二十九日)

国家と価値法則

大門一樹
(関東学院大学)

1

國家が価値法則の内面的な形成要因となっていることを指摘したい。

資本主義の成立には、國家によって私有財産制度が確保され、交換の自由が確立されることが前提条件である。価値法則もこのような条件の下に成立が可能である。

しかし、この意味での國家の価値法則への関連は、与件的・前提的・条件的のもので、価値・価値法則の内容形成の要因ということにはならない。その意味では、國家は経済の周辺的存在、アウトサイダーにしかすぎない。

労働力という商品の取引に國家が参加してその価値を規定する要因となっていることを指摘するのがこの報告の目的であるが、このことに関しては普通にはつぎのように考えられていると思はれる。

すなはち、労働力と言はず、一般に商品の交換社会では、商品の売手、買手、売ると売らざるの自由、売ると売らざるの自由、そしてかれらが利己原則で行為する、このような諸要素の閉鎖体系の内部で価値法則は形成される。これで必要にして充分な条件は揃っている。これが自由経済の世界である。

普通にはこのようにの考え方でいる方であろう。この考え方では國家は顔を出す場がない。國家の必要なく経済は自己完了的に自己を実現することになっている。

この考え方に対し言いたいことは、國家は直接には交換に接觸しないが、國家の教育によって交換者の交換における意識・志向を支配し、交換そのものの規定力となり、そのことによって、価値形成の積極的因素となる、ということである。

このような考え方は、経済の自己閉鎖性を信ずる純粹論者からみると、異物混入と感じられるかも知れない。それでは、純粹論の立場ははたして純粹に貫きうるのだろうか、これを検討してみたい。

2

その一つとして、資本論のばあいを考えてみる。

マルクスは、商品の価値の大さはその商品を生産するに必要な労働量によって定る、と規定した(正確性を欠く表現だが、こゝでの議論に関するかぎりは、これでもこと足りるものとしよう)。

一定品質の靴をつくるに要する労働量、それは技術的に一定しており、客觀性をもった事実である。マルクスは、この法則を商品・人間労働力の価値の規定に適用しようとした。人間の労働力も靴や

電球と同じように売買される商品、その労働力の再生産に必要な労働量でその価値が規定されるのは当然である。

しかし、人間は感情・意志・認識をもつもので、このような人間の労働力を、切っても血の出ない商品と同一視することのできない者には、マルクスが商品の法則を人間に（労働力に、といってみても同じこと）適用しようとする不思議な着想をどう首尾一貫させるか、興味を抱かずにはおれない。

「労働力の再生産に必要な生活資料」とは何か、という問題がおきる。

靴をつくる必要労働量といえはつきりしている。おなじように労働者が工場で働く体力を与えるだけのカロリーをつくる労働量が労働力をつくる労働量である。こう考えるのが、労働力の価値規定を商品価値として規定したかったマルクスの本来の意図であっただろう。

靴をつくる必要労働量という意味に即して理解してみると、生理的最低限の家畜的生存（生活ではない）の必要カロリーのこととなり、調味料も食器も問題にならぬという生存可能条件の問題となつて事実の世界からかけはなれてしまう。

靴再生産の論理の延長で人間労働力の再生産を考えるとこうなるが、マルクスはこのようないいなかつた。かれは事実にも忠実であった。生活資料の中に文化的なものを入れることを忘れなかつた。「歴史的でモラルな要素」というプラスαをつけ加えることを忘れなかつた。一定の文化生活が許されたのである。

これで事実に適合する。しかし、同時に、この α をどうして説明するか、生理的最低説なら論理のスジは通つてゐるが、プラス α 説では α の論理的出所がハツキリしない。

3

プラス α はどこから来たか、はつきりしないのでマルクスの労働力の価値の規定は難解なものになつてゐる。それをはつきりさせる努力はマルキストの中にもあつて、最近は、 α は労働者の要求によって獲得され、資本との力関係の大小できまり、労働運動が労働力の価値の大きさを左右する、と説明した人も現れた。

この説明で α の出所は了解できることとなつた。

4

労資の力関係が労働力の価値の大きさをきめる要素となるとするところ、こゝに別の視野がひらけてくる。明治以来、日本の国家が安賃金で不平なく働くように労働者を馴化してきた事実を思ひ出さなければならぬ。社会主義思想に感染して「搾取」の事実に開眼し、不正・不合理な社会機構などと叫ぶ、不満と反抗の意識を蒸発することが必要となつてくる。マルクスも「資本主義生産の進歩は、教育と習慣とにより、この生産様式の環境を自明の法則と思量する労働者の数を漸次増加してゆく」と書いてゐるが、貧困を単にそれとしてながめないで、その原因を考えたり、それを搾取に発見したりするようになると、人々はもはや柔順に勤労にはげむことができなくななる。だから、マルクスのいうように教育・慣習・伝統などによつ

て、この制度を「自明」の事実、朝太陽が上り、夕に沈むような自然さをもつてうけとるように民衆を馴化しなければならなくなる。「搾取」を自覚するに至れば不満・不平・反抗は避けられない。だから、明治のむかしから、社会主義者たちが搾取の事実を労働者におしえることを国家はひどい弾圧でおさえつけただけでなく、マルクスのいう馴化教育に努力した。社会が繁栄するにつれて個人もゆたかになる、かせぐに追ひつく貧乏なし、優勝劣敗は自然の法則、セルフ・ヘルプ等々。そしてこれに加うるに忠孝の封建道徳によつて法や官への平伏思想をおしえこまれた。これによつて搾取への視線の目つぶしとしたのである。

かつての労働者の政党であつた社会大衆党は「國家の欺瞞教育を排除してほんとうの労働者の教育を与えねばならない」と宣言したりなどしている。

労働力の価値の大きさが、労資の力関係で定るとすれば、国家が（ならばに資本が）力関係を構成する要素とすることにより、価値規定に参加していることを認めなければならないのではないか、価値法則は、国家と無関係に独走することは許されないのでなかろうか。

質問一（神奈川大学 大態信行）

一 労働力の再生産に「必要」な生活手段（生活資料）の質量についての、マルクスの概念規定は用意周到であつて、問題はないのではないか。労働運動がその「必要」の水準を高めるという事実は認められていいだろう。しかし「國家」が価値法則に「作用」しているという説明が足りないと思う。

て、この制度を「自明」の事実、朝太陽が上り、夕に沈むような自然さをもつてうけとるように民衆を馴化しなければならなくなる。「搾取」を自覚するに至れば不満・不平・反抗は避けられない。だから、明治のむかしから、社会主義者たちが搾取の事実を労働者におしえることを国家はひどい弾圧でおさえつけただけでなく、マルクスのいう馴化教育に努力した。社会が繁栄するにつれて個人もゆたかになる、かせぐに追ひつく貧乏なし、優勝劣敗は自然の法則、セルフ・ヘルプ等々。そしてこれに加うるに忠孝の封建道徳によつて法や官への平伏思想をおしえこまれた。これによつて搾取への視線の目つぶしとしたのである。

かつての労働者の政党であつた社会大衆党は「國家の欺瞞教育を排除してほんとうの労働者の教育を与えねばならない」と宣言したりなどしている。

労働力の価値の大きさが、労資の力関係で定るとすれば、国家が（ならばに資本が）力関係を構成する要素となることにより、価値規定に参加していることを認めなければならないのではないか、価値法則は、国家と無関係に独走することは許されないのでなかろうか。

質問二（関西学院大学 小宮孝）

(1) 搾取機関だとしても、どのような仕方で搾取に参加するかが問題だ。資本の搾取と共同する際の国家の搾取の在り方から国家が価値形成の要素となることを指摘しなければならない。国家概念そのものから出ることは無用なまわり道。

(2) これは生産面で原理的に定まる労働力の価値と、流通面で定

交換関係の前提に國家の法体系があること、わけても私有制があることを指摘するのはいいが、しかし「國家」が価値法則に「作用」しているというのは飛躍ではないか。

むしろ「搾取機関」としての国家というマルクス的国家概念の上に立つて議論を進めた方が、報告者の目的にとつて一番早道ではないか。なぜ報告者は国家概念を規定しなかったか。

答 (1) はじめに「國家が価値法則に作用している」というのは飛躍ではないか」という質問について。

「必要」の水準を高めることは労働力の価値が大きくなること、そして、労働運動（＝国家と資本の抑圧・欺瞞排除運動）が価値を高めることを認める大熊氏は、国家が価値を小さくしていることを認めていることになる。飛躍はどこにあるのか。

(2) 「必要」概念の主觀性客觀性の末分、不明確こそは労働力価値の規定をあいまいなものとし、一義的理解を阻んで、マルキストを当惑させている。その原因は商品・物の価値規定を商品・人間のそれに適用しようとする無理にある。その背理の露出をおこうために多くの論理を操作しなければならなくなることが価値規定を理解困難なものにしているとおもわれる。

まる労働の市場価値との混同ではないか。後者は労働力の需給の力関係で定まるからである。しかしマルクスの価値法則として問題としているのは前者ではないか。

(乙) 国家が経済に作用するというが、また逆に国家権力等の上部構造はかえって逆に経済の生産関係によつて支えられているのではないか。

(丙) 論者の考えによれば、労働力のみならず商品の価値法則さえも、国家の作用によつて説明されざるを得なくなるがこの点は如何。

答 (丁) 需給以前の問題で、価格の段階ではなく、価値の段階を問題とした。

(乙) 然り、否。

(丙) 御洞察の通りで、選択の自由といつても形式だけで内容は國家の意志が個人の意志とされてしまつてゐる一面がある。

質問三 (香川大学 大泉行雄)

報告者の国家の説明は要するに国家は階級支配の機関であるといふマルクス国家觀にとどまると考えられるが、今日の社会保障の拡充の傾向にたいて、この事実をどのように理解するか。

また国家と広くいうとき、社会主義国家についてはこれどうにみるか。

(丁) 資本は労働を保護しなければ利潤を大きくできないことを認識したことと、民衆自身の要求とで拡充される。搾取一辺では搾取も困難になることを認識してきたのが現代の国家。

(乙) ソ連についていえば、大体において、国家は資本主義国家と

同じく搾取国家。労働生産物を支配者の計画による巨大軍備や国家資本(資本と呼びたい性格がある)にとり上げて民衆生活は抑えられている点で搾取ということばがあつてはまる。最近では民衆の要求も漸次とり入れられるようになつて生活も改善されてきつゝあるとすれば、その限り国家は変質しつゝある。基盤が社会主義であるから資本主義国家よりは搾取国家たる方向からの変質は急速であります筈である。

質問四 (神戸大学 竹中龍雄)

京都大学の島教授が最近「経済概念としての国家」を問題とされているが、報告者との間に共通のものがあるか。

答 (丁) 報告者の「国家」は経済外的のものなのか。

(乙) 島教授のことは知らない。国家の概念そのものは特に問題としていない。搾取の助力機関の性質を大きくもつてゐる、と考えているだけ。

(丙) 「経済外的」ということばの意味は一義的に明確ではない。報告の内容から解釈していただきたい。

質問五 (明治大学 岩下篤広)

概念規定における個別概念と一般概念との区別がなされていない。マルクスの商品・労働力の価値規定は純粹概念としては誤りはない。たゞ共同経済体と存在するときに、労働力の単位労働価値を自らの手で減して行かねばならない。そこで共同労経体の存在を済働者自らのものとするか、又現代の社会機構のものとするかによつて、その支配の概念を異にする。社会階級闘争の理論の根拠をもまた示すものであるか、このことに対する理解はなされ

ていない。

答 趣旨を了解していたときやすいために国家は搾取機関としたが、搾取といつても、資本家は利潤を最大にするためには労働者に高賃銀を与えねばならない。労働者ひへいしては黄金の卵はとれない。チームス川の水がはんらんするとロンドンの工場主も労働者も懸命に防衛する。現代にも共同はあるが斗争面がつよいだけのことである。

経済政策と社会過程

—経済均衡と社会拘束均衡の統一的理解—

久米 収

(静岡薬科大学)

一 経済政策の理論的把握のための社会過程論

現代経済において経済政策の役割が年々重要性を加えてきていることは、国家財政が国民所得に占める割合からみても明らかである。特に景気変動の調整、経済成長の実現等は経済政策なしには考えられないといつても過言ではない。かように経済政策の意義が

増大するにつれ、経済政策と経済理論とは截然と区別されなければならぬという従来の考え方が漸次修正されて、両者の関連は緊密化してきた。即ち経済政策の実施によって生ずる経済的效果を理論的に究明すると同時に、理論的分析の結果は政策樹立の資料として提供されるようになった。

しかし経済理論が主たる対象としているところは個々の経済単位の営む経済活動の綜合的な趨勢であつて、経済政策の樹立実施の過程を積極的に分析しようという意欲には欠けていいるといわなければならない。それは個々の経済単位の営む経済活動と政府の行う経済政策とが経済学的に厳しく区別されてきたからである。即ち個々の経済単位は価格、需給等を支配する経済諸法則にしたがつて、自己の最大利益を獲ようとして経済活動を営むのに対して、政府の実施する経済政策は国民経済の安定と発展とを実現するために、個々の経

済単位では行い得ない経済活動をも実施しうるのである。民間個々の経済単位ならば、経済諸法則のもとに自己の経済採算の枠の中で経済活動を営まなければならないから、財貨の購入、生産、投資等もその制約をうけるが、経済政策は国家権力にもとづいて、私的経済単位のなしえない生産、投資を行なばかりでなく、私的経済単位の経済活動を抑制又は促進することができる。

政府の経済政策が一般の経済単位と異つて経済的法則性を超えた一連の方策を実施できるということは、経済法則にしたがつて社会経済の趨勢を分析する経済理論が、政策そのものを取扱うことには極度に慎重となつた所以であり、又資本主義初期の自由主義経済学の政策観の然らしむるところでもある。自由主義経済思想によれば、個々の経済単位が夫々の経済採算において最大の利潤をあげることが可能であるばかりでなく、国民経済的にも望ましいことであり、止むを得ない場合にだけ、例外的に経済政策が行われるべきだと考えられたのである。しかし現代国民経済における経済政策の役割を例外的なものと断定することは事実に反するし、経済政策にもとづいて惹き起された経済諸現象は個々の経済単位の経済活動と相まって国民経済を形成するのであるから、経済理論が経済政策をも含めた国民経済を一元的に説明できるのでなければ、経済理論の現

代的意義は稀薄になってしまふであろう。いわゆる社会会計論が企業・家計の收支のみならず、政府会計をも含む規模のバランス・シートで国民経済の統一的把握を試みているのは、経済理論が一元的に経済現象を説明しようとする一つのあらわれといえよう。しかし、その中には経済法則にしたがつた給付と反対給付の関係のみならず、租税や交付金の如き一方的給付を内包しており、経済的合理性を基盤とする経済理論としては本質的検討に欠けている憾みがある。

政府の経済政策は種々の点において個々の経済単位の営む経済活動と異った性格をもつたものであることは認められるにしても、現代の経済政策の意義が大きいことを考へるなら、個々の経済単位の経済活動と同一の理論的範疇において把えられなければならないのである。そのためには一方において経済政策のもつ経済的法則性を超えた強制的規制作用を再検討し、他方個々の経済単位が経済社会において経済活動を営む場合の経済的法則性を再検討することが必要である。強制的規制力をもつ経済政策といえども、経済的諸量を取り扱うのであるから、規制作用と経済的作用との相関関係を考へることは可能である。又個々の経済単位の営む経済活動は一般に経済単位間の経済関係と経済的法則性とによって規定されていると見做されているが、現実の経済活動を規定する要因は極めて多岐にわたり経済外的要因が存在していることも否定できない。したがつて、経済政策と個々の経済単位の営む経済活動とを同一の理論的範疇におくためには、経済理論の理論的基礎を拡げて、狭義の経済的法則性と複合関係にある社会的拘束性をも内包せしめることが有益と考

えられる。

一般的経済活動と経済政策とは何れも経済的諸量を取扱うものであるが、共にその具体的活動は多くの社会関係によつて規制、拘束されており、而もその社会関係は常に変動をつゞけている。換言すれば両者は「社会過程」の規制をうけつゝ活動を開展するのである。ここに小論の題目として「経済政策と社会過程」を掲げ、経済理論の拡充を試みる所以がある。「社会過程」という概念を社会学の通念にしたがつて使用したいと思うが、一応その概念を規定するならば、社会を構成しているものが相互に交渉しあつて、何らかの社会関係をつくり上げていく過程を指している。つまり経済単位間の社会関係が形成され、更にその関係が変動していく過程であり、個々の経済単位の立場で社会過程をとらえるならば、単位間の相互関係によつて如何なる拘束をうけるか、又その拘束が如何に変化するかのプロセスと考えられる。

「社会過程」の概念を導入して先に掲げた問題を解明するにあたっては、第一に個々の経済単位が経済活動を営むに際して「社会過程」によつて如何に規制されているかを検討し、「社会過程」の規制作用と合理的経済法則性との関係を明らかにしなければならない。第二に経済政策の規制作用を吟味するにあたつても「社会過程」との関連において、経済的諸量の操作が検討される。以上二つの側面における考察を経て経済理論の範疇と法則性について再検討を加え、重要性を加えつつある経済政策を国民経済の中において、二元的に把える契機を見出そうとするものである。

二 社会過程の経済活動に対する拘束

個々の経済単位の営む経済活動を拘束する要因と考えられる単位間の社会関係は横の関係と縦の関係との二つの方向をもつてゐる。

横の関係としては、極めて激しい競争対立関係から、極めて密接な協同関係に到るまで、対等にして結合の度を異にする種々の関係が存在する。又縦の関係としては強度の支配従属の関係から全く対等な関係に到るまで、支配従属の程度を異にする種々の上下関係が考えられる。この二つの方向をもつ関係は互に独立しているわけではなく、対等にして且つ激しい競争関係とか、強い支配従属性の関係をもちながら緊密な協同関係をもつとか、横の関係と縦の関係とは種々に組合わされているのである。而もこれらの関係は固定化することなく、常に変化していわゆる社会過程を形成する。例えば企業の系列化という現象を企業間の社会関係の変化としてみれば、競争対立関係から協同関係への移行であり、又対等関係から支配従属関係への移行を示すものである。そしてこのような経済単位間の諸関係とその変化とは夫々の程度に応じて、個々の経済単位を拘束しその営む経済活動を規制することになる。

種々の経済単位の中で資本主義経済の典型とも云える企業について、その経済活動を分析してみると、資金を調達すること、設備、

機械を整えること、資材原料を購入すること、技術水準を高めること、人的組織を整備すること、生産行程にしたがつて製品を製造すること、製品の販売を行うこと、行政的手続を怠らぬこと等がいわゆる企業活動の内容となつてゐる。かかる企業活動を継続するという

ことは、銀行等金融機関、資材原料等生産者、運輸機関、建設業者、技術提供機関、労働者、市場、宣伝広告機関及び関係官庁等一定の関係をもつて、常に交渉して自己の企業目的が円滑に達せられるように配慮することである。これらの諸機関、諸単位と全く対等の関係にあつて、価格法則によつてのみ企業活動が規定されるならば、純経済主義に立つて最大の利潤を実現することが可能であり、財貨の量と質と価格との三者間の調整に専心すれば足りるのである。

ところが現実の問題としては資金の調達を行う場合、金利負担を増加しさえすれば借入が自由に行われるわけではなく、更に銀行の納得する諸条件を満さなければならぬ。その条件の内容は極めて多様であるが、例えば指定する人間を経営主脳陣の中に加えるとか、企業の生産規模、生産内容を変更するとかいった内容をも含んでいる。又原材料購入関係や製品販売関係をもつ企業との間に於いても一定の系列的支配に服することを条件に購入販売が可能になるという場合も屢々である。これらは企業の経済活動に経済関係構造からの社会的拘束が加わっていることを示すものであつて、企業活動が資金、財貨の給付を受けるのに対し、単に価格による反対給付を与えるだけではすまないで、社会的拘束に服することをも反対給付の内容としなければならぬことを意味している。

本来最大の利潤を実現するために諸の手段を整えることが企業活動であったのに、その目的実現の手段たる経済活動が経済的選択を許さず固定化してしまふ場合すら生ずるに到るのである。例えば生産性を増大させるための手段として行われるべき技術導入が経済的選択の対象となることなく、技術提供機関の要求する高い技術料と

か經營支配権を代償として行われ、而もその結果生産に活用されることなく温存又は死蔵されるなどは、手段としての技術導入が企業活動に対して社会的拘束性をもつたものになつてゐることを示しているといえよう。

以上は企業の経済活動の一例にすぎないが、一般に個々の経済単位の営む経済活動が多様な社会的拘束のもとに可能となつてゐるばかりでなく、その内容は諸拘束によつて規制されているといえよう。資本主義社会においては経済単位特に企業は最大の利益を求めて経済活動を営むことが当然と考えられているが、前資本主義社会においては利益を求めて経済活動を営むということが生計の資をうるという目的の手段にすぎなかつたわけで、資本主義社会になつてからはじめて利潤をうることが一般に目的化して、利潤獲得が経済活動を拘束する最大の規制要因と考えられるに到つたのである。しかし現代の経済社会においては最大の利益を求めて行われる経済活動に対し極めて多様な社会的拘束が加わり、その諸拘束にしたがつて経済活動が左右されなければならなくなつてゐるのである。したがつて個々の経済単位の営む経済活動の社会的趨勢をとらえようとする経済理論は、単に最大利益を求めて行われる経済活動の合理的経済法則性のみを根拠とするのでは不充分であつて、更にその範疇を拡げて社会的拘束関係の領域をも包含する必要があるといわなければならない。

三 経済政策の規制作用

問題解明の第二として経済政策の個々の経済単位に対する規制作

用について考えるに、経済政策も亦個々の経済単位の営む経済活動に対する社会的拘束の一つとしてとらえられる。経済社会は個々の経済単位の全く自由な経済活動によってのみ形成されるという社会理念のもとでは、経済政策は極めて独自の地位を保つことができたが、個々の経済単位の現状は既に述べたように、多くの社会的諸拘束に制約されており、経済政策が経済活動を規定乃至変更する限りにおいては社会的拘束の一つであるといわなければならない。

経済政策が特に他の社会的諸拘束から区別されるのは、政策が国家権力にもとづいたもので、したがつてその拘束性が他に比して強大であるからである。経済政策が強大な拘束力をもつているのは、一方において法的又は行政的制裁を伴う一方的価値剝奪を行うことができるということと、他方において経済的反対給付を要求することなしに一方的に価値を付与することができるからである。前者の場合個々の経済単位の立場においては、経済活動に経済的に不利な拘束力が加わることであり、後者の場合には経済的に有利な拘束力が加わることを意味している。したがつて、個々の経済単位にとつて、経済政策という拘束力の如何は極めて重大な関心の的となるのである。

しかし経済政策は社会的拘束を一方的に個々の経済単位に加えるだけではないことは注意を要する。即ち絏済政策のもつ拘束力を強大ならしめている国家権力は政治的諸勢力の均衡に支えられるものであるから、絏済政策の拘束力を規定するものは産業界・金融界・労働界・言論界等のもつ拘束力であり、これら各界の政治的拘束関係が絏済政策の内容を決定することになる。したがつて絏済政策が

個々の経済単位に及ぼす規制作用は諸拘束関係の如何によって変動することは明らかである。

そこで経済政策が個々の経済単位に対する規制作用を考えるのに、これまで述べた如く、経済単位の営む経済活動は既に周囲の社会的諸拘束をうけて、それらの諸拘束の均衡の上に成立しているのである。したがって経済政策が強大な拘束を特定の経済単位に加えることによって、これまでの経済単位間の拘束均衡は破れ、その上に成立していた経済均衡も変更を余儀なくされ、関係経済単位の経済活動に変化を及ぼす結果となる。例えば特定産業、特定企業に対する保護政策は当該企業に有利な拘束力を付与することによって既成の均衡を破り、例えは生産量の増大を可能ならしめ、新しい拘束均衡と経済均衡を生ぜしめることになる。

以上の如く経済政策の規制作用を吟味するならば、政策が単に経済単位の経済活動を変更せしめるだけでなく、経済単位間の社会拘束関係を変更せしめ、拘束均衡の破壊及び再形成を通じて経済活動を変動せしめるといえるのである。而もこの拘束作用は直接の対象となる経済単位に加えられるだけでなく、拘束力は波及し、又は競合することによって拘束効果を複雑にしている。先ず第一に経済政策の波及効果を考察しよう。例えは工業生産高を増大する意図のものと財政投融資政策が実施されるという場合、財政投融資の対象となるものは特定のものに限られる。当該企業は与えられた資金を以て新しい設備を整え、生産規模を増大することができるようになる。そのため他の経済単位との間の財の交換が活潑になるという限りでは、政策が価格法則に基く経済主義を刺激したということ終

るのであるが、政策効果はそれにとどまらない。政府の財政援助をえた当該企業が原材料取引先又は製品販売先に對して取引量、価格に関し支配的地位を占めるとか、経営内容に干渉しうることになる。とすれば、経済政策のもつ社会拘束性が更に当該企業の関連企業に対する拘束力を派生せしめることになる。又同種の企業の中の特定企業にのみ財政投融資が行われるならば、これまで対等な競争関係にあつた企業との間に支配服従関係を生ぜしめることも考えられる。戦後の財政投資が企業系列化を一層促進する役割を果したことは、政策拘束作用の波及効果といえよう。

この波及効果は経済政策が経済的価値の裏付けをもつ場合だけに限られない。例えは貿易自由化政策の標榜があつて以来、自由化に備えての合理化投資が著しく進み、企業の借入金に頼る度合を強めているといわれる。これは企業が経済活動を決定するにあたって、政策の動向を重要な社会的拘束条件の一つとしていることを示すものである。更に企業の借入金依存が金融機関の企業に対する支配を強化するならば、政策の拘束性が新たな社会拘束関係を派生せしめることになる。

第二に経済政策の拘束作用の競合を考えよう。経済単位が経済活動を営むにあたっては関連企業、官庁、金融機関等多方面の社会的拘束に規制されているのであるが、多くの社会的拘束が同時に作用するのが常である。例えは賃金の決定に際して、企業団体、労働組合、政府、金融機関等の拘束力が種々の方向を以て加わることによって行われるのである。今経済政策だけに限定しても、既に述べた如く、国家権力が諸社会集団の政治的拘束の均衡の上に成立してい

るものであるから、政策が一元化された政治権力によって支えられる場合には種々の経済政策のもつ拘束作用は同一の方向をとり、その拘束力も強大となる。しかし多元的な政治勢力の均衡のもとに実施されるときは政策の有する拘束作用の効果は減ずる。例えば財政政策においては資金の撒布が行われ、金融政策においては引締が行われる場合には、経済全般が如何なる変化を示すかは、この二つの政策の拘束力の強さ如何にかかっているといわなければならない。

又種々の社会的拘束が同時に諸経済単位に作用する場合であっても、夫々の経済単位に加わる拘束の内容が異れば、経済単位間の拘束関係には著しい変化が生ずることになる。例えば金融政策によって融資を抑制された企業と、財政政策によって市場をえた企業との間の関係は当然従前の拘束均衡を保つことはできなくなり、有利な社会的経済的条件を獲得した側が優位に立つことになるであろう。

四 経済政策の意義

以上の考察から経済政策が国民経済の中において如何なる意義と本質とを有するかを吟味しようとするならば、経済政策が個々の経済単位の営む経済活動を規制する社会的諸拘束の一つであるということから出発しなければならない。而も諸経済単位は夫々自己の経済活動を営むと同時に、経済活動そのものが社会拘束関係の制約をうけつゝ、社会拘束関係を形成しているという事実を併せ考へるな

らば、政府の経済政策と経済単位の営む経済活動とは、合理的経済法則性と社会拘束性という二面をもつ共通の基盤に立つ理論的範疇において理解されるのである。

このような前提において経済政策をとらえると、国家権力に基く強力な拘束作用が経済社会の拘束均衡を破壊し、新たな拘束均衡を形成せしめる主導性をもつてゐるという点で、経済政策の意義が認められるのである。このことは決して他の社会的諸条件による拘束均衡の変更を否定するものではなく、政策の主導性を強調するものである。特に政策を決定するものが政治的拘束均衡であるということとは、合理的経済法則性に比して社会拘束性が強く作用することを意味しており、それだけ経済均衡の変動の巾を大きくすることになる。したがつて国民経済を構成する経済単位間の社会拘束関係並びに合理的経済関係を修正するという倫理的役割を経済政策が担つてゐるといえる。即ち個々の経済単位の間においては、合理的経済法則性によって社会拘束性が強化される場合が多いために、単位間の拘束力格差が増大し、傾斜構造乃至二重構造の傾向を深化させる。これに対しても経済政策を規定する社会諸拘束は極めて、多様な要因を包含しているために、合理的経済法則性を牽制して目的的な拘束作用を営む可能性を有するのである。ここに経済政策が拘束均衡の変更を通じて、合目的的経済均衡を実現する所以があるのであるといえるのである。

わが国主要貿易港発展形態の分析

—四日市港を中心として—

松浦茂治

(愛知学芸大学)

一 港別（地域別）貿易の雁行形態的発展

幕末における開港以降の、わが国主要港貿易発展の形態を分析すれば（図1 主要港別輸出額、図2 主要港別輸入額、この資料は日本外國貿易年表で、この全国計は昭和二〇年までは内地・樺太の合計額、二一年以降は日本国の合計額）、それは後進港あるいは新興港の貿易が、先進港の貿易商品あるいは市場を摸取しながら、あるいはまた新商品・新市場を自ら開拓しながら、先進港を追跡しつつ成長発展し、ときには成長率の高い港の貿易が、成長率の低い港のそれを凌駕して伸長していくのを見ることが出来る。これがある特定港の貿易発展についてみれば、その輸出および輸入のそれぞれにおいて、商品構成と地域構成とを刻々に変えながら、他港のそれとシーソー・ゲームを繰返していくものとしてこれを把握することが出来る。このような考察方法は「産業発展の雁行形態」の一変形としての、「港別（地域別）貿易の雁行形態的発展」とも名づけ得る、一つの研究分野であると考える。ただ基本型の方は、國際經濟社会内における一國民経済について、産業別に輸入→生産→輸出→輸入の各カーブを描いて考察しようとしているのに對し、ここに問題とする変形は、一國民経済内における各港（各地域）の輸入・生産・

輸出・貿易（輸出入）の各カーブを描き、一國民経済の範囲内において他港のそれらと重ねあわせて考察しようとするものである。そこでは各地域経済のそれぞれについて、輸入→生産→輸出→輸入が考えられるわけであるが、各地域経済はこの輸出入以外にも、国内の他の地域経済と海陸の輸送路によって大量に交流しているわけである。さらにこの場合各港について産業別に分析することは勿論可能であるが、ここでは四日市港を主とし、またその総輸出額・総輸入額・総貿易額を中心にして考察していくことにする。

二 主要港貿易発展形態概観

開港以降における主要港貿易額の発展を概観するに（貿易額の図は省略、それは本稿の図1・2が統合されたもの）、この八四カ年（明治六一昭和三二）を「貿易の地方化→遠心的分散化」という基準から、次のように四期に区分することが出来る。第1期は開国→明治三二年の間である。この時期は安政六年から明治五年までの間に横浜・長崎・函館・神戸・新潟・大阪が順次開港され、以後この六つの港を通じて貿易が行われたのであるが、その貿易は横浜・神戸二港に集中し、わが国貿易額の八五%を取扱っていた（以下%は前後の関係で明瞭な場合は省略）。しかしこの期のうちでも明治二年

図 2 主要港別輸入額

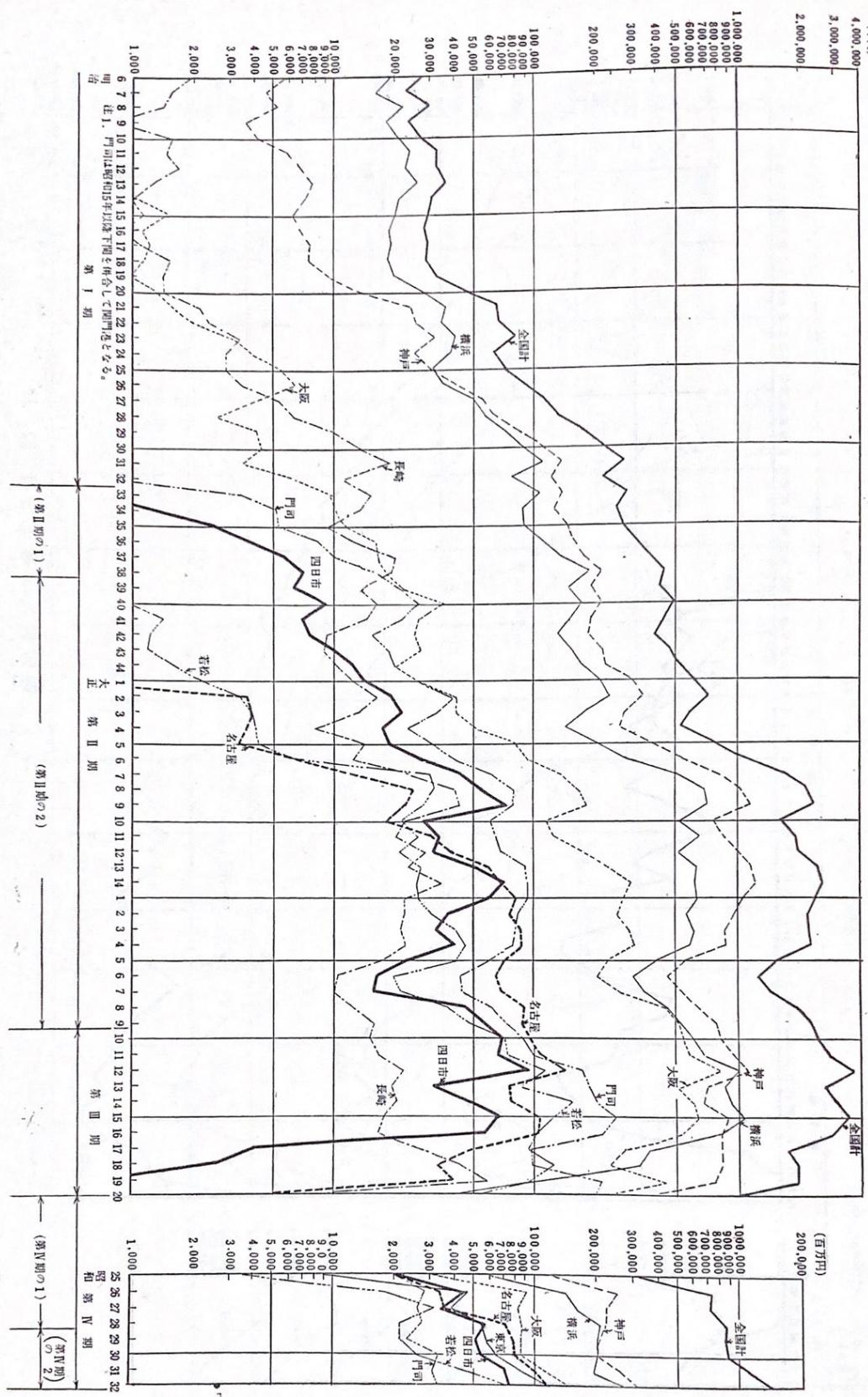
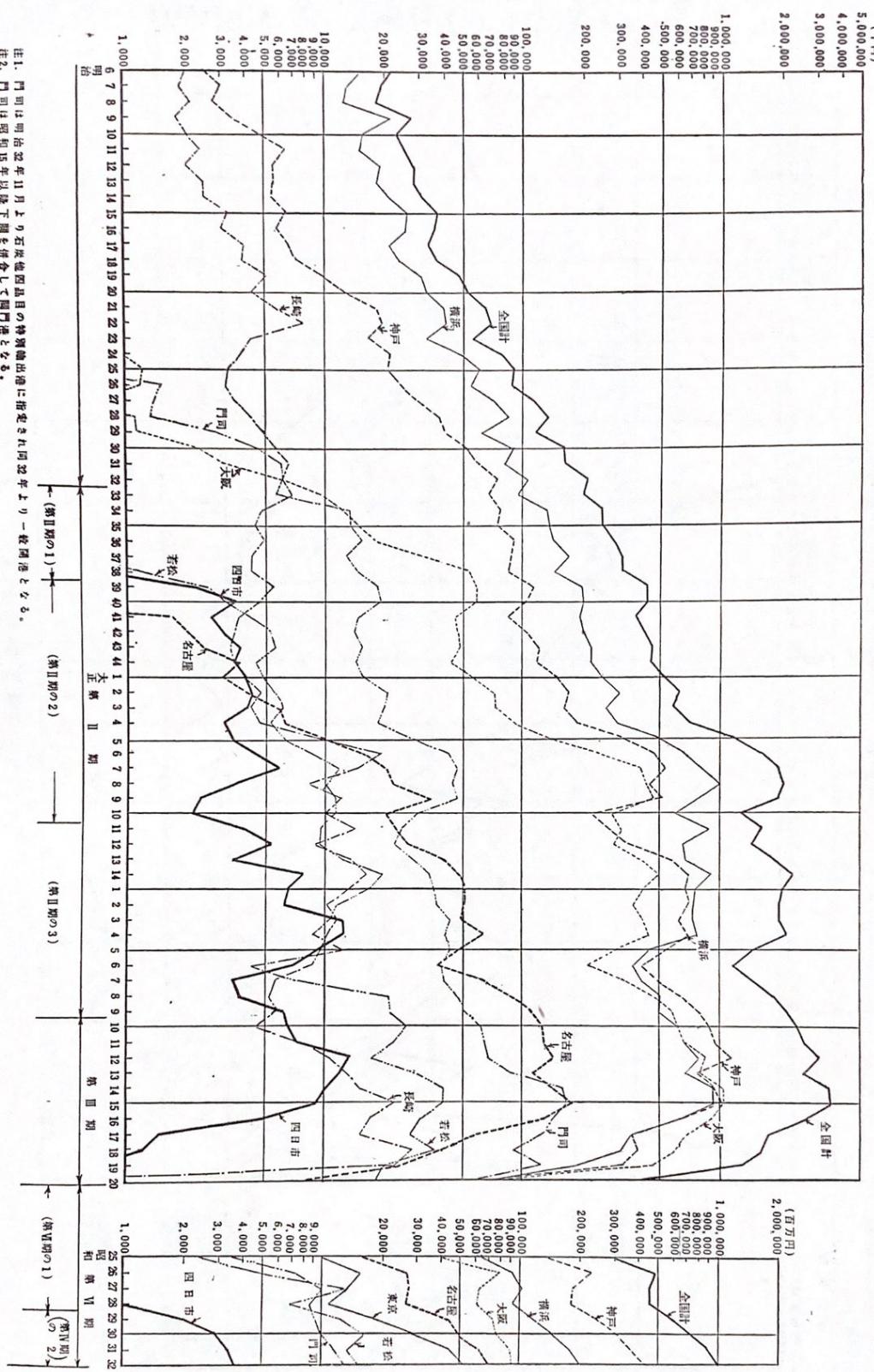


図 1 主要港別輸出額



を境にし、それ以前は横浜港が絶対的優位を占め（例えば明治六年には、横浜だけで七一・二）、それ以後は神戸の伸長（特に輸入において）著しく、横浜を追跡し、明治三一年に至って遂にこれを抜くに至る（この年、両港で八七・九、うち神戸四四・七、横浜四三・一）。第Ⅱ期は明治三三—昭和九年の時期で、前期末の明治三二年に一挙に一八港が開港されており、計二十四開港をもつて発足するが、この期間中にもいくつかの開港が追加指定されていく。四日市は明治三二年の開港中に含まれ、名古屋はこれより八カ年遅れ、人造港造築第一期工事の進捗を待つて同四〇年に開港される。なお北九州では門司が前述三二年の一八開港中に含まれ、若松が五年遅れて三七年に開港される。この期を通じて横浜と神戸は伯仲するが、前半では横浜が、後半では神戸が首位の座を占める。遅れて発足した大阪のこの期における躍進ぶりは目覚ましく、期末の昭和九年には一時的ではあるが横浜を追越し、神戸に次いで第二位となる。またこの期間中に古い伝統を持つ長崎は大阪・門司・四日市・名古屋・若松に次々に追越され、またこのうちの名古屋はその後若松・四日市・門司を追越して発展し、大阪につぐ高い成長率を示す。門司・若松・四日市などもこの期の後半において頭角を現わし始める。このようにして、この期を通じて貿易門戸の少數港への集中は緩和され、その分散—遠心的地方化傾向がきざし始め、期末の昭和九年においては、阪神両港で六〇・四、これに横浜を加えた三港合計で八三・五となる。第Ⅲ期は昭和一〇—同二〇年の期間で、第二次大戦を含み、わが国貿易は日華事変勃発の昭和一二年、および太平洋戦争開戦前年の昭和一五年という二回のピークを持って空前の膨脹を示

す。この期には国防的見地から、政策による工場の地方分散が行われる等の事もあって、貿易港地方化傾向は一層強化されていく。この期を通じ神戸・横浜・大阪三港の貿易額は著しく接近して三港鼎立の形となり、また北九州工業地帯の成熟が戦時体制下に促進された等の事もあり、門司・若松両港の進出は名古屋・四日市を凌ぐものがある。昭和一二年において神・横両港で五八・六、これに大阪を加えた三港合計八二・九で、名古屋(四・三)、門司(三・五)、若松(二・〇)、四日市(一・六)などがこれに次ぎ、地方化傾向は一層強化されてくる。第Ⅳ期は終戦—昭和三二年の期間で、この戦後復興期の特徴としては、大阪が第三位を維持しながらも成長率のにぶりをみせ、発刺たる成長をつづける第四位名古屋の急ピッチな追跡を受けていること、最も新しく登場した東京（昭和一六年開港）が急速な成長を遂げて名古屋に迫っていること、最近になつて若松が漸く立直りをみせ（特に輸出において）、四日市を抜く態勢を示してきたことなどがあげられる。期末の昭和三二年において神戸(二九・一)、横浜(一八・九)両港にやや集中するが、これに次ぐ大阪(九・六)、名古屋(七・四)、東京(六・七)、若松(三・六)、四日市(三・一)、門司(一・八)なども比較的に大きな比率を占め、貿易港分散傾向は前期に続いて軌道にのつて進んでいく。

以上のような発展形態をもたらした条件については、各港別の詳細な分析を要するが、ここにその大要のみを列挙すれば、第Ⅰ期における横浜は生糸輸出、神戸は綿花輸入に支えられており、第Ⅱ期における大阪の躍進は綿織物輸出に依存し、第Ⅲ期における門司の成長は精糖・機械油・苛性ソーダ・小麦粉輸出と、小麦・食塩の輸入

とに、また若松は精糖・金属輸出と、鉱および金属・石炭・大豆・食塩輸入とに支持されている。第Ⅳ期における名古屋・四日市両港の伸長は両港の綿花・羊毛輸入比率の増加、名古屋における機械・自動車輸出増、四日市の酸化チタン輸出増に原因する。若松の最近の立直りは八幡製鉄に関連する金属輸出、鉱石・石炭輸入増に負うところが大である。東京は玩具・鯨油・電気器具輸出、鉄鋼くず・粗糖輸入の増加などに伴つて大幅な成長を遂げている。

(1) 拙稿　わが国主要貿易港発展形態の研究　一橋論〇四四ノ
一、一二一一二頁参照。

三 四日市港貿易発展形態の分析

四日市港の貿易は第Ⅱ期直前の明治三二年より始まる(明治二二年特別輸出港、同三〇年よりは特別輸出入港になつていて)。この第Ⅱ期のうち「明治三三一同三八」の間を第Ⅱ期の1期とする。この時期はセメント・陶磁器・綿織物・緑茶などが、その時々の商談成立により積出されるが、金額も少く安定性を欠く。不安定商業港時代とも名づけるべき時期である。「明治三九一大正一〇」の間を第Ⅱ期の2期とし、綿糸・綿織物輸出時代という事が出来る。輸出カーブもこの時期に入つて漸く上昇をみせる。そしてたとえば大正一年をとつてみると、四日市港輸出額中、綿織物は六一・七、綿織糸は一四・四を占めている。図1をみてわかるように、この綿製品輸出時代が一つの輸出カーブを描く。「大正一—昭和九」の間を第Ⅲ期の3期とし、陶磁器輸出時代とする事が出来る。前期に収えた綿製品輸出を、新興の姉妹港名古屋に譲つた四日市は、陶磁器輸

出港として全盛期を迎えることになる。この期の最盛期には、愛知県産陶磁器の一部もここから輸出される。この綿製品から陶磁器に転換する大正七年には綿製品輸出は急減し陶磁器輸出は未だ始まらず輸出カーブは谷間を描くが、続く八、九年は暫定的に緑茶輸出がつなぎの役割をつとめる。昭和四年がこの期のピークをなすが、この年の四日市港輸出額中陶磁器は八一・四を占める。一方この年ににおけるわが国陶磁器輸出の港別構成をみると名古屋五五・〇、四日市二八・〇、神戸一一・四、門司二・四、大阪二・二、その他一・〇となり、名古屋港はすでに過半を占めている。「昭和一〇一同二〇」の間を第Ⅲ期とする。前期の末昭和六、七年頃より陶磁器輸出が減少するとともに、輸出カーブは下降に転じ再び谷間の時期を迎えるが、昭和九、一〇、一年と今度は植物油輸出がつなぎの役をつとめ、陶磁器輸出の復興するまでを持ちこたえ、第Ⅲ期上昇カーブにつながる。こうしてこの期は陶磁器輸出時代の再現としての一つの山をつくる。この期のピーク時昭和一二年において、陶磁器は四日市港輸出額の四二・九を占めるが、この陶磁器の輸出港構成をみると名古屋七八・〇、四日市一一・一、神戸四・九……となり、すでに名古屋の絶対的優位が確立し、四日市は第二位を保ちながらもその比率は減退している。「昭和二一一同三二」の間を第Ⅳ期とするが、そのうち前半「昭和二一一同二八」の間を1期とし、肥料・硝子・琺瑯鉄器・ミシン・陶磁器等が輸出されるが金額も少く、かつての開港頭初のような不安定商業港時代を再現する。この期の後半「昭和二九一同三二」を第Ⅳ期の2期とし、酸化チタン輸出が急増し、これにつれて輸出カーブも急上昇する。こうして工業港時

代の特徴がきざしてくる。期末の三二年において酸化チタンは四日市港輸出額の四九・一を占め、第二位の陶磁器は一五・三を占めるにすぎない。

輸入においても「明治三三一同三八」を第Ⅱ期の1期として区分し、これを豆糟・大豆輸入時代とすることが出来る。期末の三八年において四日市港輸入額中豆糟一二・三、大豆一一・四、繰綿一〇・一……となっている。「明治三九—昭和九」の間はこれを通して第Ⅱ期の2期とし、綿花輸入時代と呼ぶことが出来る。この期のほぼ半ばのピーク時大正九年の四日市港輸入額中繰綿は九二・四で第一位、第二位の豆糟は五・八を占めるに過ぎない。この年の繰綿輸入港別構成比は神戸六三・五、横浜一四・三、四日市九・四、大阪八・〇、門司二・八、その他二・〇となっている。「昭和一〇一同二〇」を第Ⅲ期とし、羊毛輸入港時代とすることが出来る。前期末の昭和八年頃より羊毛輸入額は繰綿のそれを追越して伸長し、この期の輸入カーブを上昇させ、昭和一二年のピーク時をつくる。この年の四日市港輸入額中、羊毛六八・五、繰綿二一・四……となつており、羊毛輸入港別構成では横浜二四・五、名古屋二四・三、四日市二一・八、大阪一五・三、神戸一四・一となっている。「昭和一二同三三」を第Ⅳ期とし、引きつき羊毛輸入港時代と名づけることが出来る。この期のはじめ昭和二一一同二二年の二ヵ年は繰綿が羊毛を押えて第一位にあるが、金額も比較的少いし終戦直後の事でもあり、特別の時代区分を行わないことにする。ただこの期のうち二九年以降を特に区分して第Ⅳ期の2期とし、二八年までの第Ⅳ期の1期と区別することにする。その理由としては、二九年において

原油輸入は未だ第三位にはあるが、この頃より四日市港輸入額中において漸く重きをなしてきたこと、および翌三〇年には旧海燃跡の昭和四日市石油への払下が決定したことなどをあげることが出来る。ここではこの後半を特に羊毛・原油輸入港時代と呼ぶことにする（輸入をトンで計算すれば、二九年において原油は六〇・八を占めて第一位にある）。期末の三二年においては、四日市港輸入額中羊毛五六・一、綿花二二・〇、原油一〇・一……となっている。こうして輸入面においても工業港的特徴のきざしがみえて来たのである。

四 結 語

以上一般的には、一部の港への貿易額の極端な集中という傾向が緩和されて、貿易港の遠心的分散化の進捗するのをみてきたのであるが、このような分析の結果次の四項目の基本的傾向と、これに処する三つの政策とが導出される。

1 商品別に、それらが輸出入される経由貿易港をみると、この両者の関係は相当固着性を持つが（生糸輸出の横浜、綿織物輸出の神戸・大阪、毛織物輸出の神戸等）、一方長期的にみれば輸出入経由港は徐々に変化し、その動向としては商品毎に類をもつて一二の専門港に集中する傾向がある（陶磁器・合板輸出の名古屋、羊毛輸入の四日市等）。

2 国内原料使用・製品輸出の比重は漸減し、輸入原料使用・製品輸出の比重が代って増大してくる（伊勢・紀州材を原料とした箱樽板の四日市よりの輸出は第Ⅱ期末より衰退した。名古屋も始め木曾

材を原料とする箱樽板を輸出していたが、同じく第Ⅱ期末頃より木曽材が扱底し始めたが、この頃より南洋材輸入、箱樽板・ベニア板輸出に切替え、その輸出は一層増大している)。

3 ある地域に工業が発達すれば、水深・湾入にあまり関係なく、その工業地域は自らの海外への門戸である港を造成していく(名古屋は、その外港であった武豊・四日市両港を排して、自らの港を造成していく)。

4 近代化学工業の発達により、用途は同じであっても使用される輸入原料は変化し、したがってその港の性格も変貌をとげていく(羊毛・生ゴム輸入に代り、原油を輸入し臨海工業地帯で合成ゴム・合成繊維の生産が行われるようになる。四日市にそのきざしが見える)。

このような形勢に対し、次のような政策を導出することが出来る。

1 同質貿易港間の過度競争は、輸出における過度競争と等しく、お互に傷つけ合うばかりでなく、対外信用を失墜することになる。これら諸港間の組織化・計画化を行う必要がある(現在空港も含め八〇ほどの開港場があり、過度競争を行つてゐる。特に隣接港が同じような商品構成・市場構成を持つような同質的発展段階にあるときは、産業港整備計画・能率的貿易計画・適正な工業配置計画等により、貿易港間の組織化・計画化を行う必要がある。例えば綿・毛織物輸出における神戸・大阪と名古屋との競合、陶磁器輸出における名古屋と四日市との競合がある)。

2 貿易港を百貨店的貿易港と専門店的貿易港とに区分して調整

することが考えられる(東京・名古屋・神戸など大都市の門戸港たる貿易港は、ある程度百貨店的に各種商品の輸出入を扱う商業港的性格を持つ必要がある。しかし商品毎に一、二の専門港を設ければ、港の施設もそれに適応したものとなり、大規模生産の利益にも比すべき、大量取扱の利益が得られるであろう。例えば羊毛輸入の四日市、陶磁器輸出の名古屋、緑茶輸出の清水、原油輸入の川崎・四日市・下津・岩国・新居浜等)。

3 工業立地と工業港配置とを常に関連して考え、適正な専門工業港の育成を考えていくことが必要である(例えば、四日市臨港綜合石油化学工業センター育成と、マンモスタンカーによる原油輸入港施設整備)。

質問一 (中央大学 宮本秀雄)

四日市港のわが国貿易発展の中において占める位置づけと、四日市の産業発展との関連はどうなつてゐるか。

答 四日市港について、本報告でふれなかつたが御質問のように輸入・生産・輸出の雁行形態的分析が必要である。拙稿「四日市港の研究 愛学大研報VIII 昭和三四」にはこの点に論及している。市内工業総生産額と輸入額のカーブはほぼ一致し、輸出カーブはこれを下廻りながらほぼ平行して推移する。綿花輸入カーブ、綿糸生産カーブ、綿織物生産カーブはほぼ平行しながら順次下廻って推移する。「これは輸入綿花の一部がそのまま市外・県外に搬出され、また半製品である綿糸の一部がこれまで市外・県外に搬出されて織布されるためである。綿糸・綿織物輸出の大半は他港を経由し、四日市より積出されるものは僅少である。羊毛・毛織糸・毛織物につい

ても、ほぼ同様のことが言える。なおこの生産・貿易の関係については右の拙稿の他、酒井正三郎編 四日市市史 昭和三六 に、工業生産部門－名古屋大 滝沢氏、貿易－拙稿 の共同研究がある。

質問二（甲南大学 金持一郎）

報告の四日市臨港工業地帯・四日市港と和歌山工業地帯・下津港との間には類似点・共通点がみられるようと思われる。今後の発展策について共通の政策あらば示されたい。

答 中京工業地帯の南に位置し、大脇石油・昭和四日市石油の両石油精製所を中心として、石油化学工業にウエイトを置く臨海工業地帯を育成している四日市と、阪神工業地帯の南に位置し、丸善石油・東亜燃料の両石油精製所を中心として和歌山臨海工業地帯を開拓している下津とは確かに類似点をもっている。しかし四日市の方が(1)石油化学工業中心の特色をはつきり出していること、(2)北方中京工業地帯と平地で連なり、将来は名四港、伊勢湾工業地帯として一体化する可能性を持っているのに対し、下津の方は、(1)紀ノ川口の住友金属、海南港の日東紡、下津の丸善・東燃、有田川口の大日電線のように、それぞれの港に結びついて点在し背後地に乏しく、また石油化学中心の特色を未だ打出していないこと、(2)和歌山工業地帯は今日のところ未だ阪神工業地帯の一衛星工業地帯であるにどまり、未だこれと一体となる気配を示していない。ただ四日市にしても下津にしても、それぞれの石油精製所を中心にして総合石油化学工業センターを育成し、さらに製鉄所の誘致に成功すれば、関連産業も発達し工業港としての飛躍的発展が期待される。

(以上その他、名古屋大 酒井教授・一橋大 小島教授・青森木材

成田氏より個人的助言をいただいたが、これらについては本文中ふれた点もあり、また今後の研究に待つことにしたい。)

資本蓄積と中小企業

藍原豊作
(群馬大学)

一

現在、高度な資本蓄積が進展する過程で、中小企業の状態についても、若干の変化が生じてきていることが、本年度経済白書などによって指摘されている。そこでは、(1) 電気機械、自動車を中心とする中小下請メーカーの拡大と発展、(2) 中小企業設備投資の増大と中企業(二〇〇人~二九九人)規模の著増、(3) 系列企業の再編成と強化、(4) 二重構造の漸時解消への展望、等が指摘されている。

具体的な分析は、後節にゆずるとして、われくは、まづこれらの指摘が、高成長、景気の好況局面とのむすびつきを背景として指摘されている点に注目しよう。

けだし、独占と中小企業における構造変化は、資本蓄積、その現実的過程である循環局面の推移から無関係ではないからである。たとえば、系列化についてみても、その発生は、次のように指摘されている。それは、「現循環の不況局面、なんばく、朝鮮ブームによる不況中斷に続く過程において開始され、五四年の中間恐慌の過程でさら拡大されたように見える。」

このような把握の仕方の中に、独占と中小企業の存立諸形態とそ

の変化が、景気循環の局面ときわめて密接にむすびついていることが理解される。

逆に又、日本のごとく、産業構造にしめる中小企業の比重がきわめて高く、しかもそれが独占と一重的構造をもつてむすびつている所では、この広汎な両者の結合と仕組そのものが景気循環の過程に対して一定の役割をもつてているであろう。

たとえば、ヨハン・ローレンツ・シュミットは、「独占資本主義における恐慌と循環の若干の問題について」の中で、恐慌論の立場から次のように述べている。

「独占企業と非独占企業とともにたらされる恐慌の結果の、これはげしいかつたえず増大する不均等性が、恐慌循環の経過にいかなる変化をもたらすか、ということを研究するのは……きわめて重要な課題のひとつである」として、独占体の支配、独占価格、非独占部門への恐慌の負担の転嫁の問題を循環に及ぼす影響との関連についている。

このような問題意識からするならば、現在好況局面において、高成長、市場の拡大、価格の上昇、設備投資の増大等が進行する過程で、独占と中小企業の具体的展開がいかにしておこなわれ、それが好況局面の推移にいかなる意味をもつてているかが問われなければな

らないであろう。

「中小企業は、大企業にとって景気変動のクッションである」とはしばく指摘されてきた言葉である。いうまでもなく、この言葉は、その限りにおいて独占と中小企業の一つの側面をあらわしている。

だが、蓄積運動の視点よりみるならば、より肝要なことは、中小企業が大企業にとって景気変動のクッションであることをも含めて蓄積の現実的過程である景気循環の中で、その一環として独占と中小企業の関係がとらえられなければならない。

このことは、循環過程と、独占と中小企業の関係をきりはなしでとらえることでもなく、又、循環過程を前提として、その上に立て独占と中小企業の関係をとらえることでもなく、むしろ、景気循環そのものの一環として、循環に規定され、かつそれを形成する一要因として独占と中小企業の諸関係と諸変化がとらえられなければならない。

さらにいえば、循環運動そのものの内包する矛盾の一環として独占と中小企業の関係がとらえられなければならない。

ここではこのような問題意識から、できるだけ景気循環との関連を念頭において、最近の独占と中小企業の諸変化について分析してみよう。

二

まづ、白書によつて指摘されているような最近の諸変化が、どのよくな経済構造の上で生じてきているかについて考えてみよう。

周知のように、現在にいたる資本の蓄積がきわめて急速な発展を

しめたことはあまねく指摘されている通りである。この蓄積をその生産力の指標である鉱工業生産指数についてみると第一表の通りである。その発展は、昭和三十年以降においてもっとも著しい。昭

和三十四年について、経済白書は、「業種別にみると、石炭、造船などの一部をのぞいて、大部分の業種で増産をみたが、とくに機械及びその関連産業とセメント、ガラスなどの建設資材の生産増加が目立つた。機械工業は対前年比五一%増をしめし、全体の生産増加にはたした寄与率は、実に四八%にもものぼつてい

る。」

かかる指標にしめされる資本蓄積の急速な上昇は、どのような特徴をもつてゐるか。

この点について、当面必要

第一表 鉱工業生産指数

	32年	33年	34年	35年1月	35年3月
製造業	147.2	152.3	199.5	200.4	245.8
鉄鋼	136.3	135.3	186.9	189.0	211.5
機械	207.4	228.5	344.1	340.0	421.7
化学	144.3	150.6	176.3	177.2	193.8
織維	128.7	119.6	145.4	145.8	158.1

昭和30年=100

通産省調

なことは、次の諸点である。

(一) 生産の上昇が、高度な蓄積・集中をともなつて進行し、二重構造といわれる工業の構造的格差が顕著になつたこと。

これを規模別企業諸指標についてみると第二表の通りである。す

第二表 規模別企業指標

	合計	2.000千円未満	2000～4.999	5.000～9.999	10.000～49.999	50.000～99.999	100.000以上
会社数	100 417,738	83.5 348,970	11.4 47,462	2.6 10,789	1.9 7,958	0.2 1,003	0.4 1,556
資本金	100 2,036,475	10.9 221,702	6.7 135,637	3.4 68,555	7.1 145,088	3.1 64,299	68.8 1,401,194
純損益	100 586,960	14.9 87,534	9.0 52,583	4.7 27,849	11.7 68,758	3.5 20,744	56.2 329,492

大蔵省 法人企業統計 昭和33年

第三表 資本金規模別設備投資額（単位百万円）

	昭和32年	昭和33年		
1000万円～5000万円	115,765	8.7	82,881	7.1
5,000万円～1億	59,091	4.4	46,253	4.0
1億～10億	290,757	21.8	244,412	21.0
10億～50億	370,964	27.8	266,716	22.9
50億～100億	143,414	10.7	118,684	10.2
100億円以上	354,473	26.6	406,960	34.9
総計	1,334,464	100	1,165,906	100

経企庁 法人企業投資実績調査

なわち、会社数において、八三%をしめる資本金二〇〇万円以下の会社は、資本金総額のわずかに一〇・九%、総資産においては一四・三%、売上高一二・九%、営業利益一五%、純益金一四・九%をしめるにすぎない。これに

対し、総会社数の〇・四%をしめるにすぎない資本金一億円以上の階層は、資本金の六八・八%、総資金の五八・一%、売上高の四〇・五%、営業利益の五七・七%、純益金の五六・二%をしめている。⁽³⁾

この表によつて、すでに一億円を境としてかなりはつきりした断層をよみとることができる。さらに、規模別設備投資額によってこの傾向をみると（第三表）、大企業内部においても設備投資にかなりの階層がみられ、傾向として、さらに最上層企業の累積的肥大化—集積—の方向がつよい。又、一億円未満の階層との間に、はつきりした断層がみられ、その格差は拡大の傾向にあることをよみとることができる。このような設備投資における格差は、資本集約度（従業員一人当たり有形固定資産額）にもあらわれ、資産額規模ではかつて、それは最低規模—所有資産額二百万円未満—の企業ではわずかに七万円余であるのに対し、最大規模—資産額二百億円以上—の企業では百万円余に達し、その間ほぼ連続的な上昇線をもつて傾斜的な較差構造を形成している。⁽⁴⁾

これら少数の巨大企業は、生産の基幹部分、生産財部門を掌握し、集積をおしすすめ、他方、その加工部門は、極端に分散し、著しい格差構造を形成している。

このような格差現象が、高成長と表裏をなすものとしてまづ指摘されなければならないであろう。

われくが、まづ、この点を指摘するのは、生産と資本の集積、集中が、独占の指標であること、それが蓄積過程において独占の爾

余の諸資本に対する一定の支配を可能にする基礎であるからに他ならない。いいかえれば、独占段階における生産と資本の蓄積・集中は、独占の爾余の諸資本に対する支配を媒介としておこなわれる。

戦後における中小企業問題は、このような独占の蓄積・集中の強化発展の中で生じてきている問題である。

(乙) 独占への生産と資本の蓄積・集中、これを基礎にする社会的資本の蓄積は独占の中小資本分野への支配の拡大過程であるが、蓄積は、他方では、社会的生産力の拡大とともに原料、半製品、部品等を通ずる独占と中小企業の社会的分業の拡大過程である。勿論、社会的分業の発展は、そのままでは中小企業の拡大を意味しない。現実に、拡大した技術的格差のもとでは、独占は従来の中小企業との連繋から自製化を目指す場合もあり、又逆に「加工工程における原材料高の克服」という意図に伺われるよう、低賃金への執拗な吸着から、中小工業のより広い利用がなされる場合もある。

ともあれ、現実には、戦後過程をとつてみても、戦争直後の生産施設の荒廃時における中小企業の一時的繁栄につづく過程は、独占資本の復活と拡大を通じて、下請として、又原料、半製品、部品の販売、購買関係を通して中小企業が独占資本の網の中に編入されてゆく過程であった。事実、戦後生産力の増大にともない中小企業は増大している。その傾向を第四表によつてみると、五〇人未満の階層は、絶対数においては増加しながらも、総企業、総従業員の構成比率の年次的傾向としては減少しつつあるということ。そして、五〇人～三〇〇人未満の個所が規模別、年次別にみても増大していることが目立っている。さらに一方における蓄積・集中の著増にも

かかわらず、規模別構成においてもさほどの変動なく、依然として小規模企業の累積的増大をともない、それを再生産せしめてくる構造的特質がやはり注意されなければならない。この点は、従業員数の増大についても同様で、五〇人～三〇〇人規模の雇傭増がかなりはつきりと指摘できるし、高成長をしめした機械工業についても、中規模工業（五〇人～三〇〇人）の増大が同様に指摘できる。

さらに、このような中小企業層の増大は、独占的企業とどのようにむすびついているか。

第五表の産業連関表によつて、この点をみると、製造業の企業規模別にみた販売では、大工業はまず大工業内部の販売、次いで、中小工業への販売が多く、国内の最終需要への販売は大きくな。中小工業は国内の最終需要が最大であつて、次いで製造業以外の産業、中小工業内部の順となり、両者の構造的位置づけを一応しめしている。

さらに、自動車、電機産業等の下請依存度の多い産業の発展から下請メーカーの広汎な存在をし得ることができる。（中小企業綜合基本調査参考）

(丙) 以上のべた如く、高度なテンポの蓄積過程—好況過程—は、市場の拡大、系列企業にみられるような設備近代化に対する親企業からの強い要請、新たな部門の発生と発展とともに新たな加工部門の発生、価格の高水準に支えられた中小企業部門の収生（好況、不況の影響がもっとも敏感に生産集中度の上昇、下降となつて現れるのは主として消費財部門である）等の要因から、中小企業の設備投資、企業数の増大、規模の上昇がおこなわれてきているとみられる。

第四表 規模別構成の変化

	事業所				従業者数				事業所 数 増加率	従業者 数 増加率		
	昭和30年		昭和33年		昭和30年		昭和33年					
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比				
合計	27,156	100	34,857	100	3,227,157	100	4,106,695	100	128	127		
30人～ 49人	13,321	49	16,428	47.1	501,379	15.5	618,843	15.1	123	123		
50人～ 99人	7,769	28.6	10,583	30.4	528,241	16.3	718,717	17.5	136	136		
100人～ 199人	3,271	12.4	4,298	12.3	450,769	13.9	588,452	14.3	131	130		
200人～ 299人	1,064	3.9	1,407	4.0	259,547	8.4	341,763	8.3	132	131		
300人～ 499人	815	3.0	1,012	2.9	307,413	9.2	384,389	9.4	124	125		
500人～ 999人	540	1.9	680	2.0	375,316	11.6	465,265	11.3	125	124		
1,000人 以上	376	1.3	449	1.3	804,492	24.9	989,266	24.1	119	122		

工業統計表

第五表 製造業の企業規模別にみた販売

	製造業			その他の 産業	国内最終 需 要	海 外 需 要	計
	計	大工業	中小工業				
製造業計	44.9	20.2	24.7	21.6	28.2	8.5	100
大工業	59.7	31.9	27.8	17.9	21.8	4.9	100
中小工業	31.2	9.4	21.8	25.2	34.5	11.9	100

現代日本産業講座 VIII 31頁所收

他方、好況局面におけるこのような独占と中小企業の一見同時的発展（白書のいわゆる均衡的発展）は、価値的側面において、最大限の均衡の破壊過程に他ならない。

(+)において、好況局面において、資本と設備投資額の格差がかなり明瞭に現れてきていくこと、小零細企業における賃金の高騰傾向とともに、全体としての賃金格差は依然として大きいこと。

このような独占と中小企業における格差現象が、蓄積過程の結果であるとするならば、それは又、それで蓄積の有力な根拠でもある。

正に、このような点があるからこそ、独占の発展にともない、中小企業の量的増大が独占支配のもとにおいて可能なのであり、独占にとって特別に高い利潤が保証されるからこそ、より多くの中小工業の、より多くの加工工程が利用されるのである。好況過程において、独占の発展にともない、それと同一テンポで中小企業が増大しているという事実そのものが簡単に中小企業の自立的発展をしめすものではなく、独占資本主義の日本における特殊な現れ方をしめすものである。中小企業

の累積的増大そのものが日本における独占資本の特別の寄生的性格の表現でもあるということができる。そこには低賃金が基礎になっている。勿論、資本主義の発展にともない、中小資本といえども個々の諸資本は、その資本としての本性から、企業規模の拡大と、賃金への圧下に努める。労働市場の性格が、この賃金圧下に促進的に作用する。この面に関する限り、独占資本、中小資本とも資本としての連帶は強固である。だが、独占段階においては、このような個別的中小諸資本の資本としての衝動それ自体が客観的には、独占の致富源泉の形成要因の意味をもち、正にそのような形態においてしか存立し得ない所に、現在の中小企業問題があるといい得る。個別的な中小諸資本における集積と、社会的資本の動向とは厳密に区別された上で統一的に理解されなければならない。

このような低賃金地盤の基礎の上で、好況における市場の拡大、価格の高水準、親企業からの要請等に支えられて、最近における若干の変化が生じてきている。それ自身、日本における独占の寄生的集積方法の表現でもある。

このような視点との関連において、最近のスーパーマーケットシステム、独立の専門部品メーカーの成長、繊維のプロダクションチームの動向などが注目される所である。

三

上に述べたような構造的特徴が現在の好況局面の中いかにおこなわれているか。

(+) 経済白書は、中小企業設備投資にふれ、「本年度の中小企業の

設備投資は七割の企業が実施し……前年度に比して六〇%増となつて⁽⁵⁾いる。」と指摘している。われくは、このような中小企業設備投資の増大が第三表にみるような大企業との大きな格差の中でおこなわれている点が同時に注意されねばならないと思う。そして、現在の設備投資が鉄鋼における一貫工場化、大規模な自動車工場の建設、合織工業における設備増強等、主として独占企業における合理化、一貫化、多角化を目指すものが多く、この点でも好況局面は、独占と中小企業の生産性の格差を一層大きなものにしている。

さらに、独占企業における減価償却その他の内部留保の増大による自己資本の充実が指摘されるのに対し、中小企業では企業規模の増大が、著しい資本構成の悪化の中で、すすめられてきている。法人企業統計規模別比較では資本金一千万円以上の法人では、自己資本三一%に対し他人資本六九%，一千万円未満ではその比率は一四%対八六%となっている。その他積立金等の内部蓄積を考えるならば、資本構成の格差は一層著しい。

このようにみると、中小企業の設備投資の増大は、或程度好況をささえる要因にもなっているが、好況そのものは逆に独占と中小企業の格差を一層増大し、発展の桎梏を大きく準備する。たとえば「企業格差が増大したために、鉄鋼、自動車工業、電機工業などにおいて大企業と系列メーカー、部品メーカーとの間にアンバランスが生じ、そのことが大企業の発展の障害となつていて。」と指摘されている。しかも、低コスト、低賃金なるが故に、独占にとって中小資本への期待は一層大きい。正にこの点では一重的構造にある。さきの自動車工業におけるスーパーマーケットシステム、専門部品メ

一の育成等、いわゆる系列、再編強化の動きは、好況過程であらわれてきた技術的不均衡を資本のワク内において克服しようとする方向に他ならない。

ともあれ、好況過程における技術的格差、生産性の格差は、不況の場合一層明瞭にその内包する矛盾をあらわすであろう。

それは、独占資本そのものにとって発展の桎梏であるとともに、中小資本にとっても問題の一層の深刻化を意味する。

(乙) 一般に、好況期における高水準の価格は、生産性の低い企業にとっても、一定の存立の基礎を提供する。さらに、独占価格が維持されている場合にも、好況期には、より多くの需要をみたすためにかえってアウトサイダーの販売の有利が保証されるようなケースもあり、又、カルテルが機会均等の立場からかえって弱少企業の保護、温存を計るようなケースもある。

生産性の低い企業も好況時にはその存立地盤を拡大する。と同時に、最近の鉄鋼における公開販売制、自立調整、等の動きにみられるように好況期における利潤の独占的占有をおこなうあらゆる方法がとられてきている。

このような好況カルテルは、好況期における独占利潤を著しく高いものにするであろう。

反面、好況期における中小企業の収益率の低下が白書によつても指摘されている。さらに、好況期における中小企業の収益そのものが、独占価格引上げのテコとして作用する。

このように、好況期における利潤の独占的占有は、独占の蓄積を著しく高いものにするが、そのことは、不況期における価格の一層

の不安定をも準備する。

(丙) 好況期における市場の拡大は、一般に中小企業存立の基礎を拡大するといわれる。とくに、米国を中心とする中小企業製品市場の拡大は大きい。このような消費財市場の拡大もさることながら、現在好況期における市場の拡大が、生産財市場、主として独占的企業相互間の市場形成が大きいこと、さらに、中小企業分野との関連においても、自動車におけるメーカー専属の販売店組織、鉄鋼、化学工業における指定問屋制、織維における窓口問屋等、独占企業における市場支配がすすみ、中小企業との間に市場の差別化が著しく現れています。点も同時に指摘されなければならない。

このような好況期における独占の市場支配の強化は、独占利潤を著しく高いものにするであろう。と同時に、その過程が、独占にとって中間市場を形成する中小企業を荒廃させ、そのことによって一層鋭い市場的不安定を招来するものであることが指摘されなければならぬ。ここでは、個々の独占における市場占有率の拡大が、全体としての市場狭隘化の中ですすめられている点が注意されなければならない。

以上、技術設備、価格、市場を通して、好況過程の中で独占と中小企業の不均衡な発展がいかにおこなわれているかを概観した。この過程はさきにみたような矛盾の成熟過程であるが、同時に、独占支配の一層の強大化の過程でもあり、この独占支配の強大化との関連で、矛盾はきわめて複雑な様相を呈してくる。この点の分析が今後の研究の中で深められなければならないと考えていい。

(1) 中村秀一郎「景気循環と企業系列化」転機における日本経

済所収

経済評論 三十五年六月号所収

御園生等「日本の独占」八〇頁

(4) (3) (2)
宮沢健一「二重構造を資本面から分析する」エコノミスト
所収

三十五年度経済白書一四五頁

竹中一雄「現局面における投資競争」日本經濟分析 I 所収

(7) (6) (5)
中村秀一郎「独占資本主義の構造と中小企業問題」講座中
小企業 2 所収

(8) 御園生等 前掲書一〇九頁

質問一(大阪市立大学) 酒井安隆

答 独占と中小企業の間の「価値の收取側面」と「社会的分業」の側面を統一的に理解するというはどういう意味であるか。「社会的分業」は一般的に産業の性格によって一定のあり方が存在し「收取側面」がこのあり方を独占の立場から変容するものとして理解していくか。

質問二(名古屋大学) 滝沢菊太郎

答 独占と中小企業の社会的分業の存在が、独占の中小企業に対する価値收奪の基盤であり、独占資本蓄積の基盤である。その收奪は既存の社会的分業の体系を破壊し既存の社会的分業の体系では価値收奪が不可能になり、独占資本の蓄積は阻害される。これが景気循環の下降局面(不況)として現象する。

答 具体的に、最近の系列再編強化の動きなどをみても、そこには独占体の競争、自由化への対応等の要因があり、又、業種別にも機械、織維等によつて社会的分業のあり方(下請、原料の供給、購買)も異つてゐる。たとえば、自動車の場合では、その分業関係は「下請」という形でおこなわれてきた。この技術的補完関係の基礎の上で、独占の支配がおこなわれてきた。従つて、独占と中小企業の関係は、一面では、技術的補完、分業関係の側面であり、もう一つの面は、両者の支配と被收奪の側面である。

この二つの側面を動態的にみるならば、たとえば、最近の好況過程の進行の中で、独占価格、カルテル、下請管理の発展(独占の利潤占有の多様な方式)を媒介とした独占と中小企業の集積の格差が、両者の既存の分業体系による技術的格差を不相応に大きいものにした。それを独占が、その資本の要求を満す限度において、改変し、新しい技術的水準に即応する分業関係に編成替する動きとして、織維、機械、自動車などに現れている系列再編の方向をとらえることができるだろうと思います。その意味で、この二つの側面はからみ合つており、統一的に理解しないと、新しい形態あたらしい変化のもつ多様な側面を正確に評価できないのではないかと思います。

これが景気循環の上昇局面（好況）として現象する。この現象面の現われ方はタイムラグがあると思うか。

答 景気循環を、一応資本蓄積の現実的過程として理解すると、独占と、中小企業の関係は、この蓄積過程の一つの側面として理解され、その限りにおいて、蓄積＝循環に規定され、かつそれを構成する一側面としてとらえることができると思います。

本稿では、好況過程の中で、独占と中小企業の集積の格差を指摘し、それにもとづく両者の既存の分業体系における技術的格差の増大を指摘した。これを資本のワク内で解決しようとする方策として、最近の系列再編強化－新しい分業体系の創出－の方向をとらえた次第です。ここまで御質問の通りであります。

ただ、このように好況局面が、独占と中小企業に格差の増大をもたらす点は或程度理解できても、逆に、格差の増大が、好況局面の進行に、どのような影響を与えるかという点は、報告者も現在よくわかつております。

また、現在の循環そのものをいかにとらえるかについて、大きく論議がわかれていくように、景気循環と中小企業の存立形態の変化も、きわめて複雑な関係にあると思います。或る特定の中小企業の状態（たとえば系列化の発生や、中小企業の規模別分布の変動）が景気の波動と、どういう関係にあるかということは指摘できると思いますが、これらの具体的分析は今後の研究の中で深めてまいりたいと思います。